

10. 有益費支払いに関する意見について（照会）

（平成 28 年 2 月 25 日）

近畿財務局決裁文書 (甲)

行政文書
ファイル名

平成27年度普通財産の管理処分
全般
処理方針 (特別会計)

保存期間 5年

保存期間
満了日 2020年度末

情報の格付け 取扱制限		機密性 (3 ・ ② ・ 1) 情報					文書記号 番号	近財統-1第 210 号			
照合	月 日	標 識 欄 ()	至急 その他 ()	発 送 種 別	普通 速達 書留 簡易書留 特定記録	受領印 平成28.2.25 [印]	文書日付	平成28年2月25日			
発送	月 日				(その他)		親展 使送 電気通信回線	決裁日付	平成28年2月25日		
完結	月 日				注 意 事 項		(その他)	起案日付	平成 28年 2 月 23 日		
局 長	主管部長	主管次長	主管課長 委 任 池	課長補佐 (上席官)	係長 (管理官)	文書取扱 主任	起案者統括官 (1) [印]				
	総務部長	総務部次長	総務課長	課長補佐	文書係長			起案番号 第 210 号			
合議部課							公印押印済表示 電子署名付与済 表示 [印]				
受信者 伺 (大阪航空局長)				発信者 (近畿財務局長)							
件名 有益費支払いに関する意見について (照会)						伺 決 申 回	定 請 答	供 通 依 進	覧 達 頼 達	報 通 照 承	告 知 会 認
平成25年4月30日付阪空補第590号をもって大阪航空局長から処分依頼があり、学校法人森友学園と平成27年											
5月29日付EW第38号国有財産有償貸付合意書により定期借地による貸付けを行った下記財産について、貸付											
相手方から同合意書第6条第1項に定める土壤汚染及び地下埋設物の除去工事を行い、工事費の支払いを了した											
として関係資料の提出があったため、同合意書第6条第2項に基づき国が相手方に返還する有益費について											
別案により 大阪航空局に意見を照会してよろしいか。											
記											
豊中市野田町1501番 (土地・8,770.43㎡)											

調 書

1. 概要

大阪航空局から処分依頼を受けた豊中市所在の下記2.記載財産については、学校法人森友学園（以下「学園」と言う。）と8年後の売却を前提に、小学校用地として定期借地契約を締結している。

本財産には契約前から土壤汚染及びコンクリートガラ等の地下埋設物の存在が判明しており、学園が除去措置を行った場合、措置費用のうち国が適正と認めた額を有益費として学園に返還することを契約書に明記した上で契約を行っている。

今般、学園から、土壤汚染及び地下埋設物の除去工事及び工事費の支払いを了したとして関係資料の提出を受けたことから、予算措置及び支払いを行う大阪航空局に金額の妥当性等について意見を伺うもの。

2. 対象財産

所在地：豊中市野田町1501番。

区分・数量：土地・8,770.43㎡（台帳価格 763,027,410円）

沿革：昭和53年11月15日売買により取得。

会計名：自動車安全特別会計（空港整備勘定）。

3. 契約内容

相手方：学校法人森友学園。

契約日：平成27年5月29日合意書締結。

（平成27年6月8日に合意書内容を公正証書により取り交わし
定期借地契約が成立）。

貸付期間：平成27年6月8日～平成37年6月7日

指定用途：小学校敷地。

指定期日：平成28年3月31日

4. 国が有益費を支払う理由

本件定期借地契約の処理方針を策定する際に「貸付契約を締結した後に学園が本地の土壤汚染及び地下埋設物除去を行った場合の費用負担等の問題」について、当局統括法務監査官（所属法曹有資格者）に確認したところ、「貸付相手方が実施する土壤汚染除去等の措置は、貸付財産の価値を向上させることから民法第608条第2項に定める有益費（※）に該当する可能性があるため、貸し手において費用負担を一切行わないと整理することは法律的に問題がある。」との見解を得た。

そのため、学園に事前説明済みの土壌汚染及び地下埋設物に関する損害賠償請求や貸付料減免要求には応じないとする一方で、学園が除去等の措置を行った場合には、これを有益費と取扱い、国の基準により検証した結果、適正とされた額を支払うものとし、支払時期、方法は国が指定する旨の特約条項を定期借地契約に設けて対応するものとした。*

民法上、有益費は貸付財産の返還時に償還すればよいが、大阪航空局は将来に事務手続きを残さないよう、予算措置ができ次第、速やかに支払う方針としている。*

有益費の金額検証は大阪航空局が行うことで事前調整を了しており、別案文書により金額検証を含めた有益費の取扱いについて大阪航空局の意見を求めるものである。*

なお、大阪航空局は平成 28 年度当初に有益費に関する予算が措置できる見込みとしている。*

※民法第 608 条第 2 項

「賃借人が賃借物について有益費を支出したときは、賃貸人は、賃貸借の終了の時に、第 196 条第 2 項の規定に従い、その償還をしなければならない。ただし、裁判所は、賃貸人の請求により、その償還について相当の期限を許可することができる。」。

民法第 196 条第 2 項

「占有者が占有物の改良のために支出した金額その他の有益費については、その価格の増加が現存する場合に限り、回復者の選択に従い、その支出した金額又は増価額を償還させることができる。ただし、悪意の占有者に対しては、裁判所は、回復者の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる。*

以 上



近財統-1第 号
平成28年 月 日

大阪航空局長 様

近畿財務局長 武内 良樹

有益費支払いに関する意見について（照会）

平成25年4月30日付阪空補第590号により貴局から処分依頼を受けて、学校法人森友学園（以下「学園」という。）に定期借地による貸付けを行った下記の財産については、平成27年5月29日付EW第38号国有財産有償貸付合意書（以下「合意書」という。）第6条第1項に定める土壌汚染及び地下埋設物の除去工事を行い、131,760,000円の工事費用を支払ったとして学園から関係資料の提出がなされました。

つきましては、合意書第6条第2項に基づき国が学園に返還する有益費に関して貴局の意見を照会します。

記

所在地	豊中市野田町1501番
区分	土地
数量	8,770.43㎡
契約日	平成27年5月29日（合意書締結日）

担当

近畿財務局管財部統括国有財産管理官（1）
業務1班 三好、清水
Tel：06-6949-6386

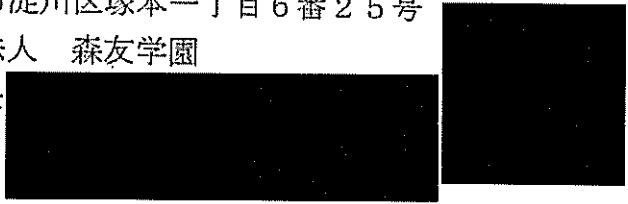


統括官	上 席	管理官

平成28年2月18日

近畿財務局長 殿
大阪航空局長 殿

大阪市淀川区塚本一丁目6番25号
学校法人 森友学園
理事長



有益費に関する資料の提出について

平成27年5月29日付EW第38号国有財産有償貸付合意書（以下「合意書」という。）により小学校敷地として国から貸付けを受けた下記1の土地について、合意書第6条第1項に定める土壤汚染及び地下埋設物の除去措置を了しましたので、合意書第6条第6項に基づく資料を提出します。

合意書第6条第2項により国が返還する有益費の金額について検討願います。

記

1. 対象物件

所在地 豊中市野田町1501番
区分・数量 土地 8,770.43㎡

2. 支出した費用

¥ 121,760,000 円 (別添領収証書合計額)

領 収 証

No. 05192

学校法人 森友学園 理事長 籠池康博 殿



¥28,620,000 ※

但し (仮称) 森友学園小学校新築工事に伴う敷地南側地中障害撤去工事完了時金

上記の金額正に領収致しました

平成 27 年 12 月 1 日

投 者

領 収 証

No. 05189

学校法人 森友学園 理事長 籠池康博 殿

¥50,000,000 ※

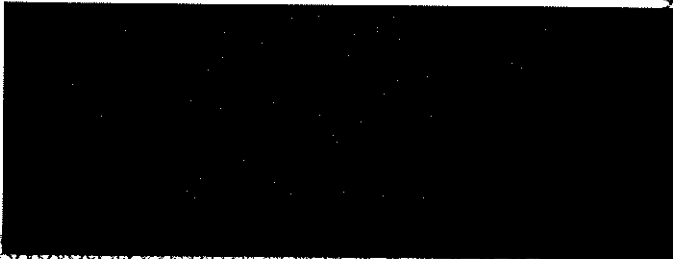


但し (仮称) 森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事完了時金

上記の金額正に領収致しました

平成 27 年 11 月 25 日

扱 者



領 収 証

No. 05190

学校法人 森友学園 理事長 籠池康博 殿

¥19,120,000 ※

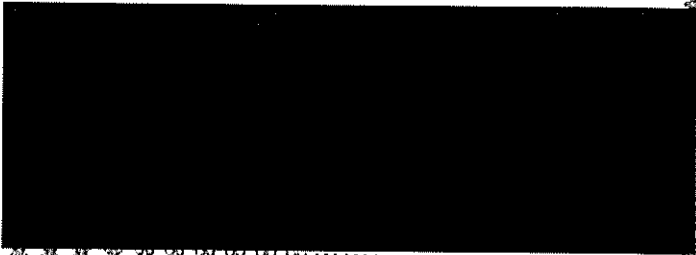


但し (仮称) 森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事完了時金

上記の金額正に領収致しました

平成 27 年 11 月 25 日

扱 者



領 収 証

No 05158

学校法人 森友学園 理事長 籠池康博 殿



¥30,000,000 ※

但し (仮称) 森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事 着手時金

上記の金額正に領収致しました

平成 27 年 7 月 31 日

扱 者

領 収 証

No 05159

学校法人 森友学園 理事長 籠池康博 殿



¥4,020,000 ※

但し (仮称) 森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事 着手時金

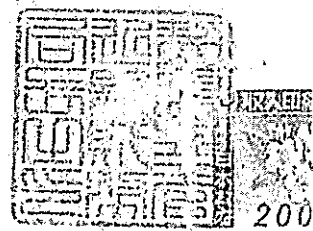
上記の金額正に領収致しました。

平成 27 年 7 月 31 日

扱 者

E W 第 3 8 号
平成 2 7 年 5 月 2 9 日

国有財産有償貸付合意書



国有財産有償貸付合意書

貸付人 国（以下「甲」という。）と借受人 学校法人森友学園（以下「乙」という。）とは、国有財産について借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第23条第2項の規定に基づく事業用定期借地権の設定を目的として、次の条項を内容とする借地契約を平成27年6月8日までに公正証書により締結する。

なお、本件借地権は事業用定期借地権とする。

（貸付財産）

第1条 貸付財産は、次のとおり。

所在地	区分	数量 (㎡)	備考
豊中市野田町 1501 番	土地	8,770.43	

（貸付期間）

第2条 貸付期間は、平成27年6月8日から平成37年6月7日までの10年間とする。

（本契約の目的）

第3条 本契約は、甲が乙に対して、貸付財産に法第23条第2項に基づく事業用定期借地権（以下「本件借地権」という。）を設定することを目的とする。

2 本件借地権は、契約の更新（更新請求及び土地の使用継続によるものも含む）及び建物の築造による存続期間の延長がなく、乙は貸付財産上の建物の買取を甲に請求することができない。

3 本件契約は、法第3条から第8条、並びに法第13条及び法第18条、民法第619条の適用はない。

（買受けの特約）

第4条 乙は、第2条で定める貸付期間の満了前に、本契約を終了し、貸付財産を甲から買受けすることができるものとする。

2 前項の買受けについての詳細は、別途国有財産売買予約契約書により定めるものとする。

3 乙が、第1項に基づき貸付財産を甲から買受けの場合には、乙は第20条第1項で定める貸付財産上の建物その他工作物の除去は必要としない。

（土壌汚染及び地下埋設物）

第5条 乙は、平成26年11月7日及び平成26年12月17日に甲が引き渡した「大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）土地履歴等調査報告書 平成21年8月」、「平成21年度大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）地下構造物状況調査業務報告書（0A301）平成22年1月」、「大阪国際空港場外用地（0A301）土壌汚染概況調査業務報告書 平成23

年11月)、「平成23年度大阪国際空港場外用地(0A301)土壤汚染深度方向調査業務報告書平成24年2月」(以下「本件報告書等」という。)に記載の地下埋設物の存在及び土壤汚染の存在等を了承するものとする。

- 2 乙は、前項の内容に加えて、貸付財産のうち一部471.875㎡が、豊中市より土壤汚染対策法第11条第1項で定める形質変更時要届出区域に指定されていることを了承するものとする。
- 3 乙は、前2項を了承した上で本契約を締結するものとし、本件報告書等に記載のある汚染物質、地下埋設物等の存在及び形質変更時要届出区域の指定を理由として、瑕疵担保責任に基づく本契約解除及び損害賠償請求並びに貸付料の減免請求等を行わないことを、甲に対して約する。

(土壤汚染除去等費用)

第6条 乙が、前条第1項記載の土壤汚染、地下埋設物の除去を行い、それによって貸付財産の価格が増大した場合の除去費用は有益費とする。

- 2 前項の有益費は、本契約終了の時に、貸付財産価格の増加が現存する場合に限り、乙が支出した費用のうち甲の基準による検証を踏まえて乙と合意した額又は貸付財産価格の増加額のいずれかを甲が選択のうえ、乙に対して返還する。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、甲が返還すべき有益費の金額算定につき、本契約終了前においても、貸付財産価格増加の現存額算定の基準時期を指定したうえで、前項と同様の方法により甲が乙に返還すべき有益費の額を定めることができる。但し、同金員の返還時期及び返還方法は、甲が指定し、同金員に対しては、返還時期までの利息及び遅延損害金は付さないこととする。
- 4 前2項における貸付財産価格の増加額は、甲の基準による鑑定評価方法によって定めることに乙は同意する。
- 5 第2項の返還時期につき、相当の期限を付する必要がある場合には、甲及び乙が協議したうえで、相当な期限を付した返還時期を定めることができる。
- 6 第1項の有益費に関して、甲は、乙に対し、乙が、現に行い又は行おうとする土壤汚染又は地下埋設物除去工事に関する一切の必要資料の提出を求め、その他必要な調査を行うことができる。

(契約保証金)

第7条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金27,300,000円を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 3 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 4 甲は、乙が、本契約終了後、第20条に定める義務その他本契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付する。
- 5 甲は、乙が、本契約終了後、第20条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を第18条第1項に定める違約金として国庫に帰属させることができる。
- 6 前項の規定により国庫に帰属する金員は、第20条第3項に定める原状回復に要する費

用の一部に充てるものと解釈しない。

- 7 本契約が解除され、又は終了した場合において、乙が第18条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき金銭を支払うべき義務があるときは、第4項の規定にかかわらず、甲はその違約金等と第1項に定める契約保証金の全部又は一部と相殺することができる。
- 8 乙は、甲の書面による承諾を得ないで、第4項の保証金返還請求権を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

(貸付料)

第8条 貸付料は、平成27年6月8日から平成30年6月7日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年次	期間	貸付料年額	備考
第1年次	自平成27年6月8日至平成28年6月7日	27,300,000円	
第2年次	自平成28年6月8日至平成29年6月7日	27,300,000円	
第3年次	自平成29年6月8日至平成30年6月7日	27,300,000円	

- 2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る貸付料については甲の定める貸付料算定基準に基づき算定した貸付料年額によるものとし、その金額については、甲から通知する。なお、その適用期間は3年間とする。
- 3 前項に規定する甲の定める貸付料算定基準は、財務省通達「平成13年3月30日付財理第1308号 普通財産貸付事務処理要領」に基づくものとするが、同通達記載内容に変更が生じた場合には、貸付料算定時の国有財産関連通達に基づき算定するものとする。
- 4 第2項に規定する適用期間が満了した後の貸付料及び適用期間については、第2項の規定を準用する。

(貸付料の納付)

第9条 乙は、前条第1項に定める貸付料を、次に定めるところにより、甲の発行する納入告知書により納付しなければならない。

年次	回数	納付金額	納付期限	備考
第1年次	第1回	2,275,000円	納入告知書の指定期日	
	第2回	2,275,000円	平成27年7月20日	
	第3回	2,275,000円	平成27年8月20日	
	第4回	2,275,000円	平成27年9月20日	
	第5回	2,275,000円	平成27年10月20日	
	第6回	2,275,000円	平成27年11月20日	
	第7回	2,275,000円	平成27年12月20日	
	第8回	2,275,000円	平成28年1月20日	
	第9回	2,275,000円	平成28年2月20日	
	第10回	2,275,000円	平成28年3月20日	
	第11回	2,275,000円	平成28年4月30日	
	第12回	2,275,000円	平成28年5月20日	

	計	27,300,000円	
第二年度	第1回	2,275,000円	平成28年6月20日
	第2回	2,275,000円	平成28年7月20日
	第3回	2,275,000円	平成28年8月20日
	第4回	2,275,000円	平成28年9月20日
	第5回	2,275,000円	平成28年10月20日
	第6回	2,275,000円	平成28年11月20日
	第7回	2,275,000円	平成28年12月20日
	第8回	2,275,000円	平成29年1月20日
	第9回	2,275,000円	平成29年2月20日
	第10回	2,275,000円	平成29年3月20日
	第11回	2,275,000円	平成29年4月30日
	第12回	2,275,000円	平成29年5月20日
	計	27,300,000円	
第三年度	第1回	2,275,000円	平成29年6月20日
	第2回	2,275,000円	平成29年7月20日
	第3回	2,275,000円	平成29年8月20日
	第4回	2,275,000円	平成29年9月20日
	第5回	2,275,000円	平成29年10月20日
	第6回	2,275,000円	平成29年11月20日
	第7回	2,275,000円	平成29年12月20日
	第8回	2,275,000円	平成30年1月20日
	第9回	2,275,000円	平成30年2月20日
	第10回	2,275,000円	平成30年3月20日
	第11回	2,275,000円	平成30年4月30日
	第12回	2,275,000円	平成30年5月20日
	計	27,300,000円	

2 前項の規定は、前条第2項（同条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定により更新した貸付料の納付方法に準用する。

（貸付料の改定）

第10条 甲は、貸付財産の価格が上昇し貸付料が不相当になったとき等、法第11条第1項本文の規定に該当することとなったときは、第8条の規定にかかわらず、貸付料の増額を請求することができる。

（指定用途）

第11条 乙は、貸付財産を貸付申請書に記載又は添付した使用目的、利用計画（建物及び工作物の配置計画を含む。）及び事業計画のとおり用途に自ら使用し、甲の承認を得な

いで変更してはならない。

(指定期日)

第12条 乙は、平成28年3月31日までに工事を完了し、大阪府知事から学校の設置の認可を得たうえで、直ちに前条に定める用途に供さなければならない。

(貸付料の延滞金)

第13条 乙は、甲が定める納付期限までに、第9条に基づく貸付料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について、第24条に基づき算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序等)

第14条 乙が、貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

2 本契約が解除され、又は終了した場合において、第7条第7項及び第22条第3項の規定により契約保証金及び未経過期間に係る貸付料を第18条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき乙が甲に支払うべき金銭債務と相殺するときは、甲は、先ず未経過期間に係る貸付料から相殺し、なお当該金銭債務に残余があるときは、契約保証金と相殺することができる。

(使用上の制限)

第15条 乙は、貸付財産について第11条に規定する使用目的、利用計画及び事業計画の変更をしようとする場合には、事前に変更する理由及び変更後の使用目的等を書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

3 乙は、貸付財産及び当該財産上に所在する建物その他工作物について、増改築等による現状の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、事前に増改築等をしようとする理由及び当該増改築等の計画を記載した書面を甲に通知しなければならない。

(財産保全義務)

第16条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付財産の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付財産が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(実地調査等)

第17条 甲は本契約に基づく債権の保全上必要があると認めるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿、書類その他の財産を調査し又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

に

増

び
な

- 2 甲は、乙の第11条、第12条、又は第15条に規定する用途指定の履行状況を確認するため、甲が必要と認めるときは実地調査又は実地監査を行うことができる。
- 3 乙は、本契約締結の日から第2条に定める貸付期間満了の日まで毎年4月30日に、また甲が必要と認めるときは貸付財産について権利の設定又は当該財産上に所在する建物その他工作物の所有権の移転等を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて貸付財産の利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、正当な理由なく、第1項及び第2項に定める質問、調査、実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は第1項及び前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第18条 乙は、第8条第1項に定める期間中に次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わねばならない。

- (1) 第12条、第15条第1項又は前条に定める義務に違反した場合 金27,300,000円
- (2) 第11条に定める義務に違反した場合 金81,900,000円
- (3) 第20条第1項に定める義務に違反した場合 金27,300,000円

2 乙は、第8条第1項に定める期間を経過した後において前項に定める義務に違反した場合の違約金(前項第3号を除く。)は、第8条第2項又は第4項の期間について甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については甲から通知する。

3 前2項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 乙が第1項又は第2項に定める違約金を支払う義務を負う場合に、甲が第7条第7項又は第22条第3項の規定により当該違約金の一部を契約保証金等と相殺したときは、第1項又は第2項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第12条に定める期日までに、工事を完了し、大阪府知事から学校の設置の認可を得ることができず、第11条に定める用途に供することができないときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、第1項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 貸付物件を暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用に使用したとき

- 4 甲は、前2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 5 乙は、甲が第3項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 6 乙は、第2条に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除することができる。
- 7 乙は甲に対して、前項に定める契約の解除を行おうとする日の1年前までに、建物の取壊し及び建物借受人の明渡し等貸付財産の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。

(原状回復)

- 第20条 乙は、第2条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により本契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに、自己の責任と負担において、貸付財産上の建物その他工作物を除去し、貸付財産を原状に回復して、甲に更地で返還しなければならない。
- 2 乙は甲に対し、第2条に定める貸付期間が満了する日の1年前までに、建物の取壊し及び建物借受人の明渡しの日程等貸付財産の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。
 - 3 乙が第1項に定める義務に違反した場合には、甲は原状回復に要する費用を乙に請求するものとする。
 - 4 前項に定める金員は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
 - 5 本契約は、法第23条第2項の規定に基づくものであり、法第13条の規定にかかわらず、第2条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により本契約が解除されたときに、乙は甲に対し、貸付財産上に乙が建築した建物その他一切の工作物、造作等を買取すべきことを請求することはできない。

(貸付料滞納時の強制執行)

- 第21条 乙は本契約に定める金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨、異議なく承諾する。

(貸付料の清算)

第 22 条 甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間に係る貸付料を返還する。ただし、その額が千円未満の場合には、この限りでない。

2 前項及び次項の規定により返還する未経過期間に係る貸付料には利息を付さないものとする。

3 甲は、本契約の解除により、乙が第 18 条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき金銭を甲に支払うべき義務があるときは、第 1 項の規定にかかわらず、返還する未経過期間にかかる貸付料の全部又は一部と相殺することができる。

(損害賠償)

第 23 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙が前項の規定により損害賠償義務を負う場合に、甲が第 7 条第 7 項又は前条第 3 項の規定により当該損害賠償額の一部を契約保証金等と相殺したときは、前項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

(延滞金の算定)

第 24 条 契約に基づき乙が甲に支払うべき金銭の延滞金については、次の式により算定するものとする。

算定式	$\text{元本金額} \times 5\% \text{【延滞金利率】} \times (\text{延滞金起算日から納付の日までの日数} \div 365)$
-----	--

(本契約にかかる日割計算)

第 25 条 甲及び乙が本契約に基づき支払うべき金銭の額について日割計算を要するときは、前条に基づき算定する場合を除き、閏年を含む期間についても、年 365 日当たりの割合とする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第 26 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付財産が固有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3 本契約に関して疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(公正証書の作成費用)

第 27 条 公正証書を作成する費用は、乙の負担とする。

(事前使用の禁止)

第 28 条 この貸付合意書締結後、公正証書を作成するまでの間、乙は甲の許可を得ずに貸付財産の使用をしてはならない。

(裁判管轄)

だ

の

き
過

害

項
か

す

15)

は、
合

な

貸

第 29 条 本契約に関する訴えの管轄は、近畿財務局所在地を管轄区域とする大阪地方裁判所とする。

(地盤調査結果に関する特約)

第 30 条 甲及び乙は、第 8 条の貸付料が、平成 27 年 4 月 2 日に乙が甲に提出した「(仮称) M 学園小学校新築工事地盤調査報告書」記載の調査結果及び本書作成時点における貸付財産の地盤の現況を考慮した貸付料であることを確認する。

2 乙は、貸付財産の地耐力その他地盤状況を理由として、瑕疵担保責任に基づく契約解除、損害賠償、貸付料の減免、その他如何なる名目においても甲に対して財産上の請求を一切行うことができない。

3 乙が貸付財産に関して、地盤の整備、改良等の工事を実施した場合でも、乙は、同工事費用その他費用につき、民法第 608 条に基づく費用の償還、その他如何なる名目においても、甲に対して財産上の請求を一切行うことができない。

(その他有益費等の放棄)

第 31 条 乙は、本契約において甲が乙に対して支払うことを約するものを除き、貸付財産に関して乙が支出した必要費及び有益費等につき、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(本契約の効力)

第 32 条 本契約は、平成 27 年 6 月 8 日までに、事業用定期借地権の設定を目的とする本契約と内容において同一の公正証書が作成されることを停止条件として効力を生じる。

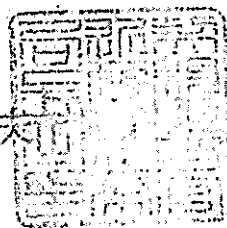
平成 27 年 5 月 29 日

貸付人 国

契約担当官 近畿財務局長

富永哲夫

印



借受人 住所 大阪市淀川区塚本一丁目 6 番 25 号

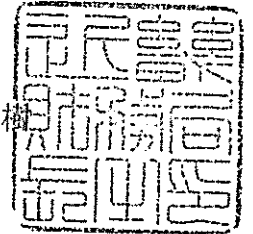
氏名 学校法人 森友学園 理事

近財統-1第210号

平成28年2月25日

大阪航空局長 様

近畿財務局長 武内 良樹



有益費支払いに関する意見について (照会)

平成25年4月30日付阪空補第590号により貴局から処分依頼を受けて、学校法人森友学園（以下「学園」という。）に定期借地による貸付けを行った下記の財産については、平成27年5月29日付EW第38号国有財産有償貸付合意書（以下「合意書」という。）第6条第1項に定める土壤汚染及び地下埋設物の除去工事を行い、131,760,000円の工事費用を支払ったとして学園から関係資料の提出がなされました。

つきましては、合意書第6条第2項に基づき国が学園に返還する有益費に関して貴局の意見を照会します。

記

所在地	豊中市野田町1501番
区分	土地
数量	8,770.43㎡
契約日	平成27年5月29日（合意書締結日）

担当

近畿財務局管財部統括国有財産管理官（1）

業務1班 三好、清水

Tel：06-6949-6386



統括官	上 席	管理官

平成 28 年 2 月 18 日

近畿財務局長 殿
大阪航空局長 殿

大阪市淀川区塚本一丁目6番25号
学校法人 森友学園
理事長



有益費に関する資料の提出について

平成 27 年 5 月 29 日付 E W 第 38 号国有財産有償貸付合意書（以下「合意書」という。）により小学校敷地として国から貸付けを受けた下記 1 の土地について、合意書第 6 条第 1 項に定める土壤汚染及び地下埋設物の除去措置を了しましたので、合意書第 6 条第 6 項に基づく資料を提出します。
合意書第 6 条第 2 項により国が返還する有益費の金額について検討願います。

記

1. 対象物件

所在地 豊中市野田町 1501 番
区分・数量 土地 8,770.43 m²

2. 支出した費用

¥ 131,760,000 円 (別添領収証書合計額)

領 収 証

No 05192

学校法人 森友学園 理事長 籠池康博 殿

¥28,620,000 ※



但し (仮称) 森友学園小学校新築工事に伴う敷地南側地中障害撤去工事完了時金

上記の金額正に領収致しました

平成 27 年 12 月 1 日

扱 者

領 収 証

No 05189

学校法人 森友学園 理事長 籠池康博 殿

¥50,000,000 ※



但し (仮称) 森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事完了時金

上記の金額正に領収致しました

平成 27 年 11 月 25 日

収 者



領 収 証

No 05190

学校法人 森友学園 理事長 籠池康博 殿

¥19,120,000 ※

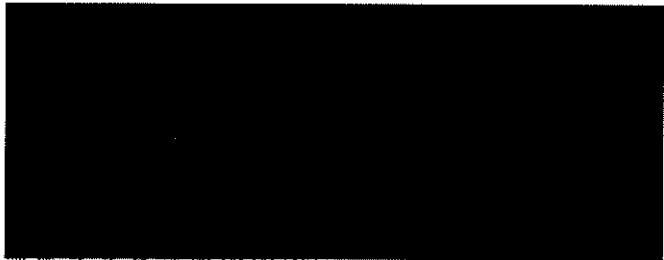


但し (仮称) 森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事完了時金

上記の金額正に領収致しました

平成 27 年 11 月 25 日

収 者



領 収 証

No 05158

学校法人 森友学園 理事長 籠池康博 殿

¥30,000,000 ※



但し (仮称) 森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事 着手時金

上記の金額正に領収致しました

平成 27 年 7 月 31 日

扱 者

領 収 証

No 05159

学校法人 森友学園 理事長 籠池康博 殿

¥4,020,000 ※



但し (仮称) 森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事 着手時金

上記の金額正に領収致しました

平成 27 年 7 月 31 日

扱 者

合 意 書 (案)

国近畿財務局（以下「甲」という。）、学校法人森友学園（以下「乙」という。）及び国大阪航空局（以下「丙」という。）は、甲乙間で締結した、大阪府豊中市野田町 1501 番所在の土地（面積：8,770.43 m²、以下「本物件」という。）に係る平成 27 年 5 月 29 日付 EW 第 38 号国有財産有償貸付合意書（以下、「合意書」という。）第 6 条に定める土壤汚染除去等費用の処理について、以下のとおり合意する。

第 1 条 甲及び乙は、合意書第 6 条第 2 項に定める「乙が支出した費用のうち甲の基準による検証を踏まえて乙と合意した額」につき、下記事実を停止条件として金 131,760,000 円と定めることを合意する。なお、下記停止条件事実が成就しないことが確定した場合には、丙は乙にその旨通知する。

記

（停止条件となる事実）

上記合意金額につき、丙の予算措置が完了し、丙の乙に対する合意金額の支払時期、方法につき乙に文書により通知し、同通知が乙に到達すること

第 2 条 丙は、前条の金額を自らの予算によって乙に支払うことを約し、この支払金について甲に対して求償する権利を有していないことを認める。

第 3 条 丙は、第 1 条で定まった金額につき、丙の指定する方法によって分割又は一括にて乙に支払うこととし、同金員に対する支払時までの利息、遅延損害金は一切発生しないことを、甲、乙及び丙は確認する。

~~第 4 条 甲、乙及び丙は、甲乙間、甲丙間及び乙丙間には、合意書第 6 条に定める土壤汚染除去等費用の処理について、本合意書で定めるもののほか、何らの債権債務がないことを確認する。~~

第 4 条 甲、乙及び丙は、合意書第 6 条に定める土壤汚染除去等費用の処理について引き続き協議することを確認する。

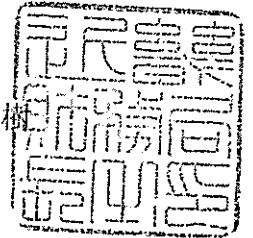
本合意の成立を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

近財統一1第210号

平成28年2月25日

大阪航空局長 様

近畿財務局長 武内 良樹



有益費支払いに関する意見について (照会)

平成25年4月30日付阪空補第590号により貴局から処分依頼を受けて、学校法人森友学園（以下「学園」という。）に定期借地による貸付けを行った下記の財産については、平成27年5月29日付EW第38号国有財産有償貸付合意書（以下「合意書」という。）第6条第1項に定める土壤汚染及び地下埋設物の除去工事を行い、131,760,000円の工事費用を支払ったとして学園から関係資料の提出がなされました。

つきましては、合意書第6条第2項に基づき国が学園に返還する有益費に関して貴局の意見を照会します。

記

所在地	豊中市野田町1501番
区分	土地
数量	8,770.43㎡
契約日	平成27年5月29日（合意書締結日）

担当

近畿財務局管財部統括国有財産管理官（1）

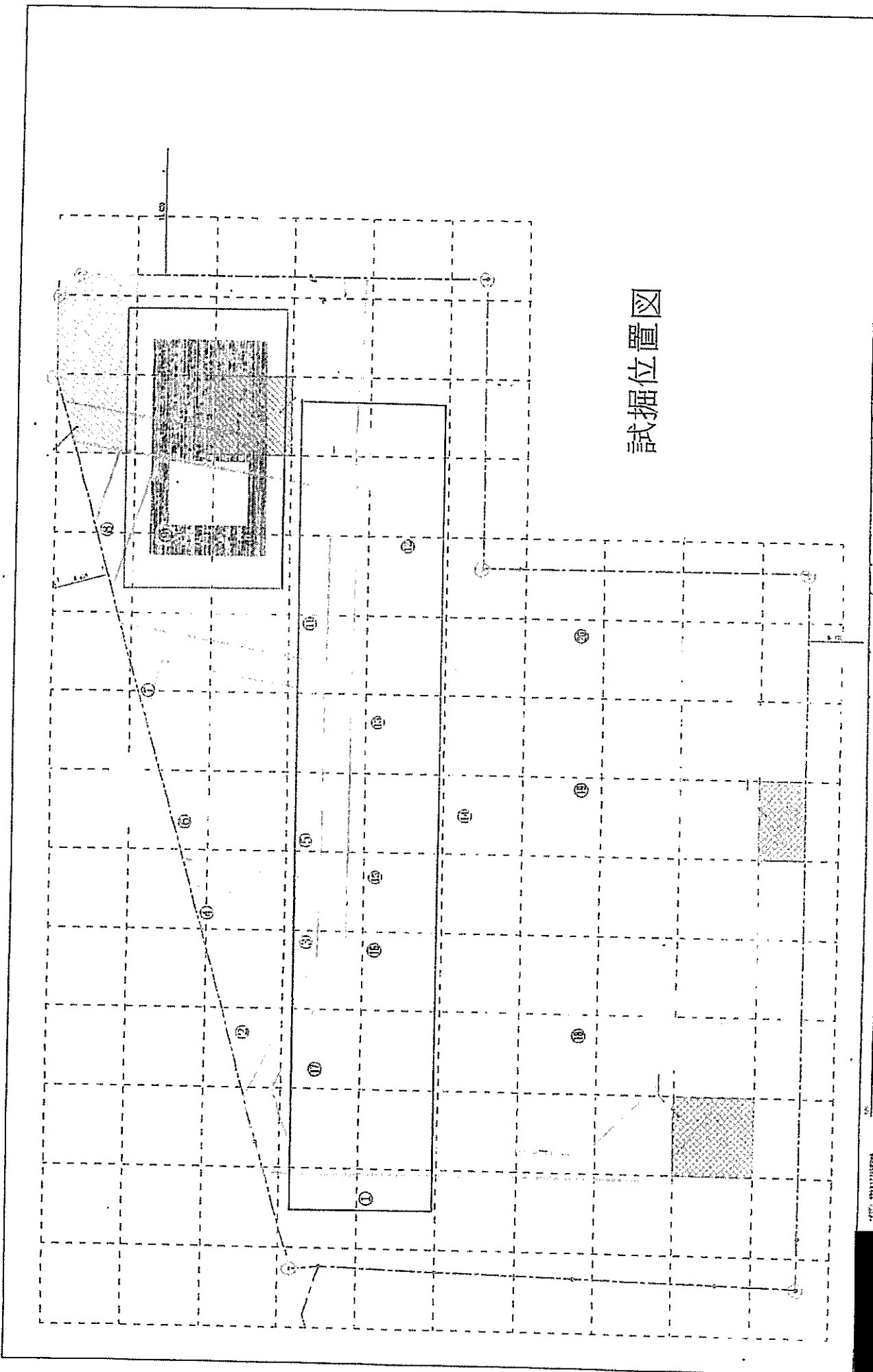
業務1班 三好、清水

Tel : 06-6949-6386

平成 28 年 2 月 16 日 大阪航空局から受領

有益費の金額検証のため、大阪航空局が[]に作成
を依頼した追加資料（[]が直接大阪航空局に提出
したもの）

別途提出分



試掘位置図

製図者		検査者		承認者	
製図		検査		承認	
製図日		検査日		承認日	
製図時間		検査時間		承認時間	
製図場所		検査場所		承認場所	
製図機材		検査機材		承認機材	
製図用紙		検査用紙		承認用紙	
製図用液		検査用液		承認用液	
製図用機		検査用機		承認用機	
製図用器		検査用器		承認用器	
製図者	検査者	承認者	製図日	検査日	承認日
製図時間	検査時間	承認時間	製図場所	検査場所	承認場所
製図機材	検査機材	承認機材	製図用紙	検査用紙	承認用紙
製図用液	検査用液	承認用液	製図用機	検査用機	承認用機
製図用器	検査用器	承認用器	備考		
1. 本図は、試掘位置を示すものである。					
2. 試掘位置は、本図に示す通りである。					
3. 試掘位置は、本図に示す通りである。					
4. 試掘位置は、本図に示す通りである。					
5. 試掘位置は、本図に示す通りである。					
6. 試掘位置は、本図に示す通りである。					
7. 試掘位置は、本図に示す通りである。					
8. 試掘位置は、本図に示す通りである。					
9. 試掘位置は、本図に示す通りである。					
10. 試掘位置は、本図に示す通りである。					
11. 試掘位置は、本図に示す通りである。					
12. 試掘位置は、本図に示す通りである。					
13. 試掘位置は、本図に示す通りである。					
14. 試掘位置は、本図に示す通りである。					
15. 試掘位置は、本図に示す通りである。					
16. 試掘位置は、本図に示す通りである。					
17. 試掘位置は、本図に示す通りである。					
18. 試掘位置は、本図に示す通りである。					
19. 試掘位置は、本図に示す通りである。					
20. 試掘位置は、本図に示す通りである。					



①

全景



①

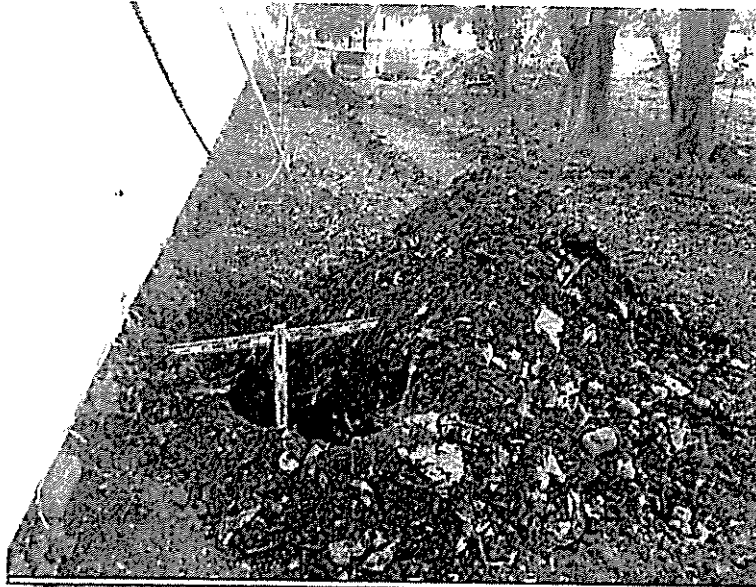
GL-0.7m

廃棄物層確認



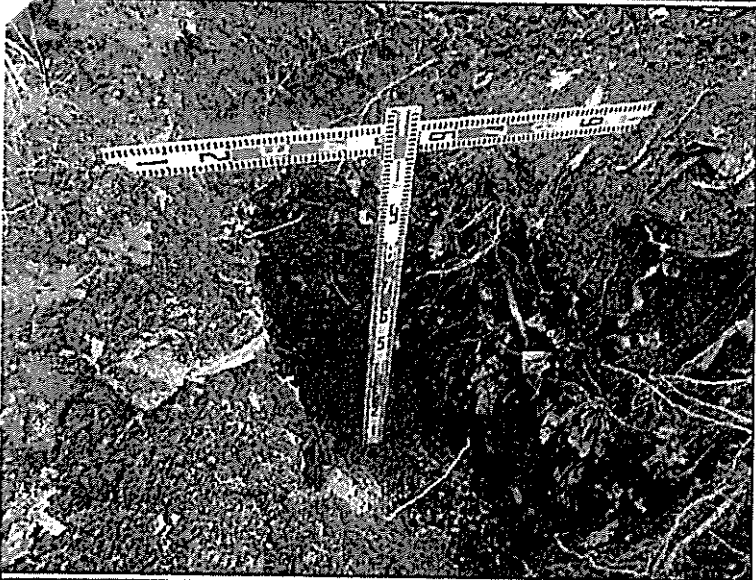
①

廃棄物状態



②

全景



②

GL-0.2m

廃棄物層確認



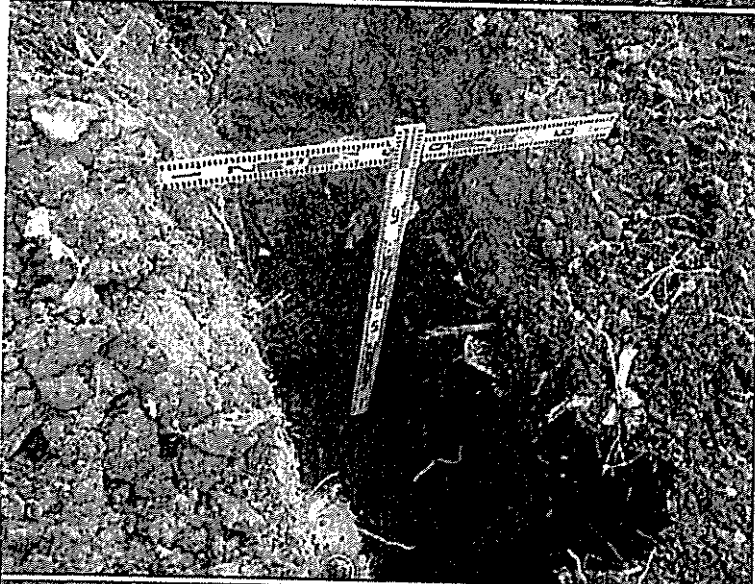
②

廃棄物状態



③

全景



③

GL-1.5mまで掘削したが
少量のゴミは確認出来るが
廃棄物層は未確認



③

廃棄物状態



④

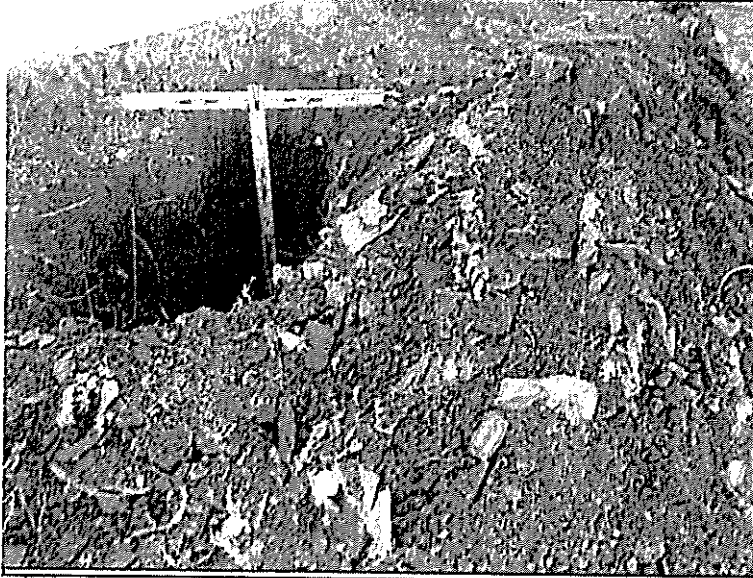
全景



④

GL-0.2m

廃棄物層確認



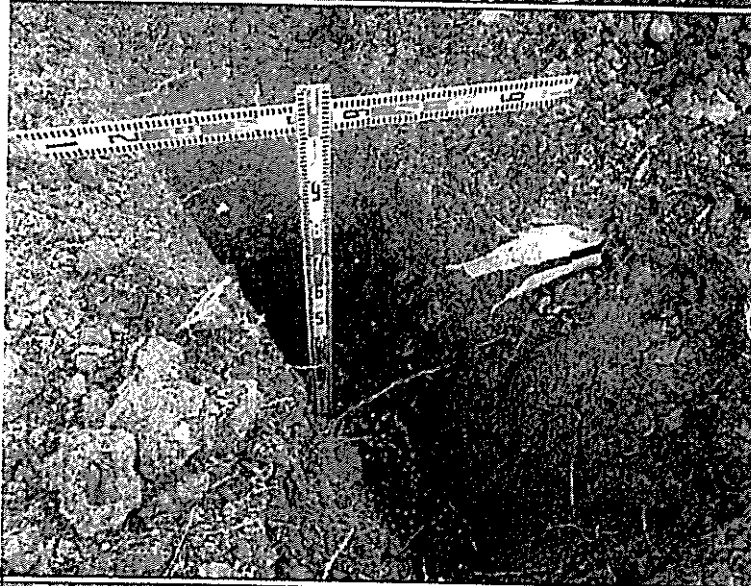
④

廃棄物状態



⑤

全景



⑤

GL-0.9m

廃棄物層確認



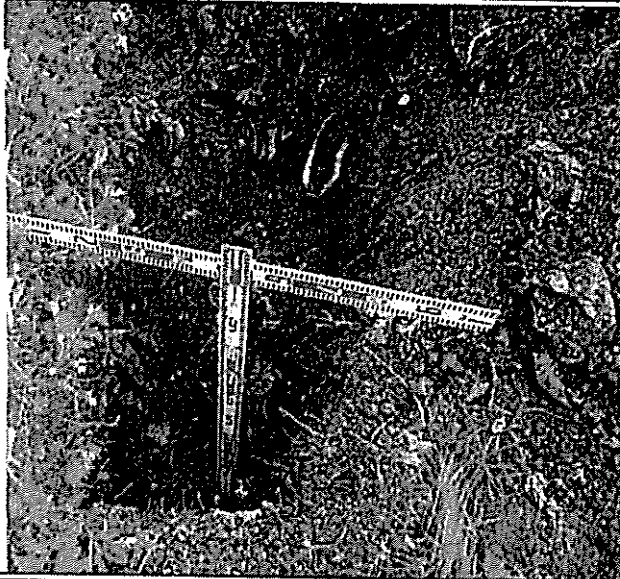
⑤

廃棄物状態



⑥

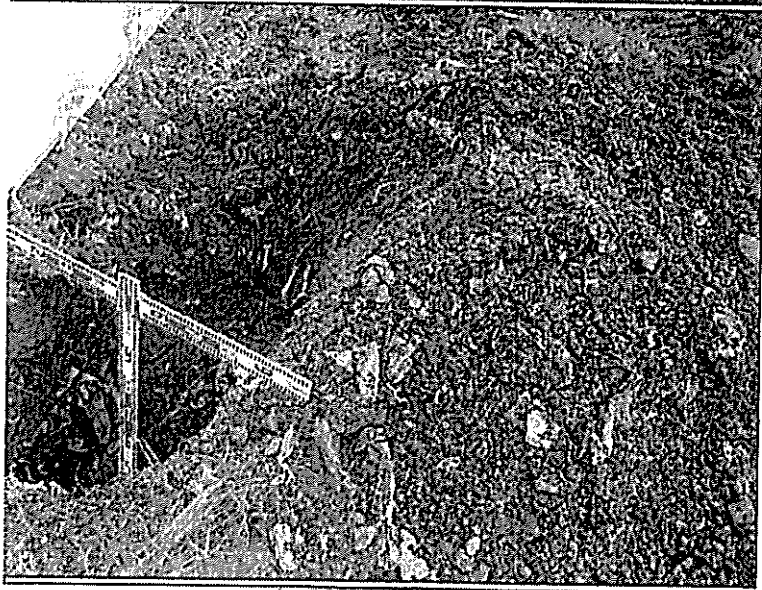
全景



⑥

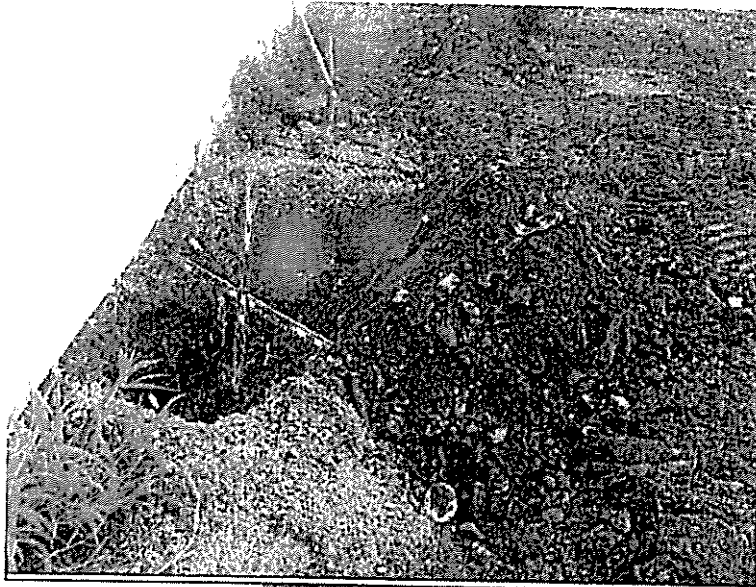
GL-0.3m

廃棄物層確認



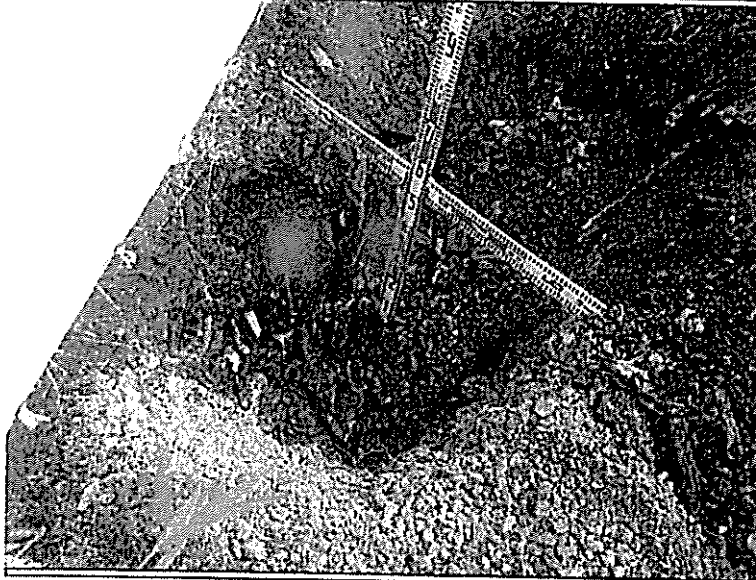
⑥

廃棄物状態



⑦

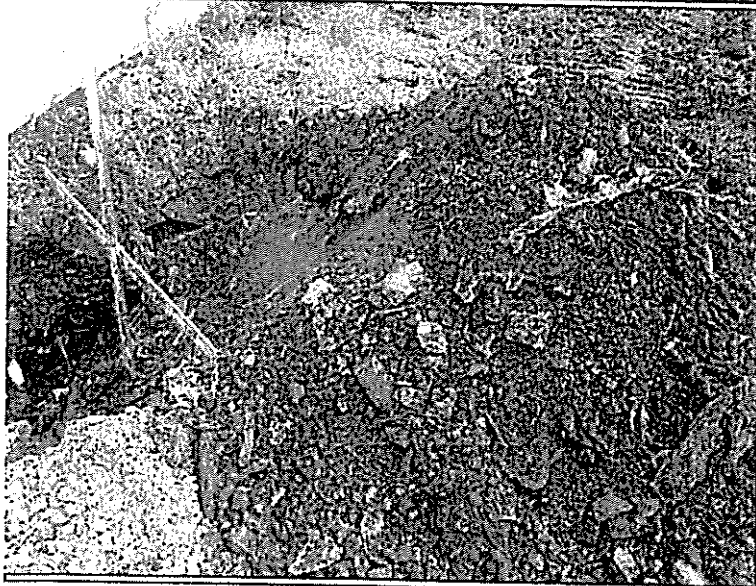
全景



⑦

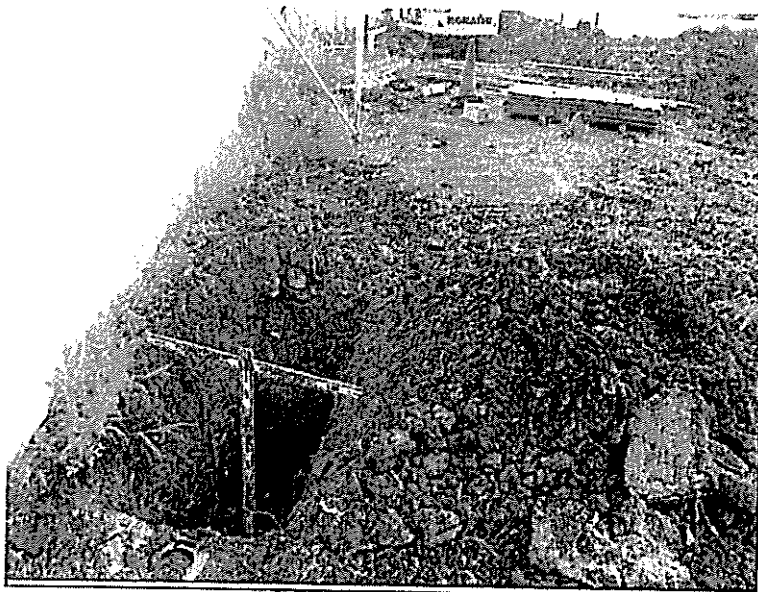
GL-0.2m

廃棄物層確認



⑦

廃棄物状態



⑧

全景



⑧

GL-0.5m
廃棄物層確認



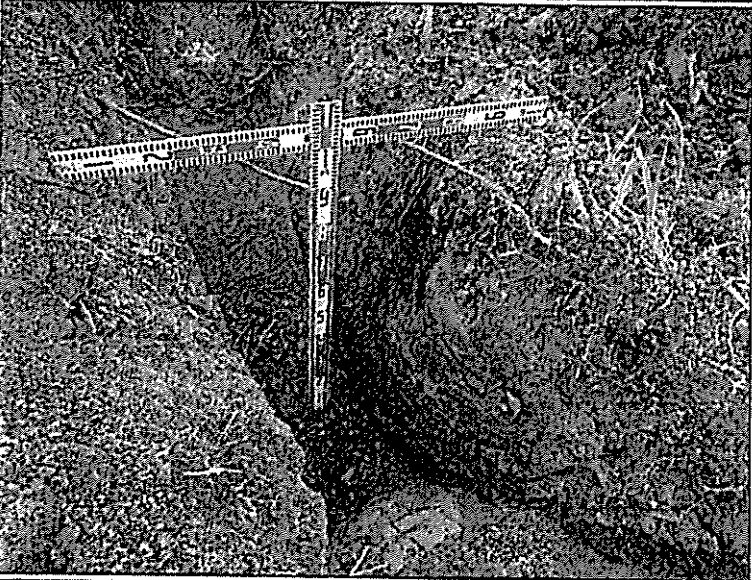
⑧

廃棄物状態



⑨

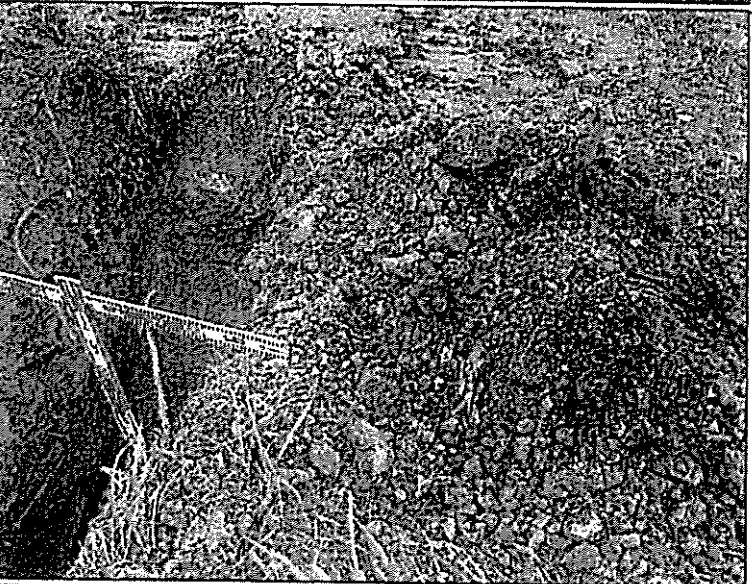
全景



⑨

GL-1.0m

廃棄物層確認



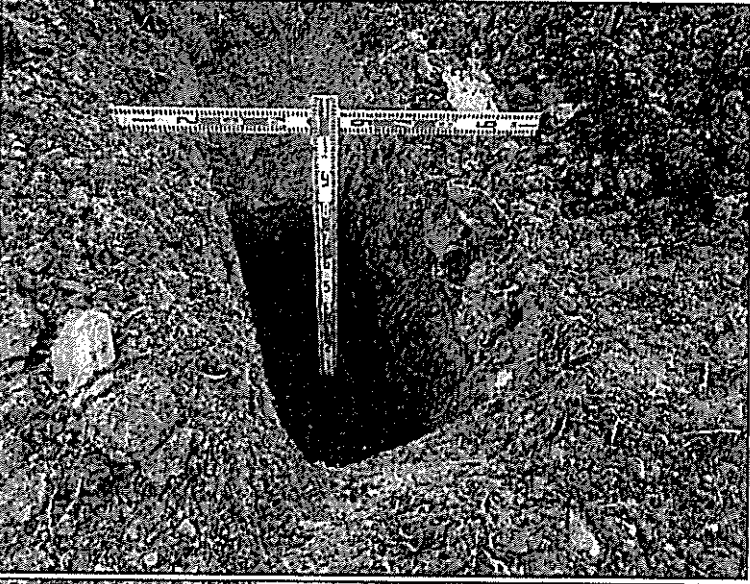
⑨

廃棄物状態



⑩

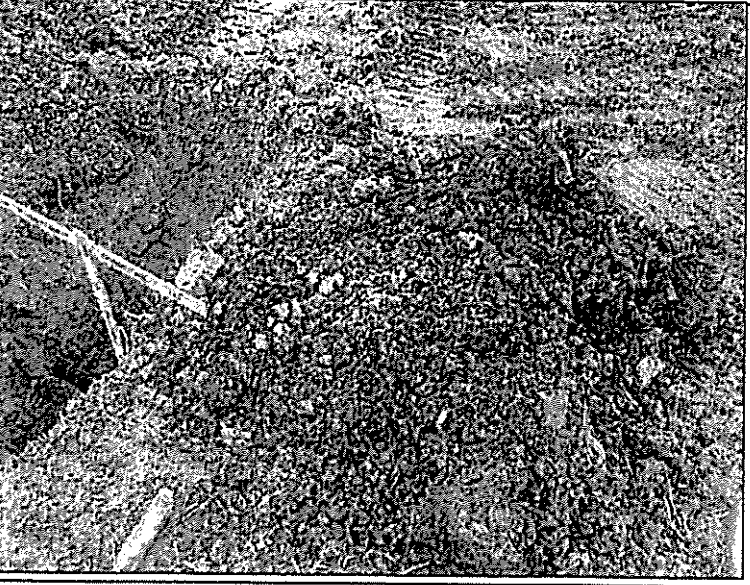
全景



⑩

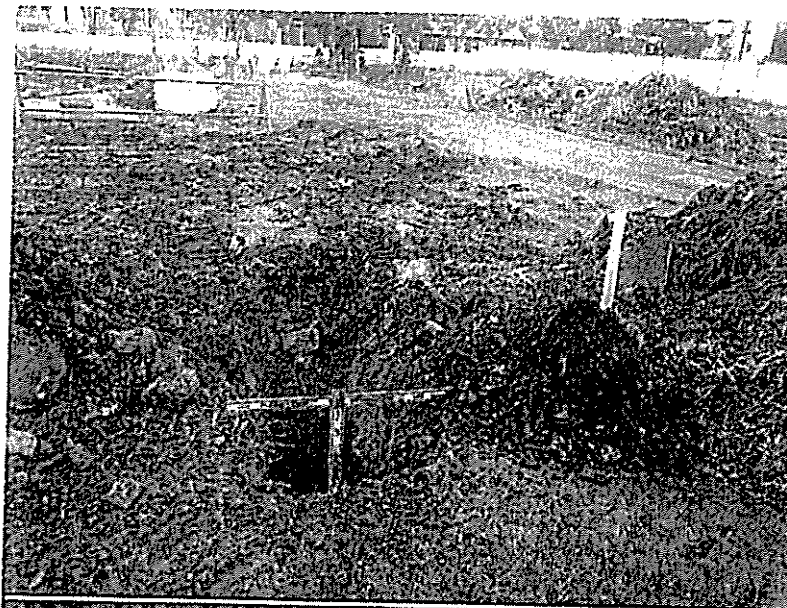
GL-1.0m

廃棄物層確認



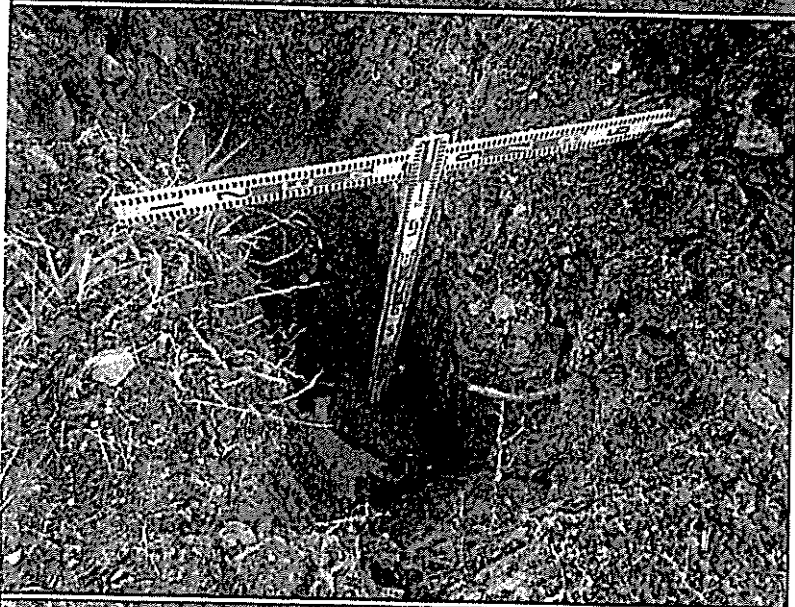
⑩

廃棄物状態



⑪

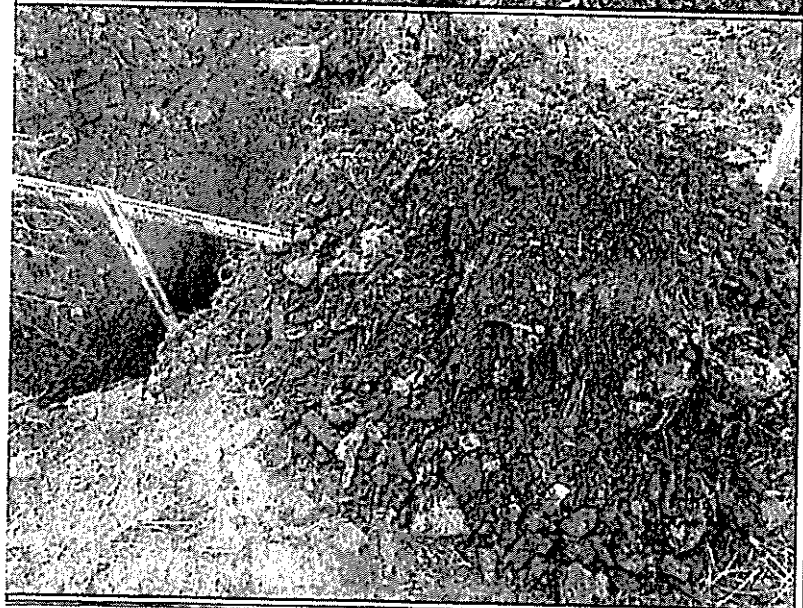
全景



⑪

GL-1.0m

廃棄物層確認



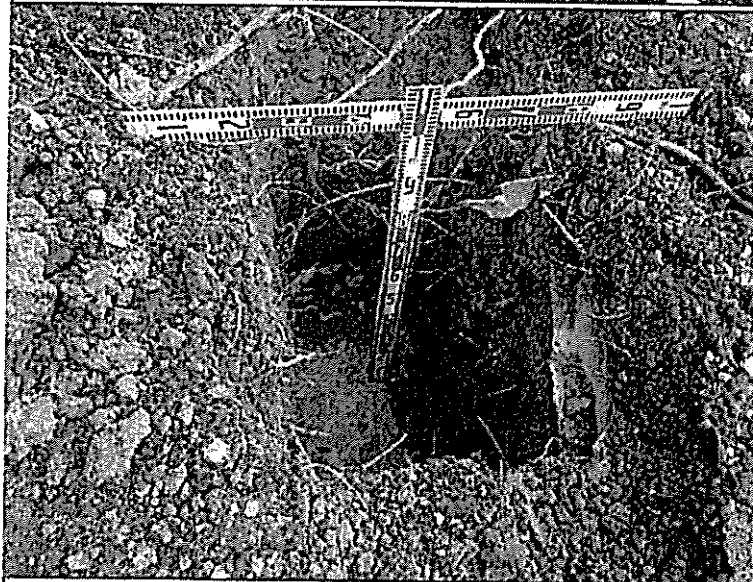
⑪

廃棄物状態



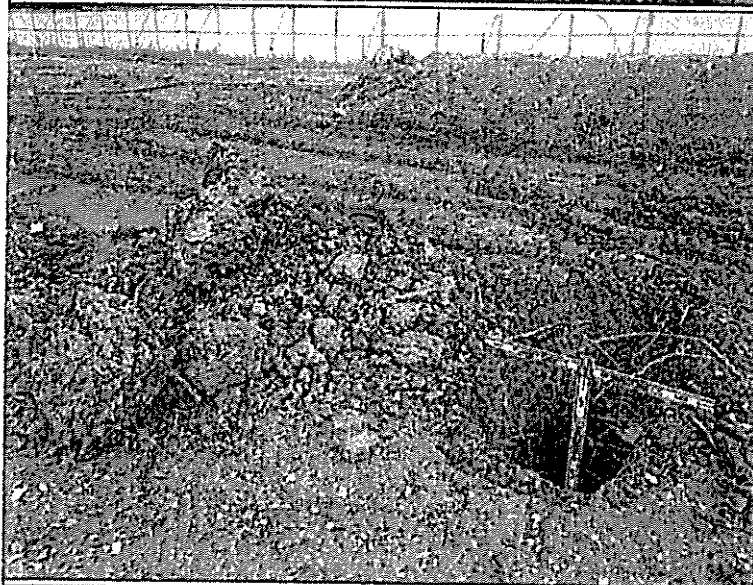
⑫

全景



⑫

GL-1.5mまで掘削したが
少量のゴミは確認出来るが
廃棄物層は未確認



⑫

廃棄物状態



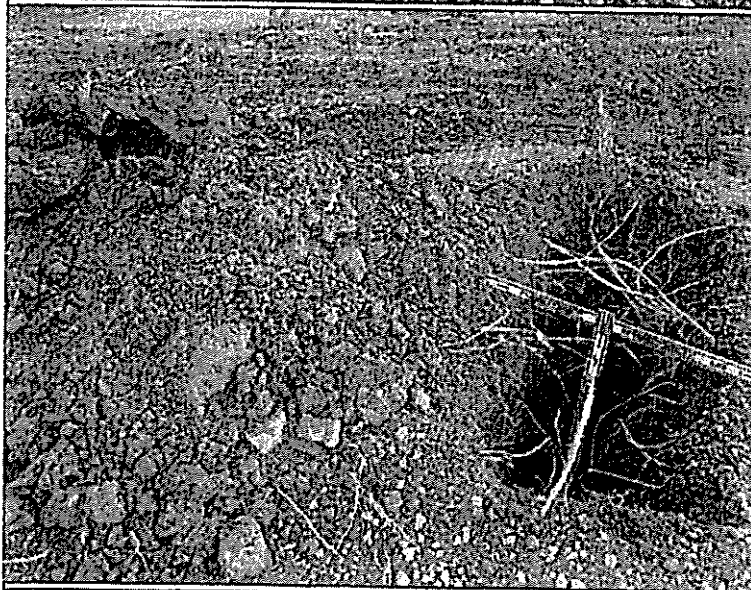
⑬

全景



⑬

GL-1.5mまで掘削したが
少量のゴミは確認出来るが
廃棄物層は未確認



⑬

廃棄物状態



⑭

全景



⑭

GL-1.5mまで掘削したが
少量のゴミは確認出来るが
廃棄物層は未確認



⑭

廃棄物状態



⑮

全景



⑮

GL-1.5mまで掘削したが
少量のゴミは確認出来るが
廃棄物層は未確認



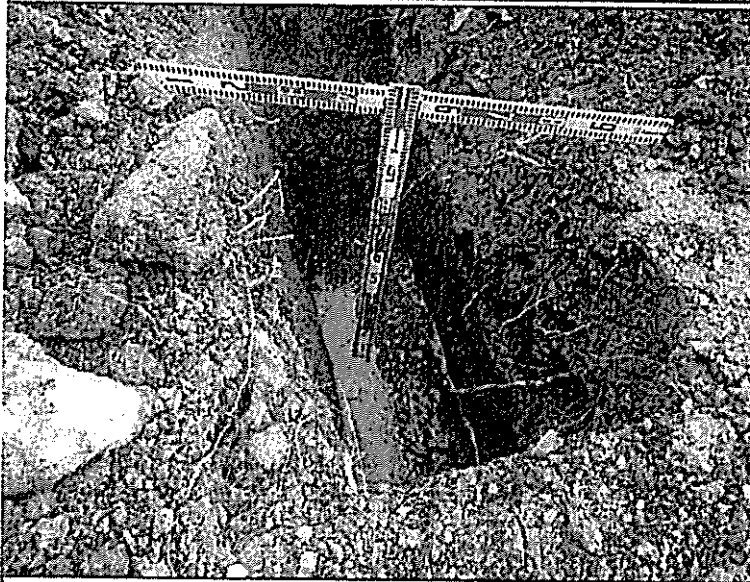
⑮

廃棄物状態



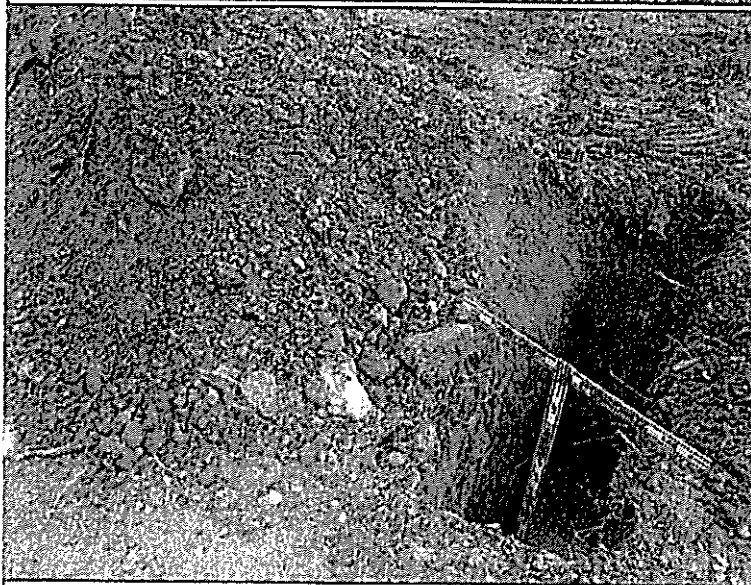
⑩

全景



⑩

GL-1.5mまで掘削したが
少量のゴミは確認出来るが
廃棄物層は未確認



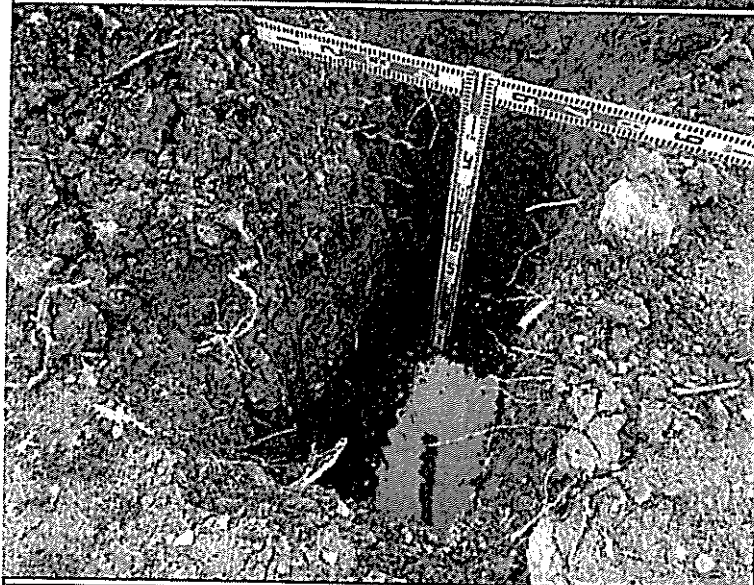
⑩

廃棄物状態



⑪

全景



⑫

GL-1.5mまで掘削したが
少量のゴミは確認出来るが
廃棄物層は未確認



⑬

廃棄物状態



⑩

全景



⑪

GL-1.0mまで掘削したが
表層にコンクリートがうは確認出来るが
ゴミ類は未確認



⑫

掘削土状態



⑬

全景



⑬

・ GL-1.0mまで掘削したが
表層にコンクリートがうは確認出来るが
ゴミ類は未確認



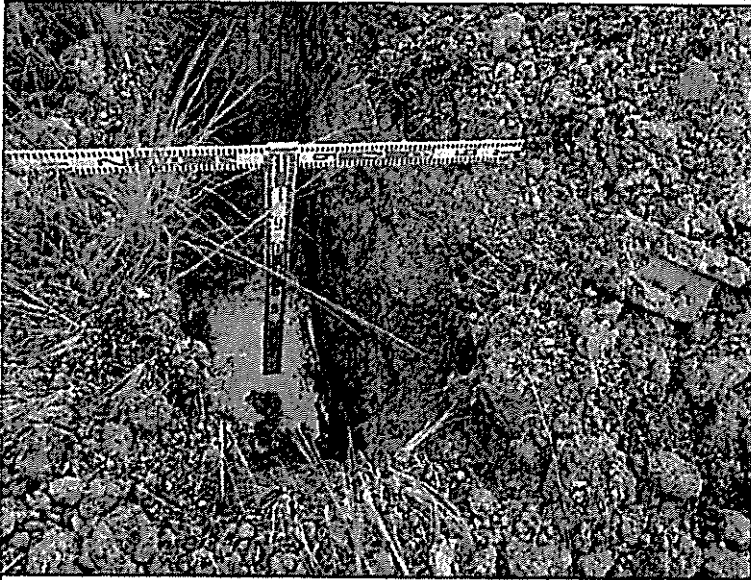
⑬

掘削土状態



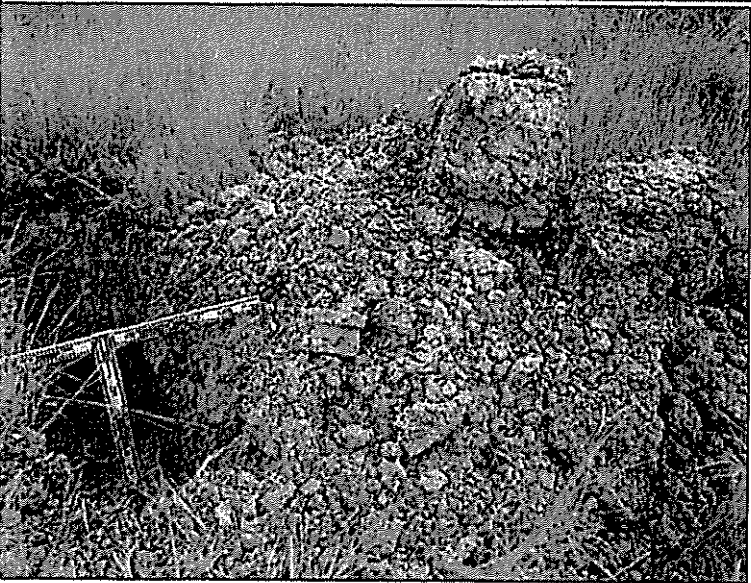
㊦

全景



㊦

GL-1.0mまで掘削したが
表層にコンクリートガラは確認出来るが
ゴミ類は未確認

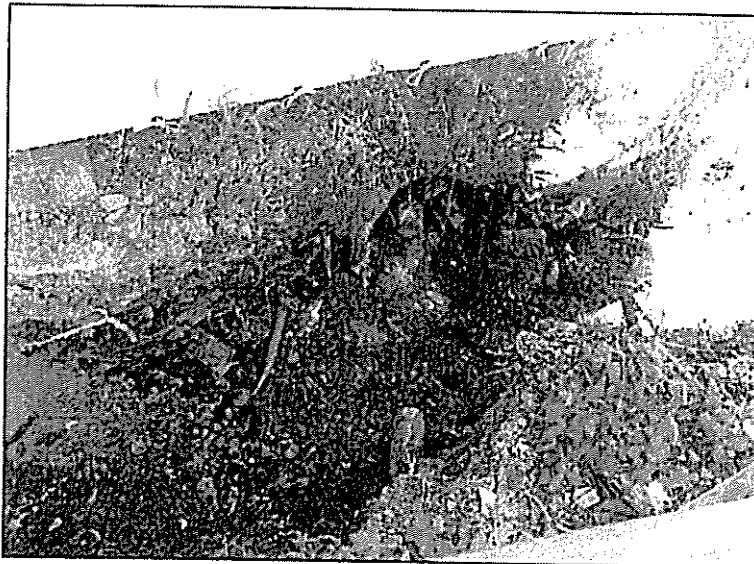


㊦

掘削土状態



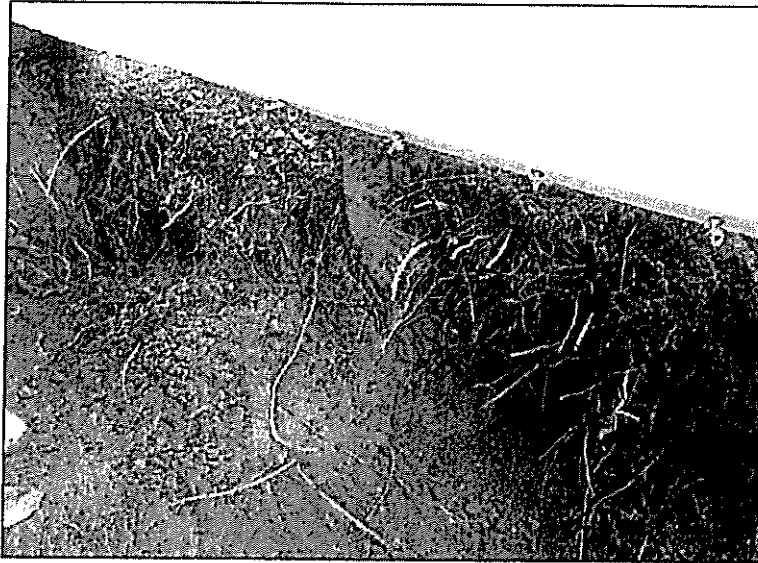
工種 測点	仮設工 敷地境界部
	既設配管閉塞
	配管切断作業状況



工種 測点	仮設工 敷地境界部
	既設配管閉塞
	モルタル使用



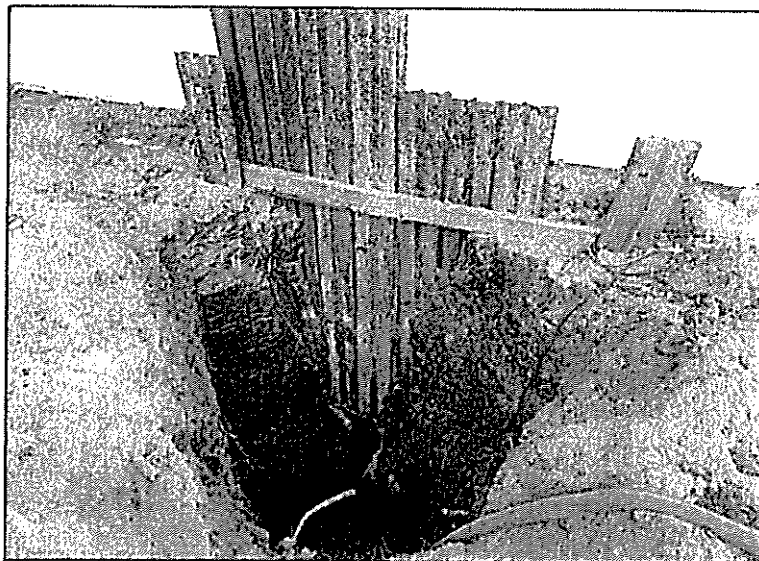
工種 測点	仮設工 敷地境界部
	既設排水管閉塞
	モルタル使用



工種	仮設工
測点	敷地境界部
既設排水管閉塞	
モルタル使用	



工種	仮設工
測点	敷地境界部
既設排水管閉塞	
トレンチ簡易山留め	
湧水ポンプ排水	



工種	仮設工
測点	敷地境界部
既設排水管閉塞	
トレンチ簡易山留め	
湧水ポンプ排水	



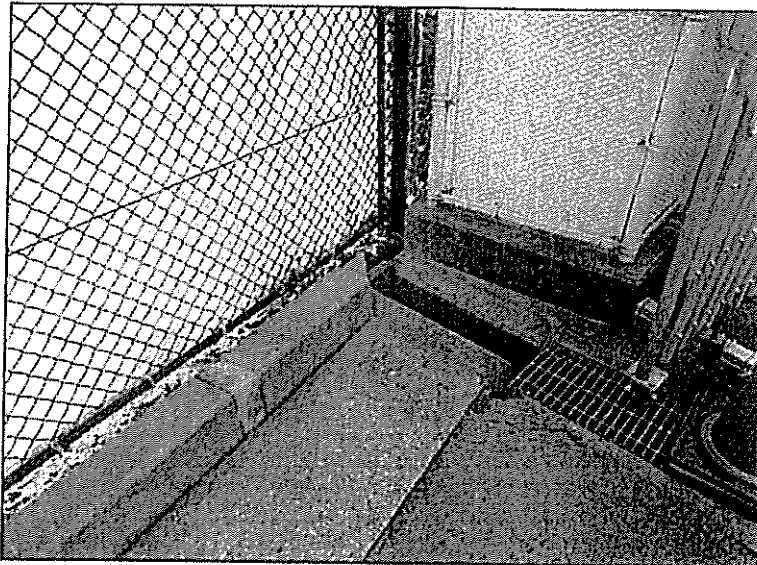
工種	仮設工
測点	敷地境界部
既設排水管閉塞	
レンガ・モルタル使用	



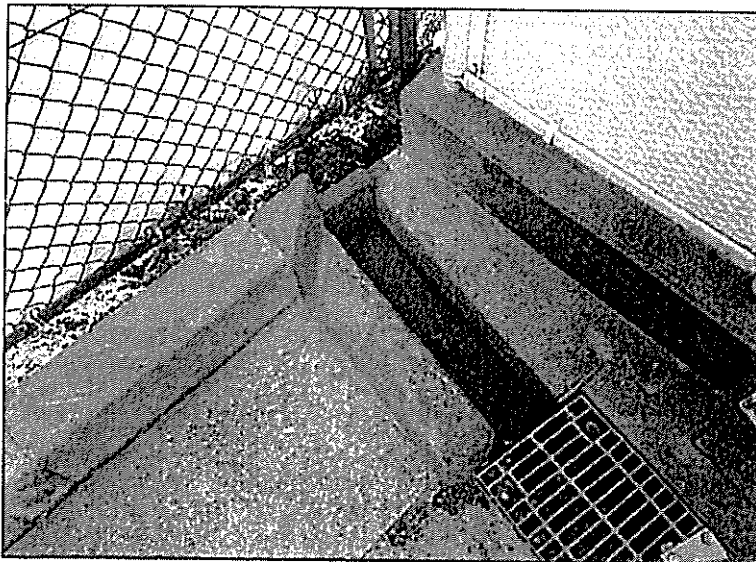
工種	仮設工
測点	
構造物撤去時	
木くず・ゴミ類人力分別	



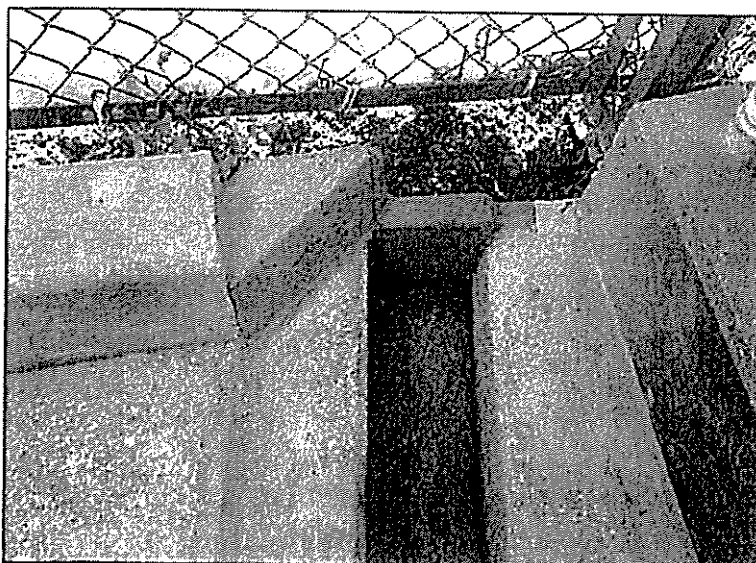
工種	仮設工
測点	
構造物撤去時	
木くず・ゴミ類人力分別	



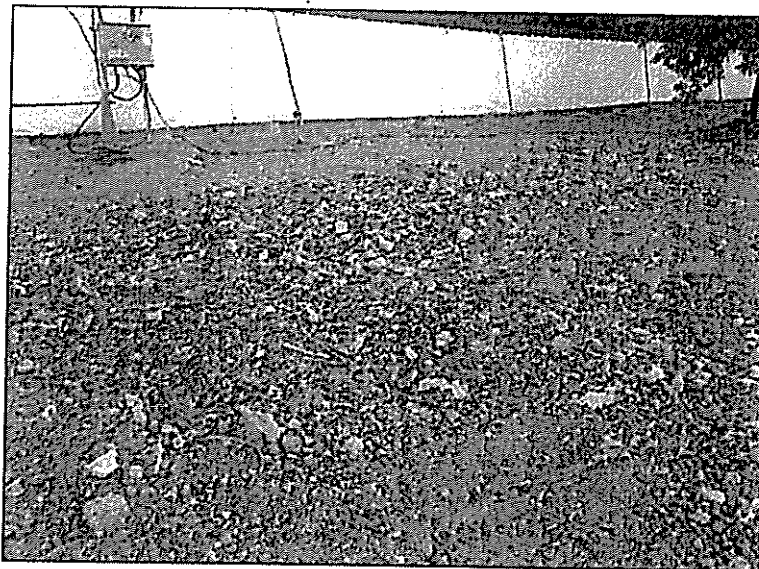
工種	仮設工
測点	敷地境界部
敷地内流入側溝仕上げ	
モルタル使用	



工種	仮設工
測点	敷地境界部
敷地内流入側溝仕上げ	
モルタル使用	



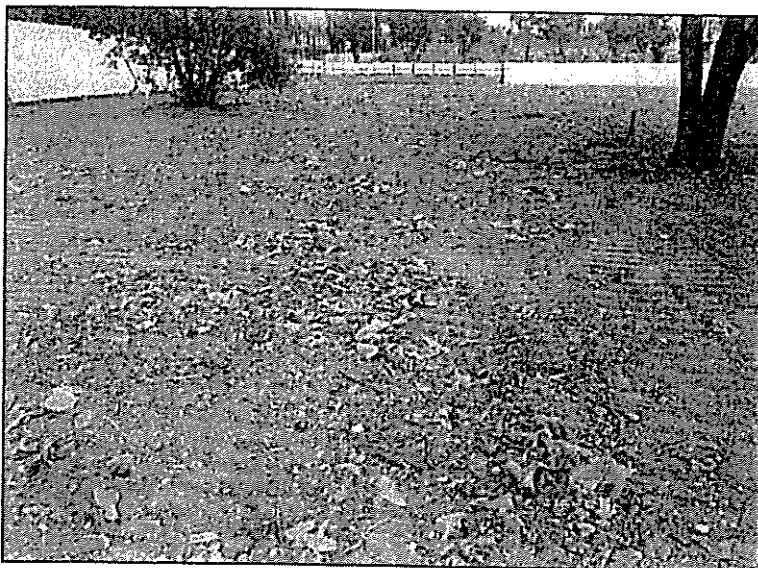
工種	仮設工
測点	敷地境界部
敷地内流入側溝仕上げ	
モルタル使用	



工種	仮設工
測点	
地中埋設物掘削完了	
表層面ゴミ確認	



工種	仮設工
測点	
地中埋設物掘削完了	
表層面ゴミ確認	



工種	仮設工
測点	
地中埋設物掘削完了	
表層面ゴミ確認	



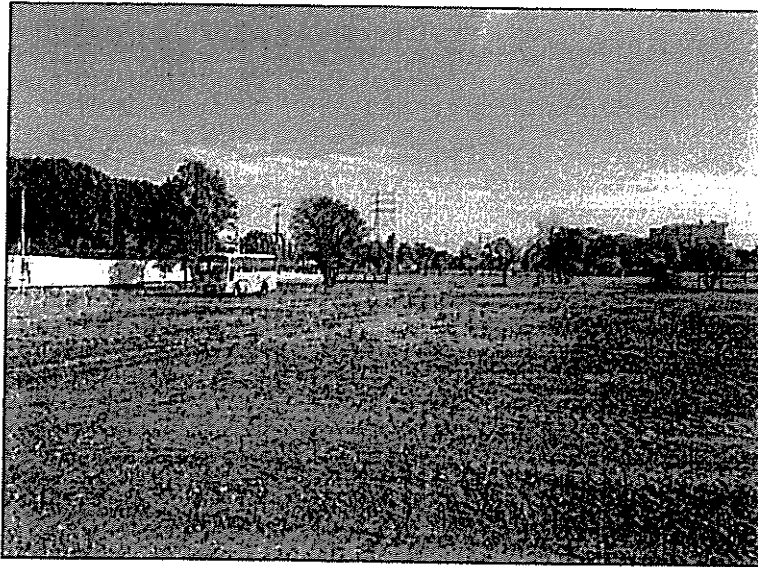
工種	仮設工
測点	
地中埋設物掘削完了	
表層面ゴミ確認	



工種	仮設工
測点	
地中埋設物掘削完了	
表層面ゴミ確認	



工種	仮設工
測点	
地中埋設物掘削完了	
表層面ゴミ確認	



工種 測点	仮設工
表層面ゴミ人力収集完了	



工種 測点	仮設工
表層面ゴミ人力収集完了	



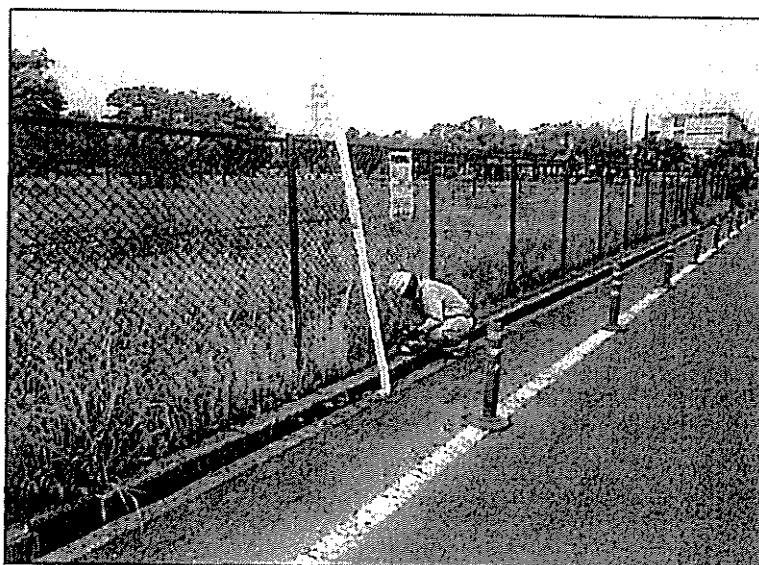
工種 測点	仮設工
表層面ゴミ人力収集完了	



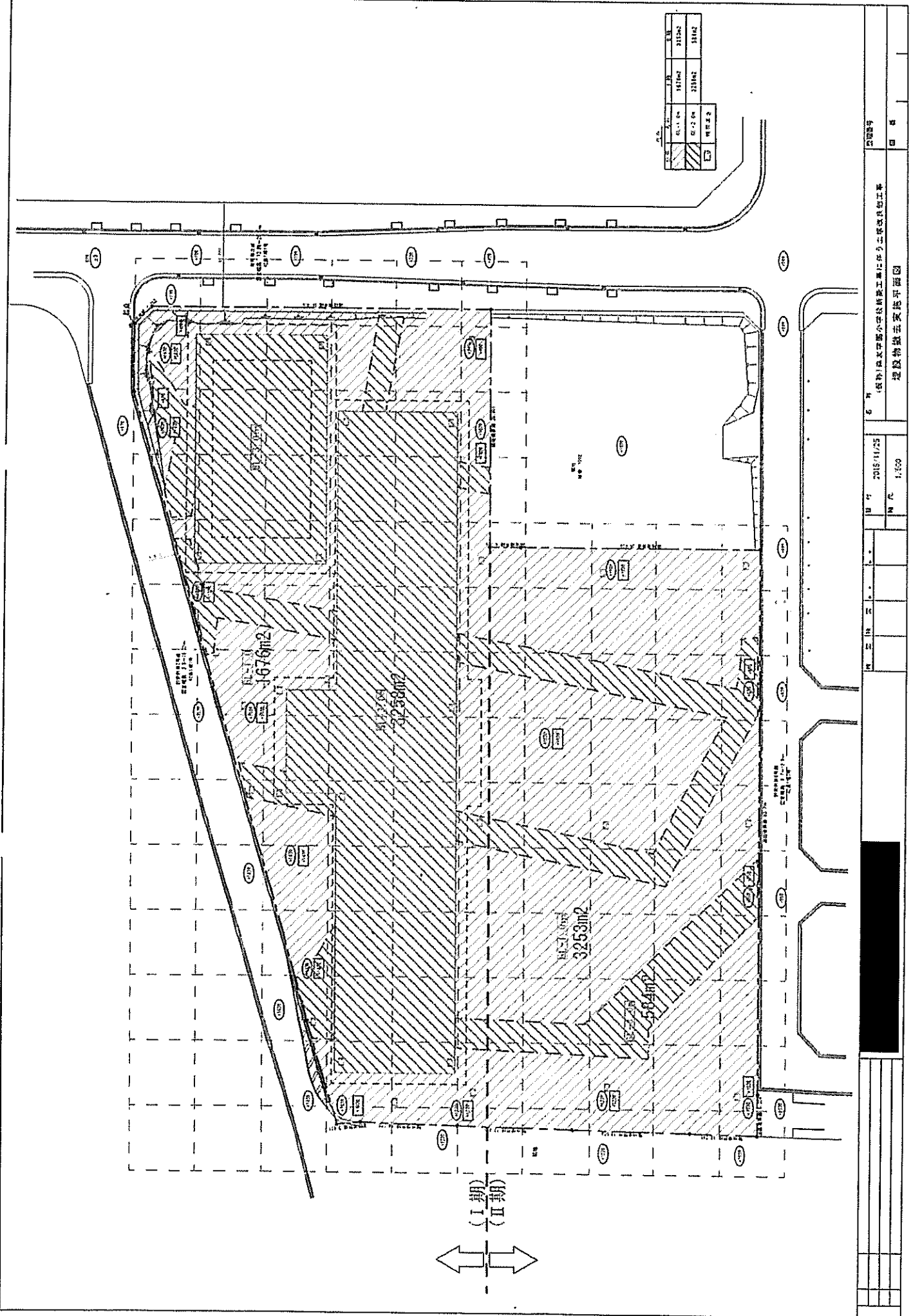
工種 測点	近隣対策
	構造物破砕作業時
	粉じん対策 散水状況



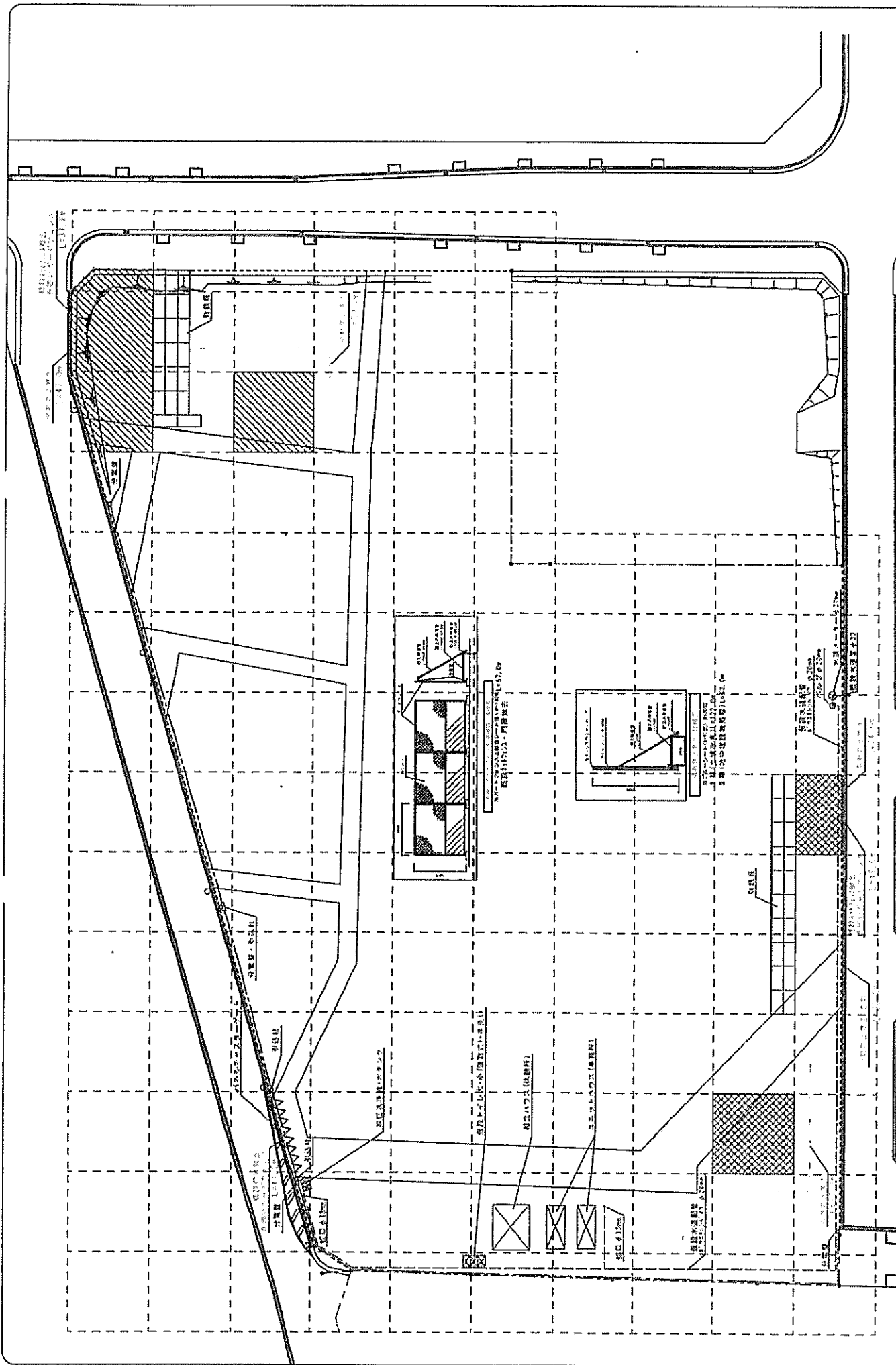
工種 測点	近隣対策
	構造物破砕作業時
	粉じん対策 散水状況



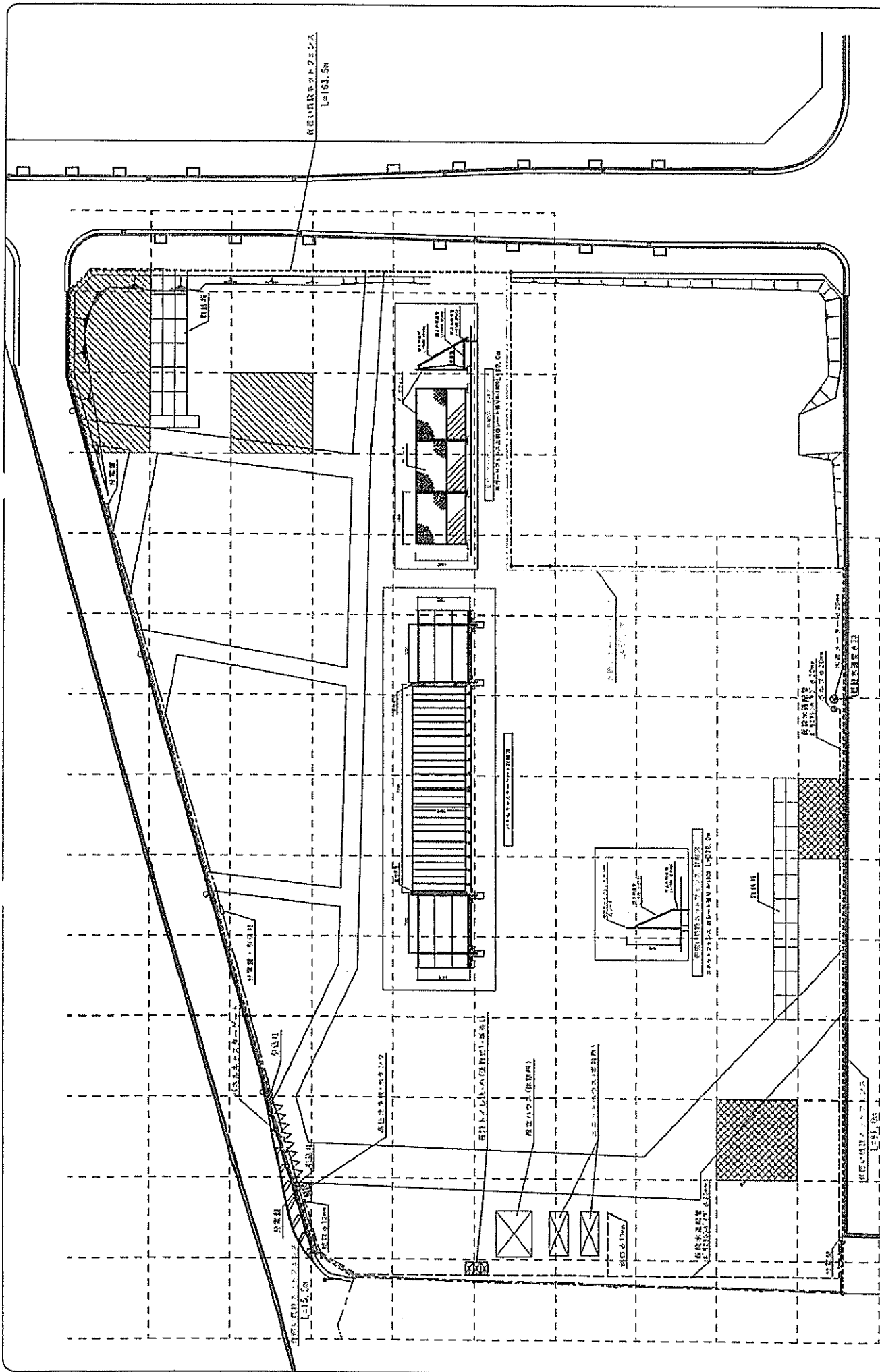
工種 測点	近隣対策
	既設ネットフェンス欠損部
	ネット補修作業状況



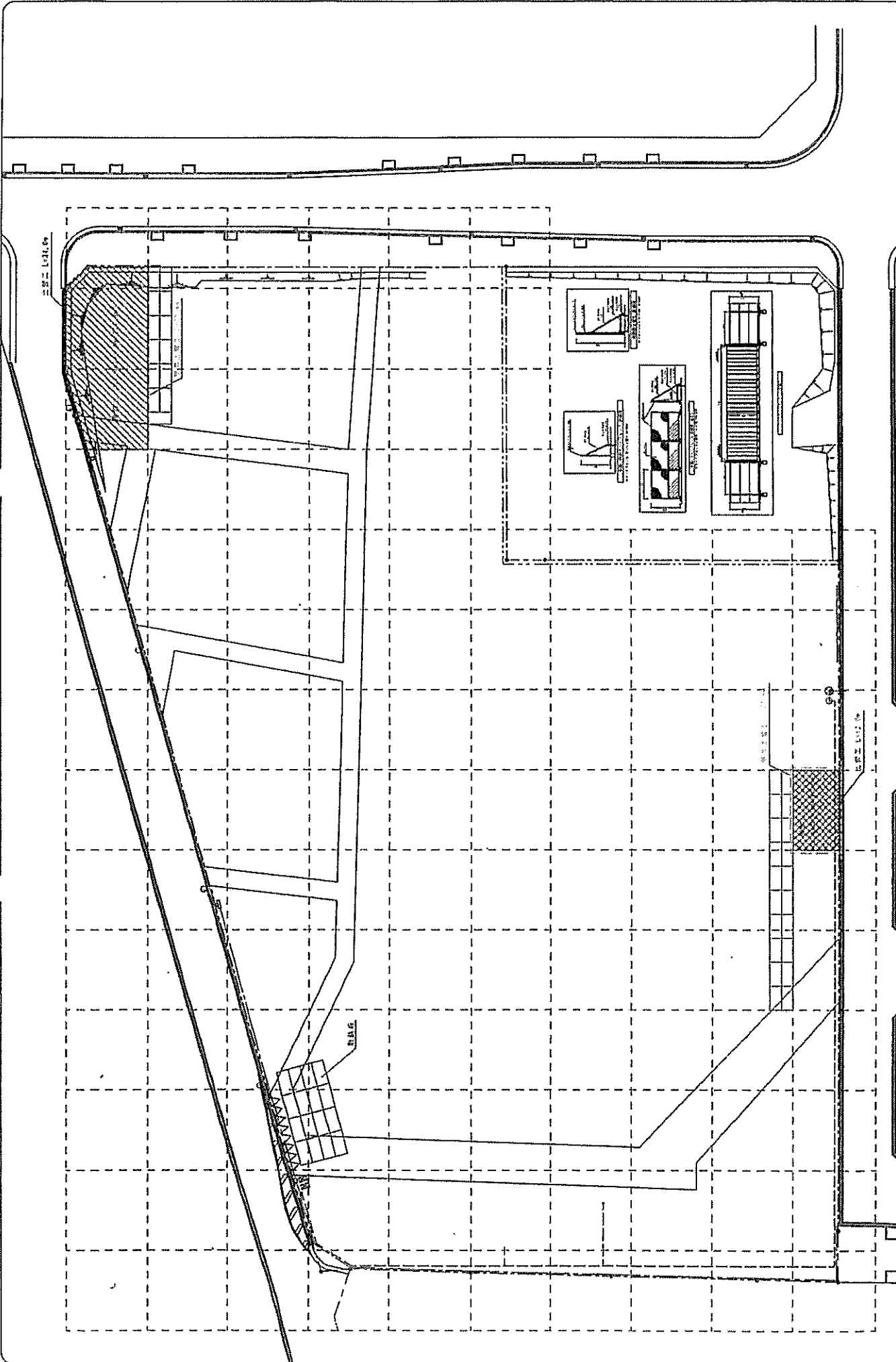
工程名称: 堤防修繕工事 (内容) 堤防修繕工事(堤防修繕工事)	
日付: 2018/11/25 図式: 1/500	図番: 01 頁数: 1
設計者: [Redacted]	



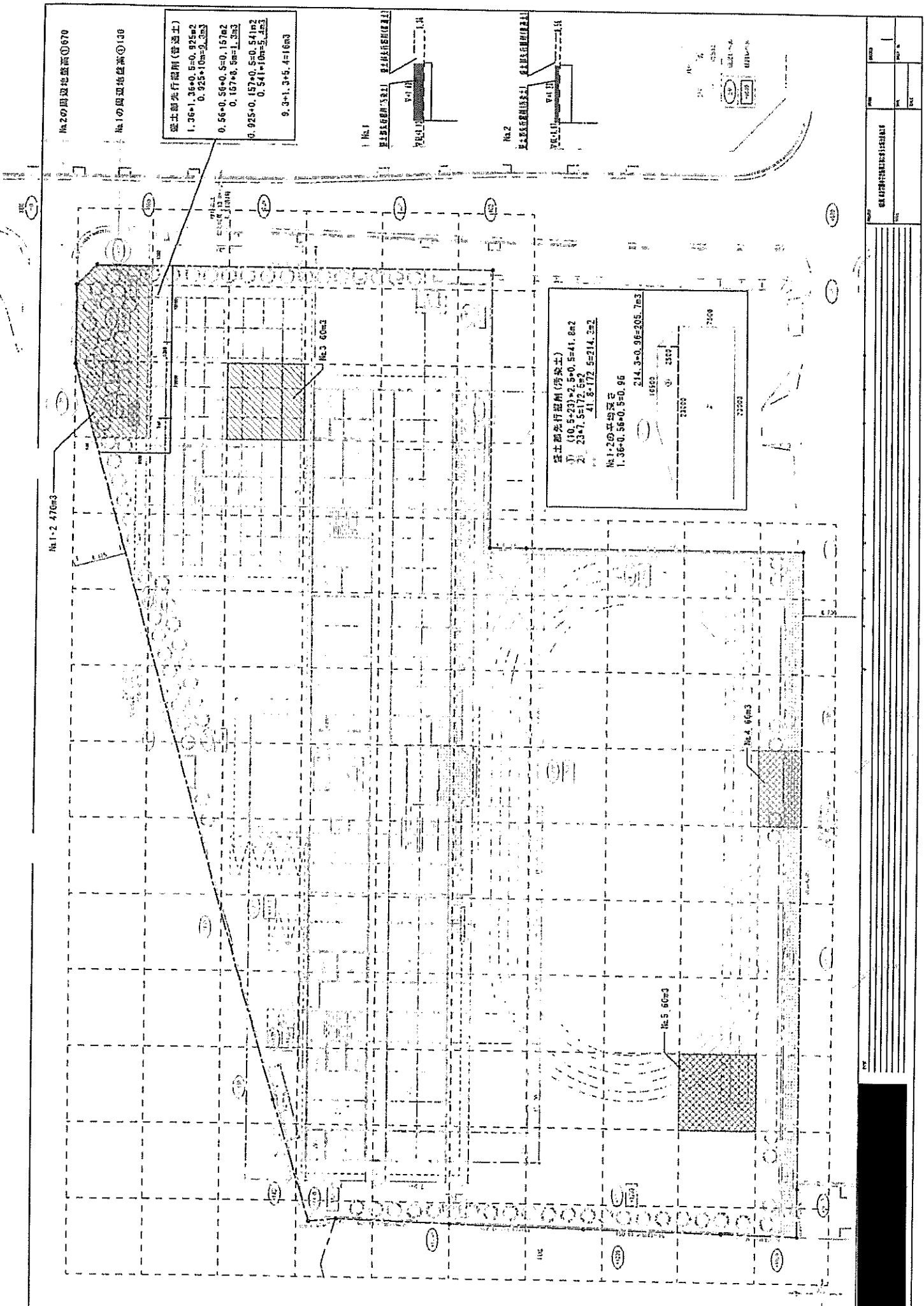
工事番号	図面番号	図名	町尺	設計年月日	打合せ月日	承認	検定	監理	製図
		建築工事 建築設計事務所 建築設計事務所 建築設計事務所							



種別	用途	構造	基礎	完成年月日	竣工年月日	所在地	所在地(緯度・経度)	建築士	建築士事務所	建築士事務所



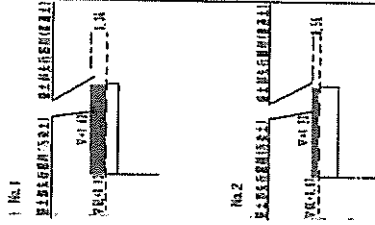
工事番号	50
工事名	(株)五洋建設株式会社五洋建設他工事
図面番号	50
図名	土留改良工事 土留工
種別	
設計者	
設計年月日	
訂正者	
訂正年月日	
承認者	
承認年月日	
作成者	
作成年月日	



No.2の周辺地盤高①670

No.1の周辺地盤高①100

盛土部先行掘削(普通土)
 1. 36*0.5=0.925m²
 0.925*10=9.25m³
 0.56*0.56*0.5=0.157m²
 0.157*8.5=1.33m³
 0.925*0.157*0.5=0.541m²
 0.541*10=5.41m³
 9.3=1.3+5.4=16m³



盛土部先行掘削(汚染土)

1) (10.5*23)*2.5=0.5=41.8m²
 2) 23*7.5=172.5m²
 41.8+172.5=214.3m²

No.1-200 坪当り
 1. 36*0.5=0.96=205.7m³
 214.3*0.96=205.7m³

1600	2100	2300
0	250	2200

No.1		No.2	
No.3		No.4	
No.5		No.6	
No.7		No.8	
No.9		No.10	
No.11		No.12	
No.13		No.14	
No.15		No.16	
No.17		No.18	
No.19		No.20	
No.21		No.22	
No.23		No.24	
No.25		No.26	
No.27		No.28	
No.29		No.30	
No.31		No.32	
No.33		No.34	
No.35		No.36	
No.37		No.38	
No.39		No.40	
No.41		No.42	
No.43		No.44	
No.45		No.46	
No.47		No.48	
No.49		No.50	
No.51		No.52	
No.53		No.54	
No.55		No.56	
No.57		No.58	
No.59		No.60	
No.61		No.62	
No.63		No.64	
No.65		No.66	
No.67		No.68	
No.69		No.70	
No.71		No.72	
No.73		No.74	
No.75		No.76	
No.77		No.78	
No.79		No.80	
No.81		No.82	
No.83		No.84	
No.85		No.86	
No.87		No.88	
No.89		No.90	
No.91		No.92	
No.93		No.94	
No.95		No.96	
No.97		No.98	
No.99		No.100	

2.2 土地の形質の変更の施工方法、工事の流れ、対象区画及び範囲（深度及び土量）

対象となる範囲の汚染土壌を掘削除去し、清浄土にて一部埋戻す。掘削除去した汚染土壌は、改正土壤汚染対策法の許可を受けた汚染土壌処理施設に搬入し、処理を実施する。埋戻し土壌は、場内の既往調査により確認された清浄土を利用する。施工概略図を図 2.3 に示す。

効果の確認として、観測井より地下水汚染が生じていないことを確認する。

措置内容に変更が生じた場合は、法定にもとづき豊中市（環境部環境政策課）と協議を行う。

対象区画及び範囲表を表 2.3、対象区画及び範囲図を図 2.4 に示す。

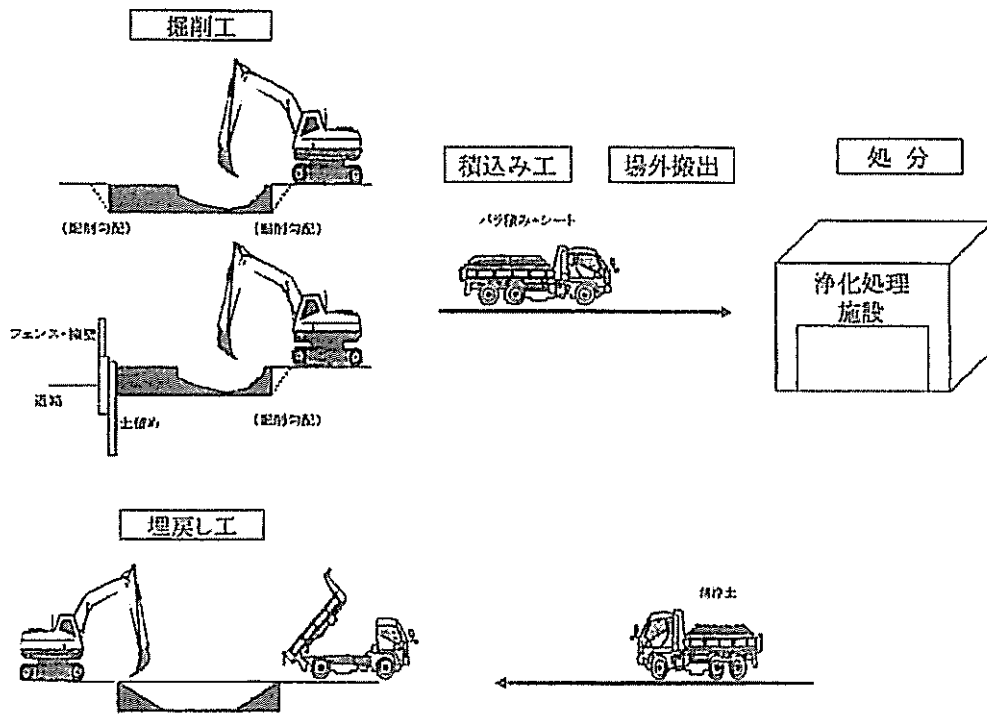


図 2.3 施工概略図

表 2.3 対象区画及び範囲表

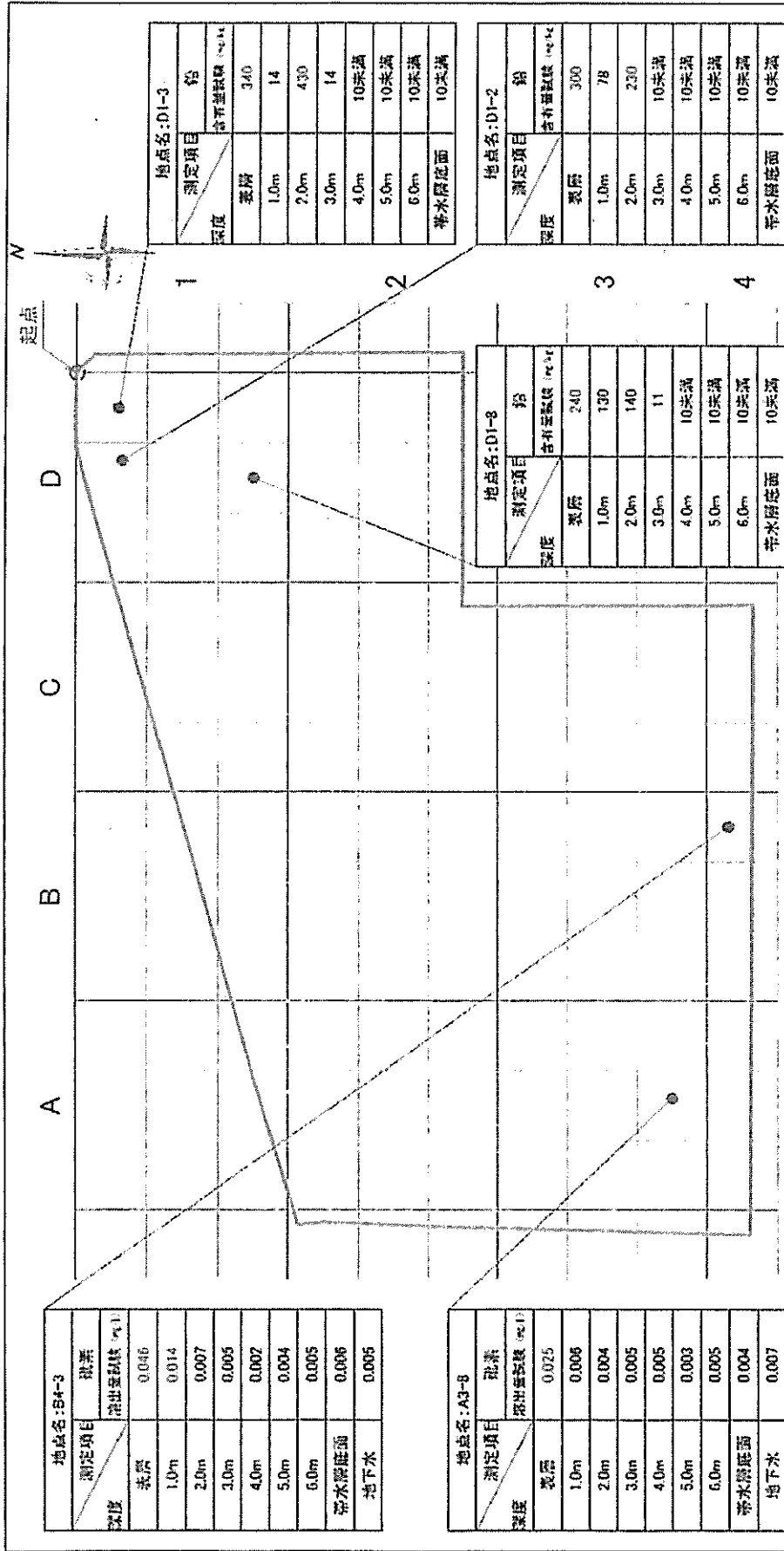
対象区画 (既往調査地点番号)	対策深度	対象面積	対策土量
D1-3 (No.1)	2.3m	123.625m ²	284.34m ³
D1-2 (No.2)	2.1m	88.25m ²	185.33m ³
D1-8 (No.3)	0.6m	100.00m ²	60.00m ³
B4-3 (No.4)	1.1m	60.00m ²	66.00m ³
A3-8 (No.5)	0.6m	100.00m ²	60.00m ³
計	—	471.875m ²	655.67m ³

(仮置土)
計 469.67
(470 m³)

汚染土掘削積込 655.67 m³ - (盛土部先行掘削(汚染土) 205 m³) = 450.67 (451 m³)

土壤汚染深度一覽表

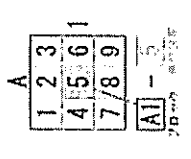
調査項目	基準不適合区画 (既往調査地点番号)	汚染深度
砒素 (溶出量)	A3-8 (No.5)	1.0m
	B4-3 (No.4)	2.0m
鉛 (含有量)	D1-2 (No.2)	3.0m
	D1-3 (No.1)	3.0m
	D1-8 (No.3)	1.0m



(凡例)

- 深度土壌採取地点: 5地点
- 単位区画 (10m x 10m=100m²)
- 30m格子 (30m x 30m=900m²)
- 調査対象地

メッシュコードの表示例



基準値	
項目	汚染係数 (含有量係数)
鉛	0.01
砒素	0.01

図面名称	既往調査結果総括図
縮尺	1:800
図面番号	図2.1
作成日	2015年7月
作成会社	作成会社

	测点	基準値超過深度	当初対策深度	絞込分析深度																
				0.6m	0.7m	0.8m	0.9m	1.0m	1.1m	1.2m	1.3m	1.4m	1.5m	1.6m	1.7m	1.8m	1.9m			
砒素	A3-8(No.5)	0.5m	1.0m																	
	B4-3(No.4)	1.0m	2.0m																	
鉛	D1-2(No.2)	2.0m	3.0m	2.1m	2.2m	2.3m	2.4m	2.5m	2.6m	2.7m	2.8m	2.9m	3.0m							
	D1-3(No.1)	2.0m	3.0m	2.1m	2.2m	2.3m	2.4m	2.5m	2.6m	2.7m	2.8m	2.9m	3.0m							
	D1-8(No.3)	0.5m	1.0m	0.6m	0.7m	0.8m	0.9m													

交通誘導員出陣表

8月6日～9月10日

	スホ*外	1H	休日スホ*外	1H
6	2			
7	2			
8	3			
9				
10	3			
11	3			
12				
13				
14				
15				
16				
17	2			
18	2			
19	2			
20	2			
21	3			
22	3			
23				
24	2			
25	2			
26	3			
27	2			
28	3			
29	3			
30				
31	3			
1	2			
2	2			
3	2			
4	3			
5	3			
6				
7	6			
8	5			
9	2			
10	2			
	72			

9月11日～10月10日

	スホ*外	1H	休日スホ*外	1H
11	3			
12	3			
13				
14	3			
15	3			
16	2			
17	2			
18	2			
19	3			
20				
21				
22				
23				
24	2			
25	2			
26	2			
27				
28	2			
29	2			
30	2			
1	3			
2	2			
3	3			
4				
5	2			
6	2			
7	2			
8	2			
9	2			
10	2			
	53			

交通誘導員出面表

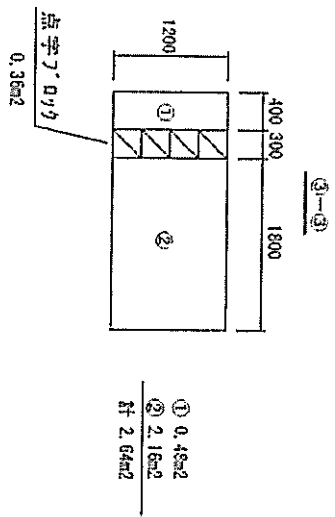
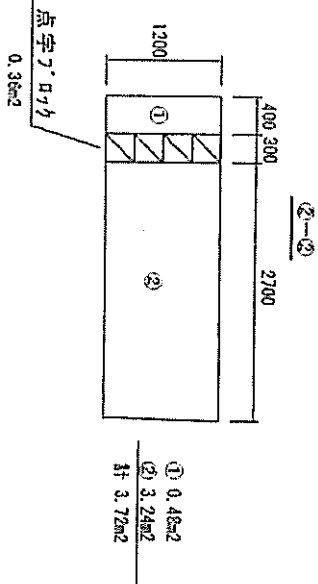
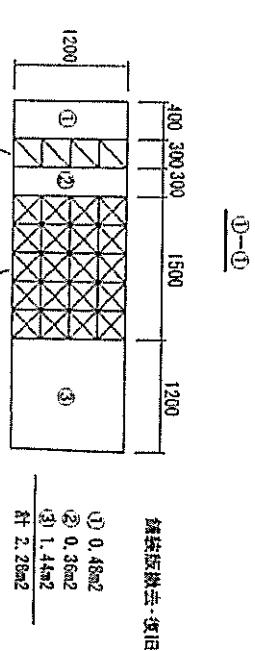
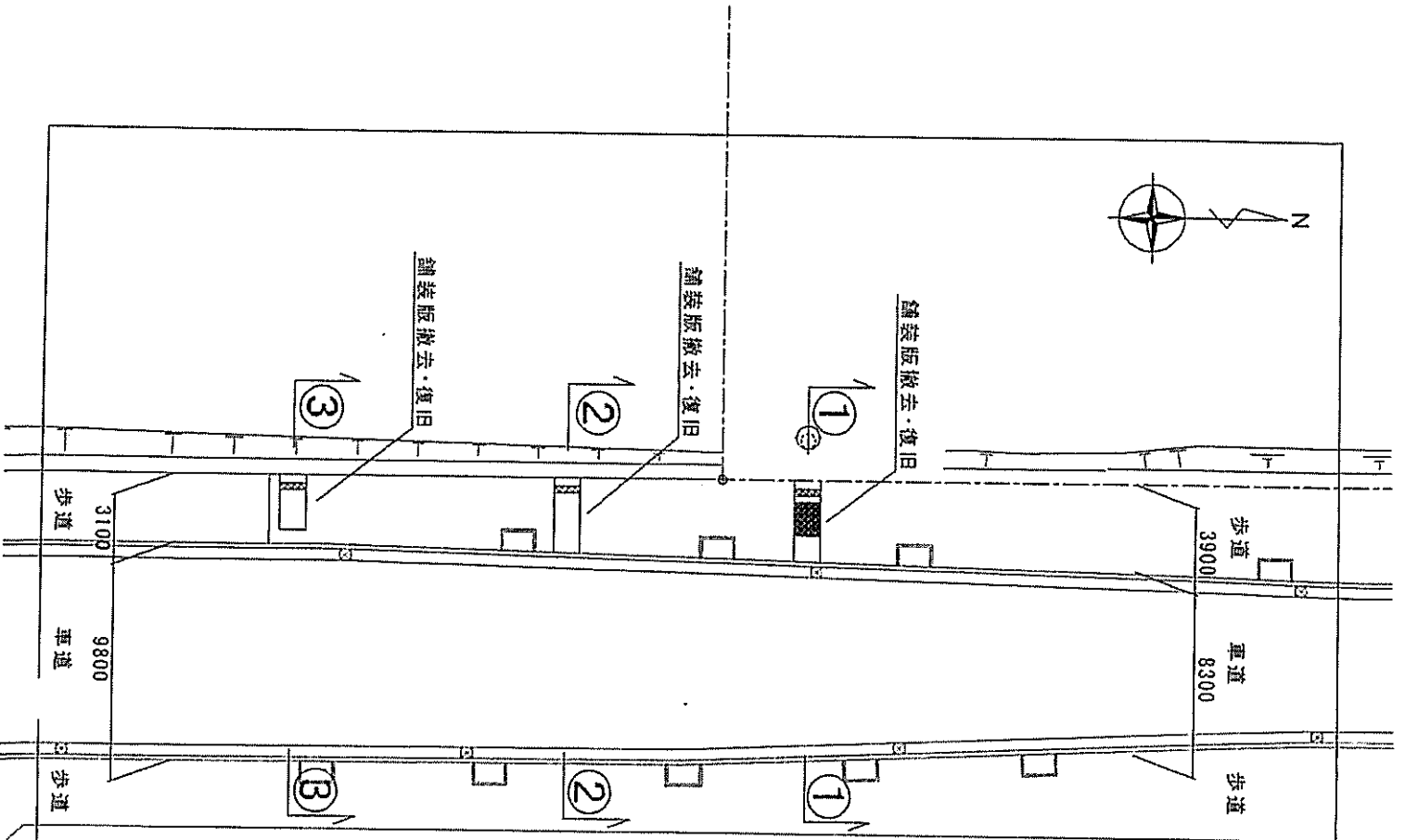
10月11日～11月10日

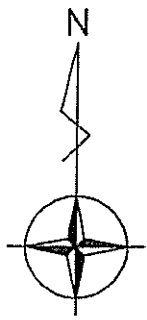
	スポット	1H	休日スポット	1H
11				
12				
13	3			
14	3			
15	3			
16	2			
17	3			
18				
19	3			
20	2			
21	2			
22	3			
23	2			
24	3			
25				
26	3			
27	3			
28	2			
29	2			
30	2			
31				
1				
2				
3				
4	3			
5	2			
6	2			
7	2			
8				
9	3			
10	2			
	55			

11月11日～12月10日

	スポット	1H	休日スポット	1H
11	4			
12	3			
13	3			
14				
15				
16	2			
17	2			
18	2			
19	2			
20	2			
21	2			
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
	22			

試験掘削舗装版 撤去・復旧図





試験掘削位置図

交通誘導員

歩道 3900 車道 8300 歩道

3900 1500 6800

仮歩道

①

①

交通誘導員

②

②

道路使用範囲

24000

13100

③

③

交通誘導員

3100 1500 8300

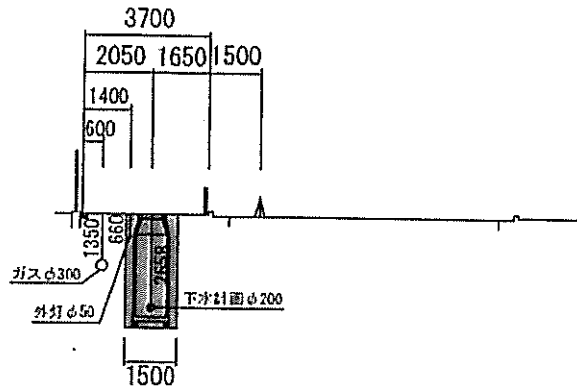
3100 9800

歩道 車道 歩道

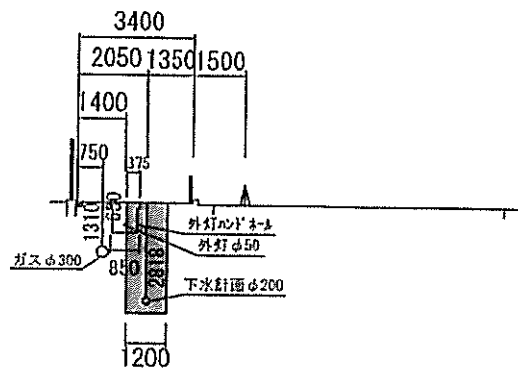
35000
40000

試験掘削結果図

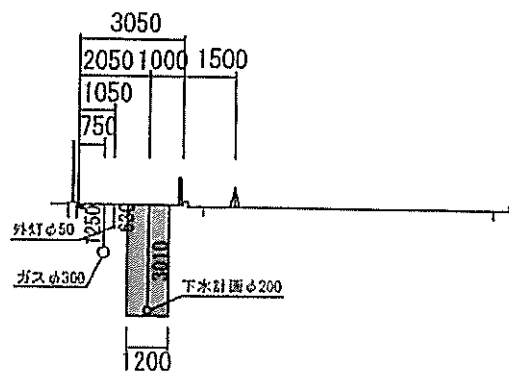
①-①断面図

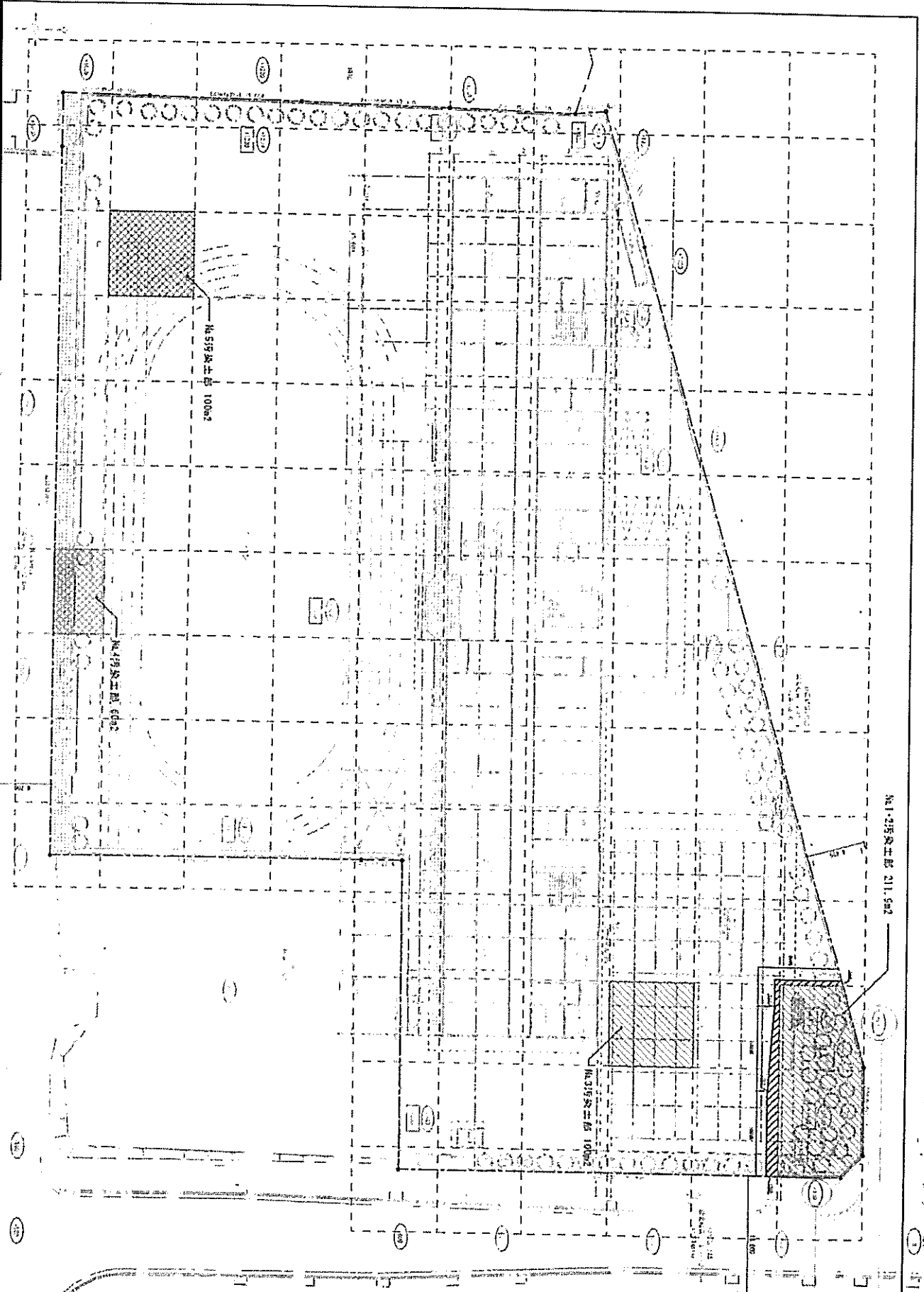


②-②断面図



③-③断面図





No. 200 周辺の地盤高 1670

No. 1の照付地盤高 130

先行掘削部

- 1.36*10=13.6a2
- 0.56*8.5=4.8a2
- 1.36*0.56*0.5*10=9.6a2

28a2

土庫設置工事
建築地盤区分

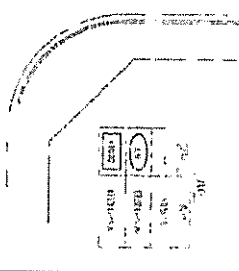
埋戻土部

- №1-2 211.982
- №3 100a2
- №4 60a2
- №5 100a2

先行掘削部

20a2

493.982



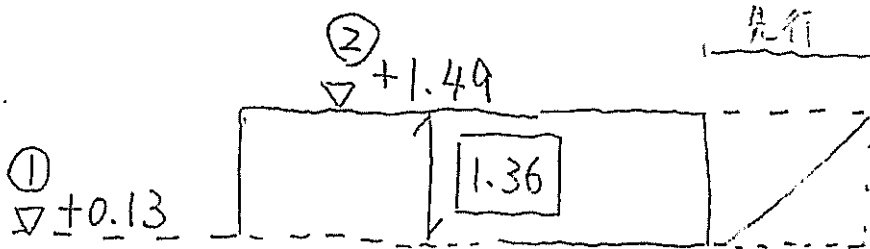
313701141326-94117		3000	
1/20	1/20	1/20	1/20

簡易ボーリング柱状図

調査名 大阪国際空港場外用地(OA301)土壌汚染深度方向調査業務

ボーリング名	No.1		調査位置	大阪府豊中市野田町1501	
発注機関	大阪航空局		調査期間	平成24年1月12日	
調査業者名	[]		主任技術者	[] 鑑定者 []	
孔口標高	KBM+1.49m (2)		試錘機	ECO-1VH	
総掘進長	10.00m		削孔水	無水	

標尺 (m)	標高 (m)	層厚 (m)	深度 (m)	柱状図	土質区分	色相	相対密度	相対稠度	記 事	孔内水位 (m) / 測定月日	試料採取	
											深 度 (m)	試料番号
1	0.00	1.40	1.40		盛土・シルト混り砂礫	黄灰			φ5~20mm位の円礫主体、max φ 60mm 砂は細砂主体。含水少ない。	0.00 1.00	1.0	
2	-1.20	1.40	2.80		埋土・ガラス混り砂礫	黒灰			φ10~50mmの角礫状ガラ主体、コンクリート及びレンガ片、ビニール等混入。木片及び樹皮繊維多く混入。含水中~多い。	1.00 2.00	2.0	
3					シルト混り砂	暗灰			砂は中~粗砂主体。上部は、木片及び植物繊維混入。4.3m以下はmax 10mmの礫及び貝殻片混入。含水多い。	2.00 3.00	3.0	
4	-3.20	2.00	4.80		シルト混り砂	暗灰			砂は中~粗砂主体。上部は、木片及び植物繊維混入。4.3m以下はmax 10mmの礫及び貝殻片混入。含水多い。	3.00 4.00	4.0	
5	-4.10	0.80	5.60		砂	暗灰			細砂主体。少量の貝殻片点在。含水やや多い。	4.00 5.00	5.0	
6	-4.50	0.40	6.00		シルト混り砂	暗灰			砂は、微~細砂。含水やや多い。	5.00 6.00	6.0	
7	-5.50	1.00	7.00		砂質シルト	暗灰			砂は、細砂。少量の貝殻片点在。不規則に細砂の層を形成。含水やや多い。	6.00 7.00	7.0	
8	-6.70	1.20	8.20		貝殻混りシルト	暗灰			所々、貝殻片多量となる。不規則に細砂を少量混入する。含水やや多い。			
9	-7.50	0.80	9.00		シルト	青灰			半固結状を呈する。含水中位。			
10	-8.50	1.00	10.00		砂	暗青灰			細~中砂主体。含水多く、0.1~2.0m付近までの砂層水頭を有する。			

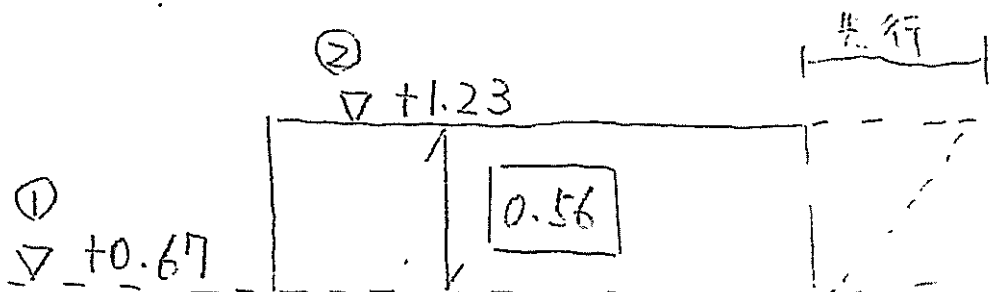


簡易ボーリング柱状図

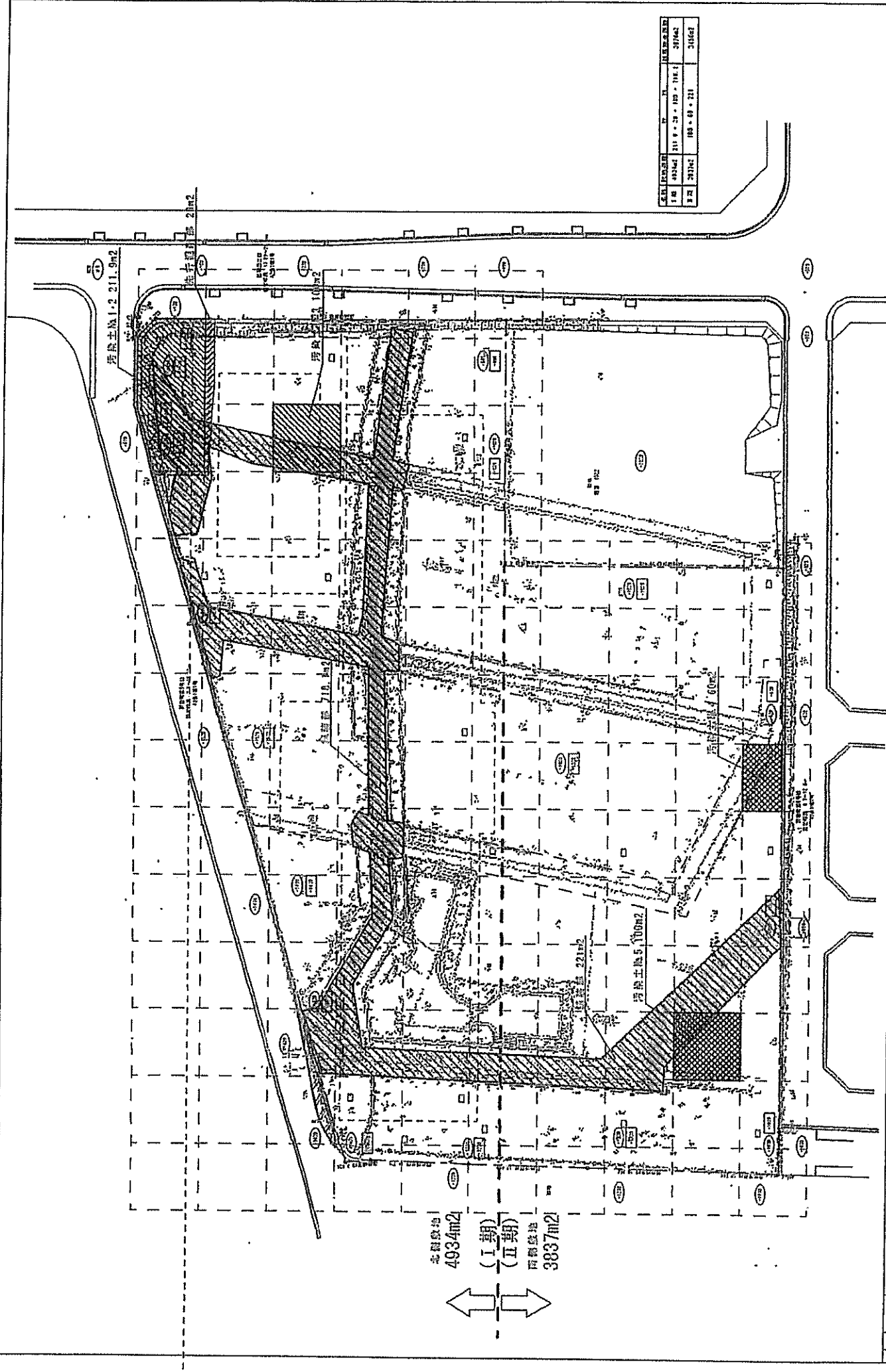
調査名 大阪国際空港場外用地(OA301)土壌汚染深度方向調査業務

ボーリング名	No.2	調査位置	大阪府豊中市野田町1501
発注機関	大阪航空局	調査期間	平成24年1月12日
調査業者名		主任技術者	コア鑑定者
孔口標高	KBM+1.23m (2)	試錘機	ECO-IVII
総掘進長	8.00m	削孔水	無水

深 度 (m)	層 厚 (m)	柱 状 図	土 質 区 分	色 相 調 度	相 対 密 度	相 対 稠 度	記 事	孔 内 水 位 (m) / 測 定 日	試料採取	
									深 度 (m)	試料 番号
1	0.03	1.20	1.20	盛土・シルト混り砂	茶灰～黒灰		φ5~20mm位の円盤主体、max φ40mm砂土細砂主体、含水少ない。	0.95 1.00	1.0	1.0
2	-1.17	1.20	2.40	盛土・ガラ混り砂	暗褐～黒灰		φ10~50mmの角粒状ガラス主体、コンクリート及びレンガ片、ビニール等混入。木片及び割物根拠多く混入。不規則に粘土多量に混入する。含水中～やや多い。	1.95 2.00	2.0	2.0
3	-1.57	0.40	2.80	シルト	暗灰		上部、少量の腐植物混入。含水中～やや多い。	2.95 3.00	3.0	3.0
4	-3.37	1.80	4.60	シルト混り砂	暗灰		花弁中～粗砂主体。4.3m以深は少量の貝殻片混入。含水やや多い。	3.95 4.00	4.0	4.0
5	-4.47	1.10	5.70	砂	暗灰		細砂主体。少量の貝殻片点在。含水やや多い。所々、シルト多量に混入する。	4.95 5.00	5.0	5.0
6	-5.77	1.30	7.00	砂質シルト	暗灰		砂は、細砂。少量の貝殻片点在。不規則に細砂の薄層を混在。含水やや多い。	5.95 6.00	6.0	6.0
7	-5.77	1.30	7.00	貝殻混りシルト	暗灰		所々、貝殻片多量となる。不規則に細砂を少量混入する。含水やや多い。	6.95 6.70	6.7	6.7



樓層	樓層面積	樓層	樓層面積
1樓	4934m ²	2樓	3837m ²
2樓	3837m ²	3樓	3837m ²
3樓	3837m ²	4樓	3837m ²
4樓	3837m ²	5樓	3837m ²
5樓	3837m ²	6樓	3837m ²
6樓	3837m ²	7樓	3837m ²
7樓	3837m ²	8樓	3837m ²
8樓	3837m ²	9樓	3837m ²
9樓	3837m ²	10樓	3837m ²
10樓	3837m ²	11樓	3837m ²
11樓	3837m ²	12樓	3837m ²
12樓	3837m ²	13樓	3837m ²
13樓	3837m ²	14樓	3837m ²
14樓	3837m ²	15樓	3837m ²
15樓	3837m ²	16樓	3837m ²
16樓	3837m ²	17樓	3837m ²
17樓	3837m ²	18樓	3837m ²
18樓	3837m ²	19樓	3837m ²
19樓	3837m ²	20樓	3837m ²
20樓	3837m ²	21樓	3837m ²
21樓	3837m ²	22樓	3837m ²
22樓	3837m ²	23樓	3837m ²
23樓	3837m ²	24樓	3837m ²
24樓	3837m ²	25樓	3837m ²
25樓	3837m ²	26樓	3837m ²
26樓	3837m ²	27樓	3837m ²
27樓	3837m ²	28樓	3837m ²
28樓	3837m ²	29樓	3837m ²
29樓	3837m ²	30樓	3837m ²
30樓	3837m ²	31樓	3837m ²
31樓	3837m ²	32樓	3837m ²
32樓	3837m ²	33樓	3837m ²
33樓	3837m ²	34樓	3837m ²
34樓	3837m ²	35樓	3837m ²
35樓	3837m ²	36樓	3837m ²
36樓	3837m ²	37樓	3837m ²
37樓	3837m ²	38樓	3837m ²
38樓	3837m ²	39樓	3837m ²
39樓	3837m ²	40樓	3837m ²
40樓	3837m ²	41樓	3837m ²
41樓	3837m ²	42樓	3837m ²
42樓	3837m ²	43樓	3837m ²
43樓	3837m ²	44樓	3837m ²
44樓	3837m ²	45樓	3837m ²
45樓	3837m ²	46樓	3837m ²
46樓	3837m ²	47樓	3837m ²
47樓	3837m ²	48樓	3837m ²
48樓	3837m ²	49樓	3837m ²
49樓	3837m ²	50樓	3837m ²



圖名	建築詳況圖
圖號	1/500
日期	2015/11/25
設計	(留待) 五洲園小學建築工程設計及監工
校對	區 區

0A301

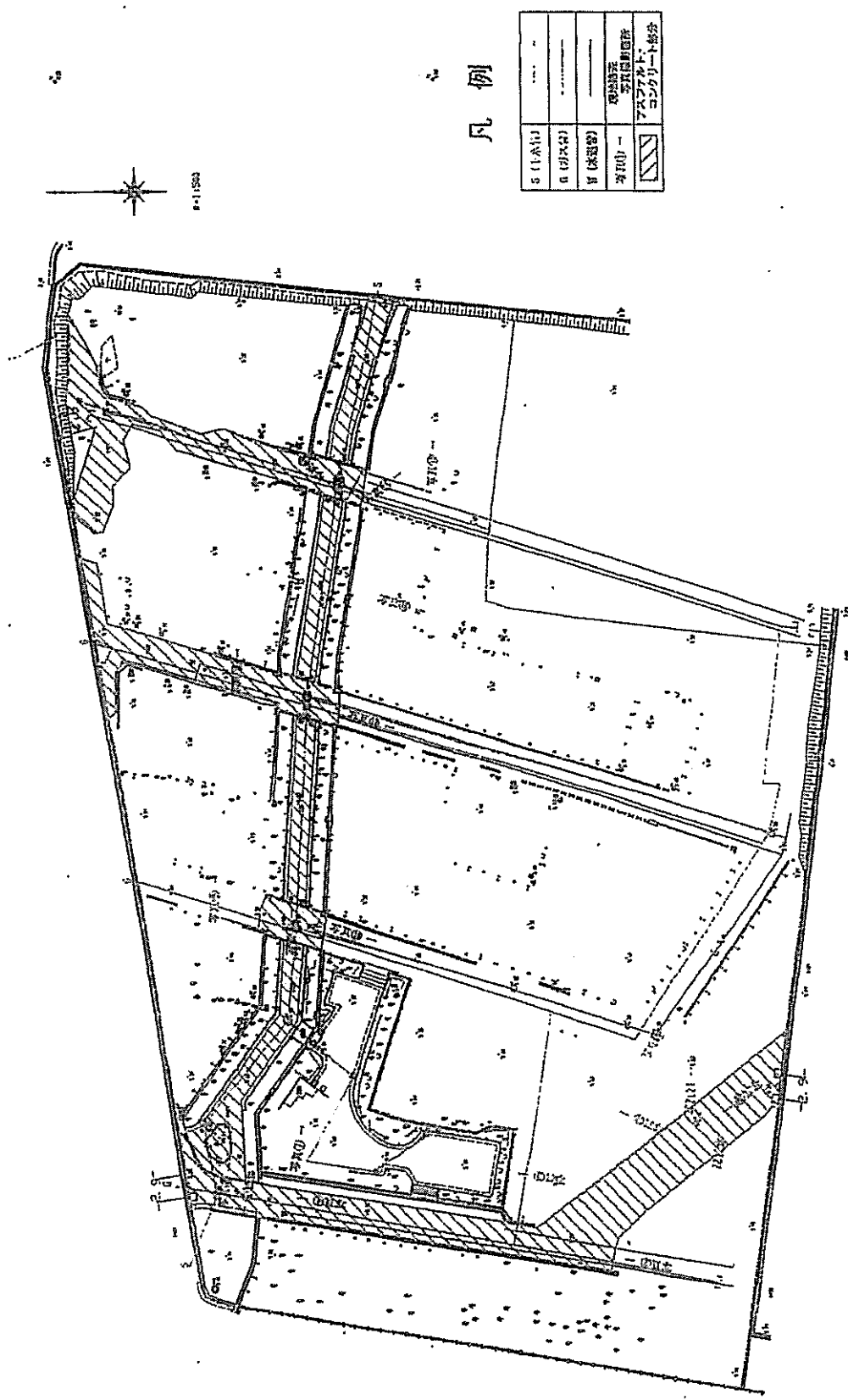
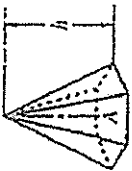


図5-1 現地踏査結果図 S=1:500

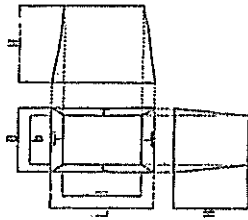
表6-6 照合・解析結果一覽



$V = \frac{1}{3} Ah$
 A:底面積
 h:高さ

$A=L \times W$
 $h=H$

掘削出来形



$V = \frac{1}{3} h(A1 + A2 + \sqrt{A1A2})$
 A1, A2:平行な底の面積
 h:高さ

$h=H$
 $A1=L \times B$
 $A2=l \times b$

跡地番号	掘削番号 No	内容	掘削土量 m ³	換算重量 t	混入率 %	確認埋設物状況	長さ L(m)	幅 B(W)(m)	高さ H(m)	長さ l(m)	幅 b(m)	面積 A1(m ²)	面積 A2(m ²)	埋設重量 (t/m)	
OA301	試験合計	掘削土量 埋設物	1092.0	213.9	395.7	20.7%	7x7.7以外部分を除く面積:7728.83m ²								
	7x7.7外 部分 (推定)	推定土量 7x7.7外部分	3140.1	125.5	298.9	4.0%	7x7.7外部分の面積:1046.7m ² 7x7.7外部分の厚み:0.12m			3.00			1046.7	1046.7	2.3
	合計	土量 埋設物	4172.1	339.5	684.6	8.1%									

埋入比	混入比
8.1%	20.7%
2141.2	5454.1
4829.1	11701.3

埋入比	混入比	埋入比	埋入比
8.1%	20.7%	(%)	(%)
2141.2	5454.1	3.0	6.1%
4829.1	11701.3	8770.53	20.7%

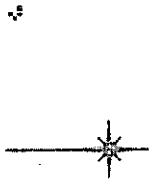
埋入比	混入比	埋入比	埋入比
8.1%	20.7%	(%)	(%)
2141.2	5454.1	3.0	6.1%
4829.1	11701.3	8770.53	20.7%

埋入比	混入比	埋入比	埋入比
8.1%	20.7%	(%)	(%)
2141.2	5454.1	3.0	6.1%
4829.1	11701.3	8770.53	20.7%

埋入比	混入比	埋入比	埋入比
8.1%	20.7%	(%)	(%)
2141.2	5454.1	3.0	6.1%
4829.1	11701.3	8770.53	20.7%

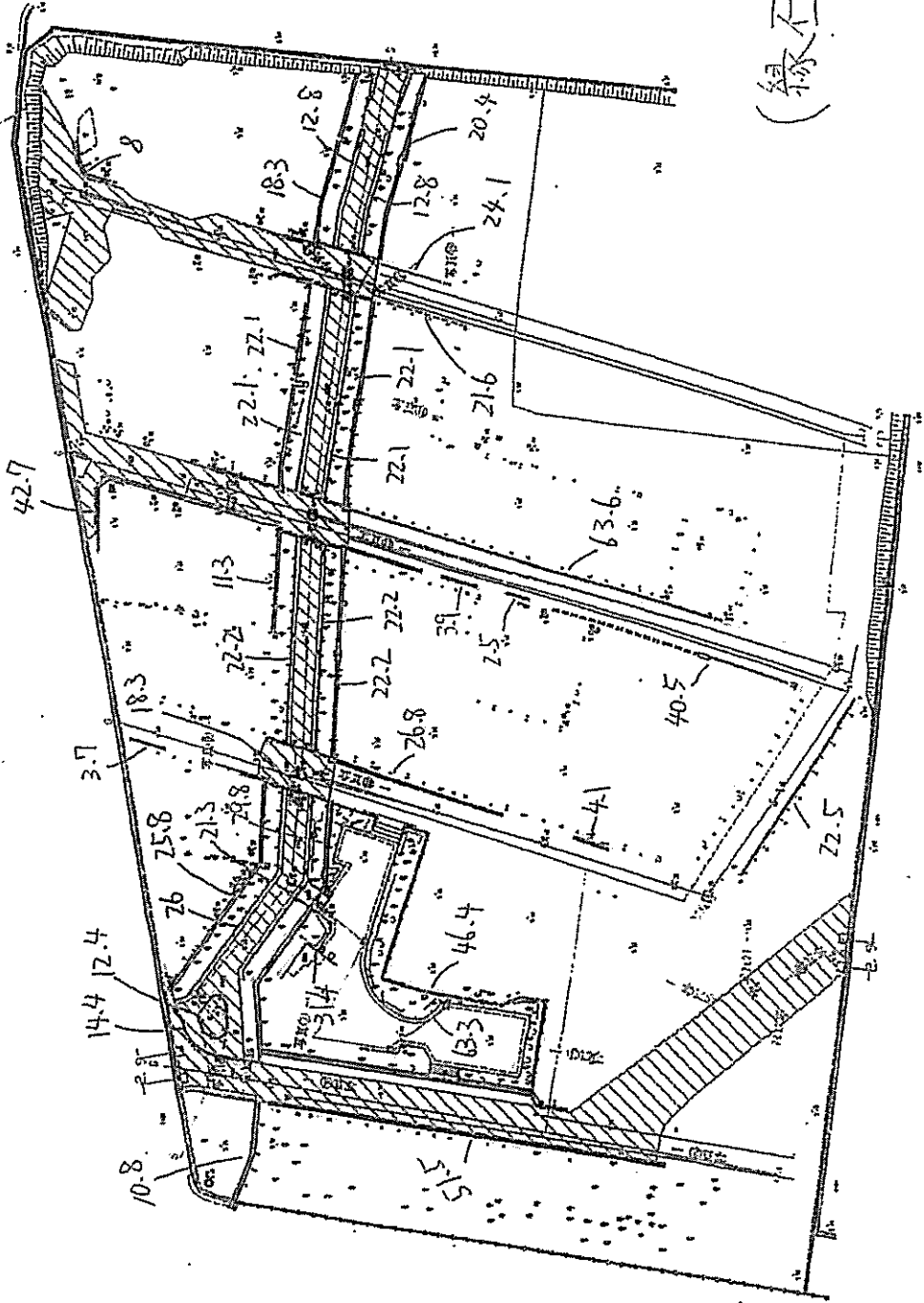
埋入比	混入比	埋入比	埋入比
8.1%	20.7%	(%)	(%)
2141.2	5454.1	3.0	6.1%
4829.1	11701.3	8770.53	20.7%

埋入比	混入比	埋入比	埋入比
8.1%	20.7%	(%)	(%)
2141.2	5454.1	3.0	6.1%
4829.1	11701.3	8770.53	20.7%



凡例

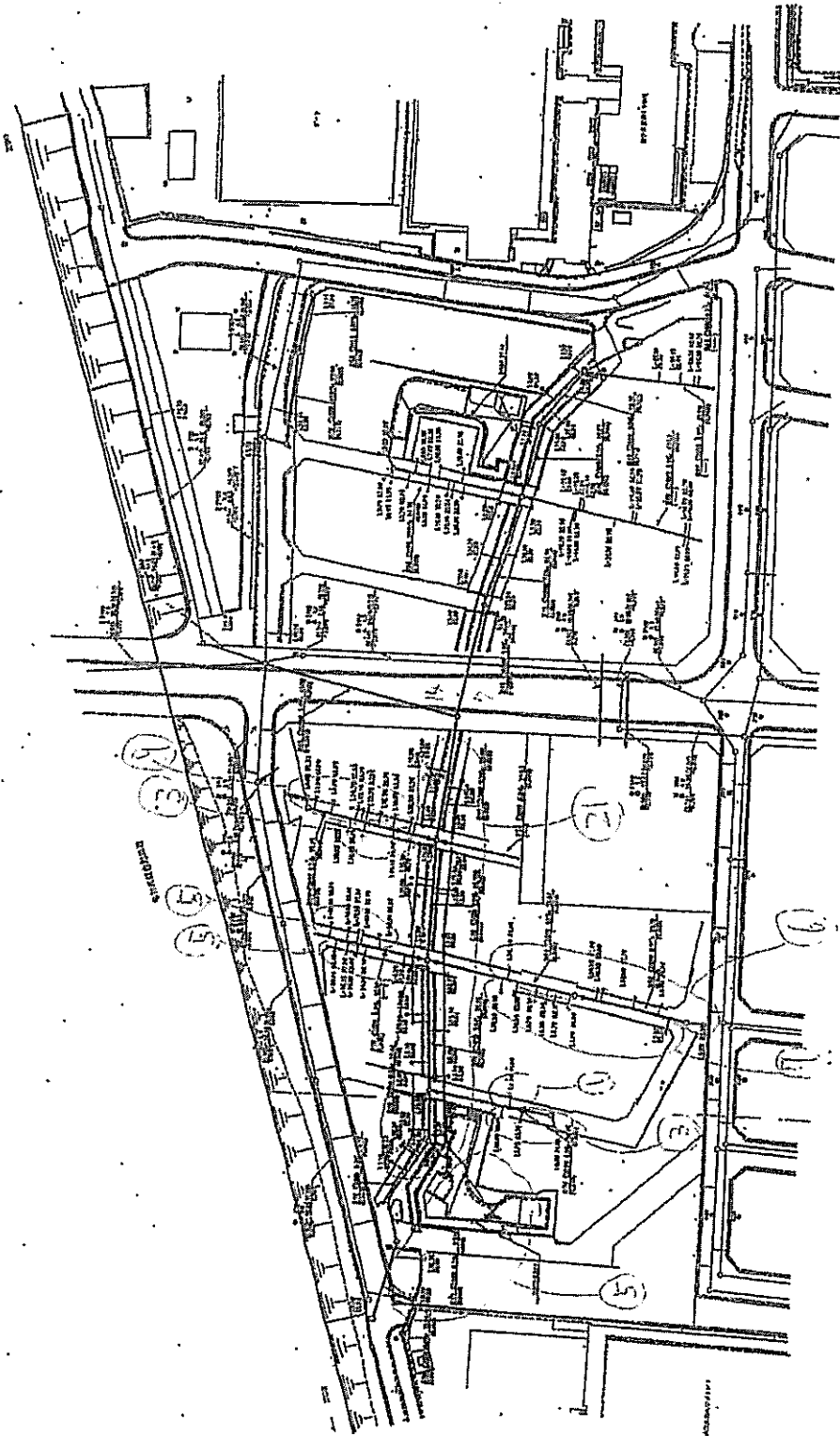
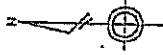
	S (コンクリート)
	B (アスファルト)
	M (土壌)
	アスファルト
	緑石
	アスファルト、 コンクリート



(緑石)

図5-1 現地踏査結果図 S=1:500

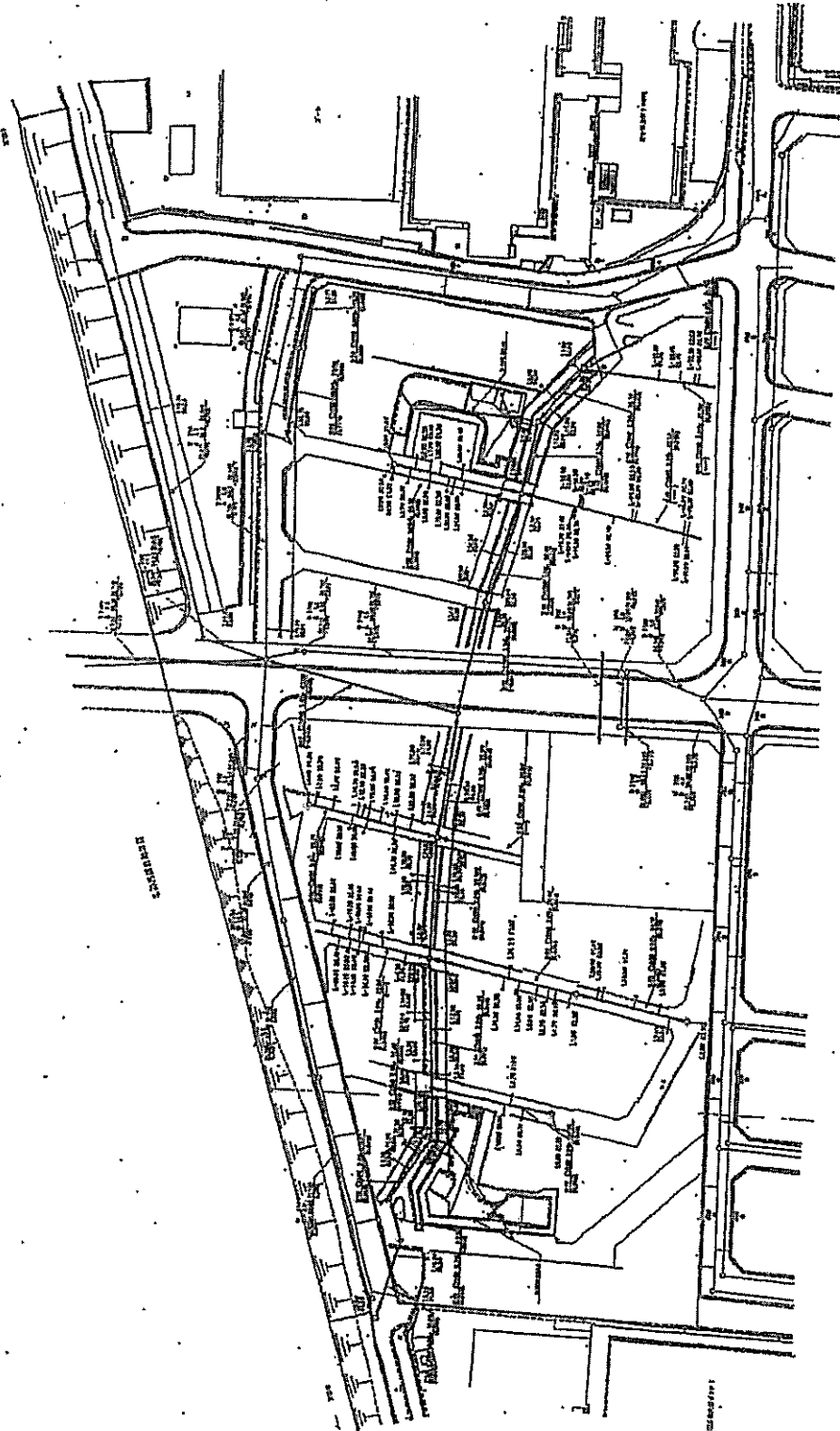
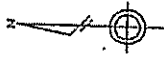
縮尺 1/500



(軒通)

工事名称	下水管渠投現図			
図面番号	縮尺	図面番号	図の内	
設計年月	平成	年	月	日
株式会社 建設事務所 建設課				
1	2	3	4	5
6	7	8	9	10
11	12	13	14	15
16	17	18	19	20
21	22	23	24	25
26	27	28	29	30
31	32	33	34	35
36	37	38	39	40
41	42	43	44	45
46	47	48	49	50
51	52	53	54	55
56	57	58	59	60
61	62	63	64	65
66	67	68	69	70
71	72	73	74	75
76	77	78	79	80
81	82	83	84	85
86	87	88	89	90
91	92	93	94	95
96	97	98	99	100

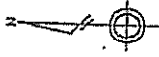
縮尺 1/500



工事名称	下水道管線調査図			
図面書体	縮尺	切取番号	頁の内	
	1/500			
設計年月	平成	年	月	日
宮城県仙台市青葉区				

(マンホール)

縮尺 1/500



$2.6m \times 5.4 = 14.04$

$2.6m \times 3.4 = 8.84$

$2.6m \times 4.2 = 10.92$

$2.6m \times 5.4 = 14.04$

$4.6m \times 2.1 = 9.66$

$3.5m \times 2.1 = 7.35$

$2.6m \times 6.4 = 16.64$

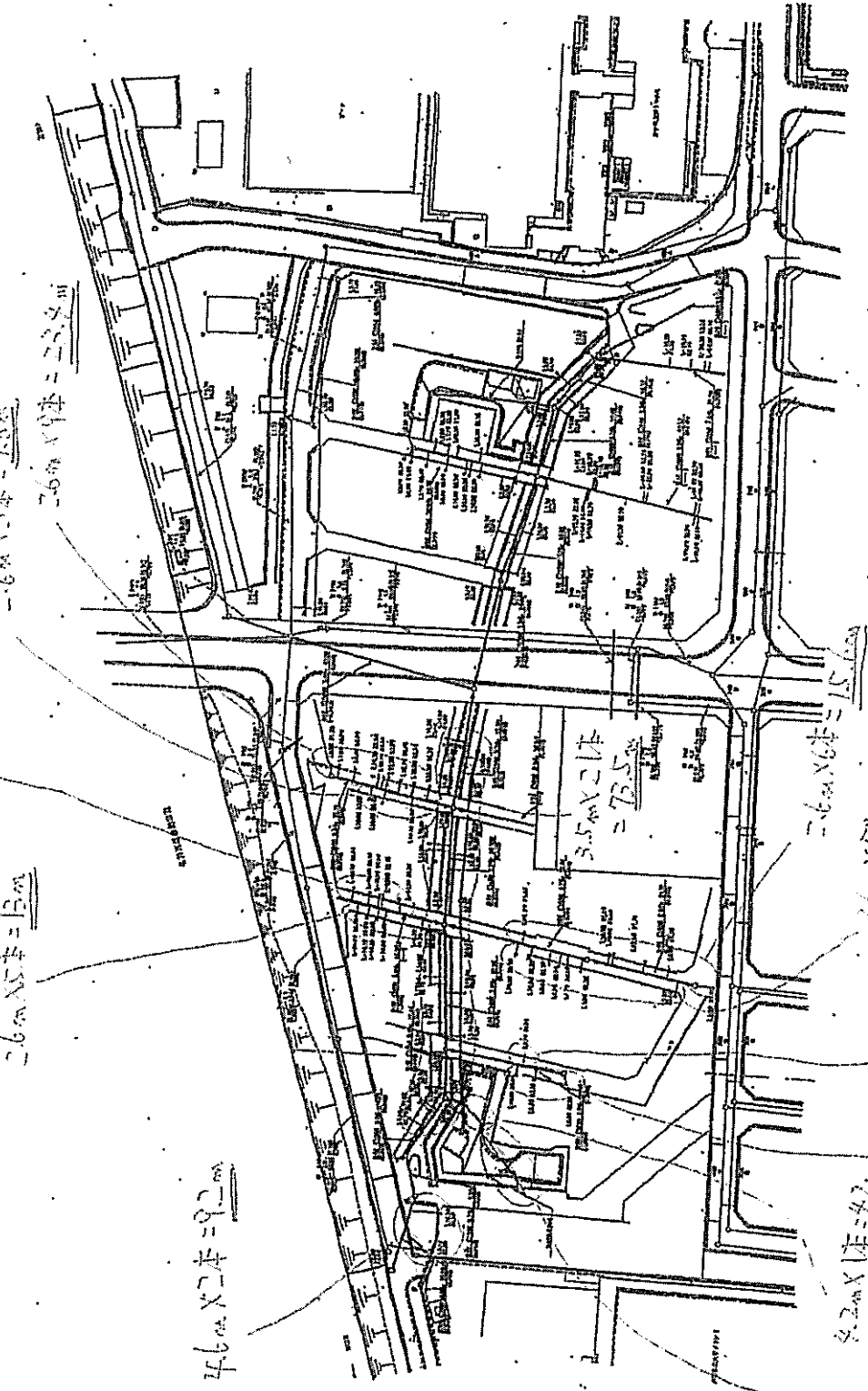
$2.6m \times 7.2 = 18.72$

$2.6m \times 1.2 = 3.12$

$2.6m \times 3.4 = 8.84$

$8.2m \times 1.2 = 9.84$

$11.8m \times 1.2 = 14.16$



工事名称	下水管線設置計画図		
図面番号	1/500	図面番号	深の内
設計年月	平成	年	月 日
宮崎県宮崎市宮崎西町			
設計者		監理者	
製図者		承認者	
校核者		担当者	
印刷者		担当者	

(塩化ビニル管)

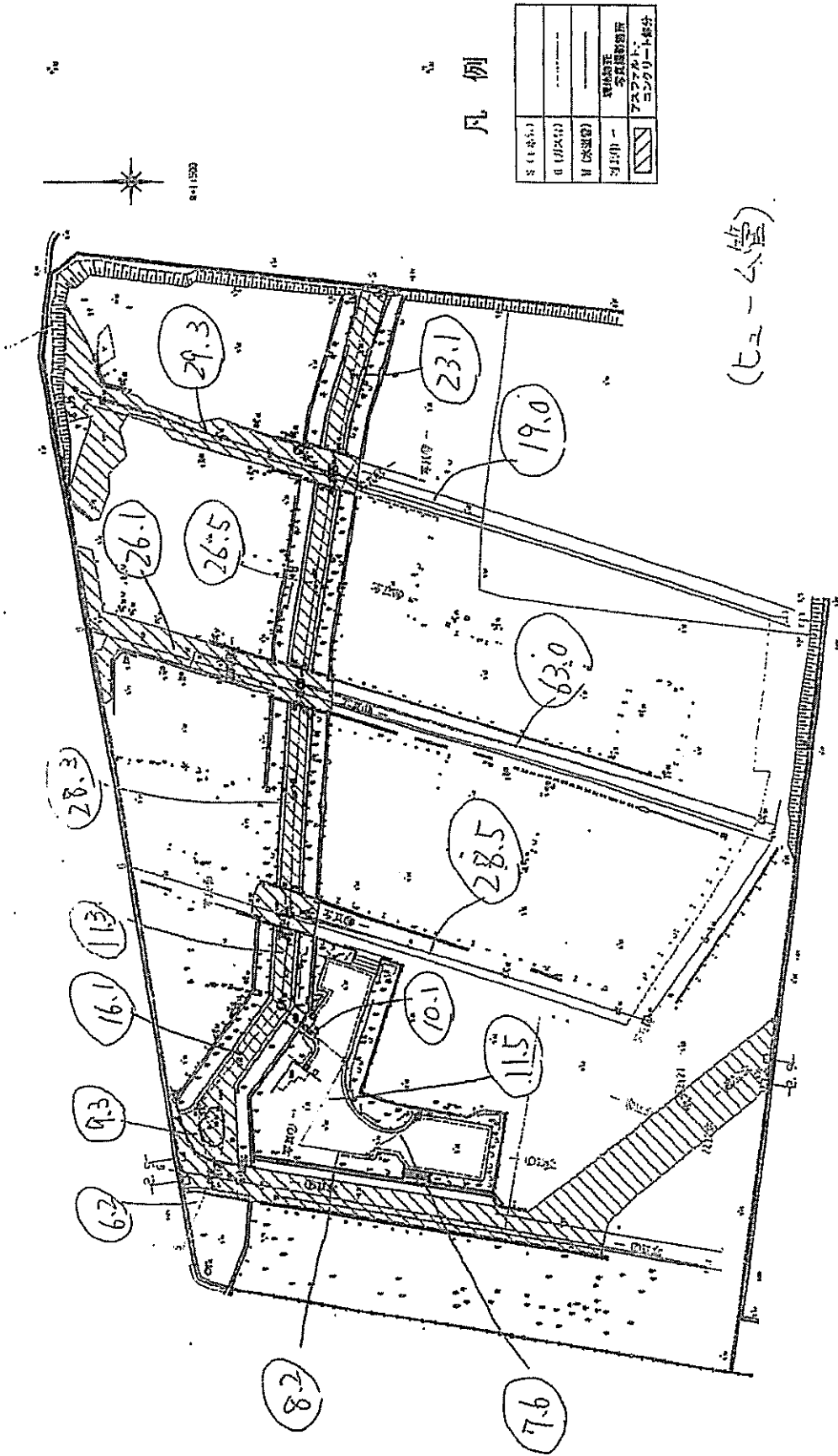


図5-1 現地踏査結果図 S=1:500

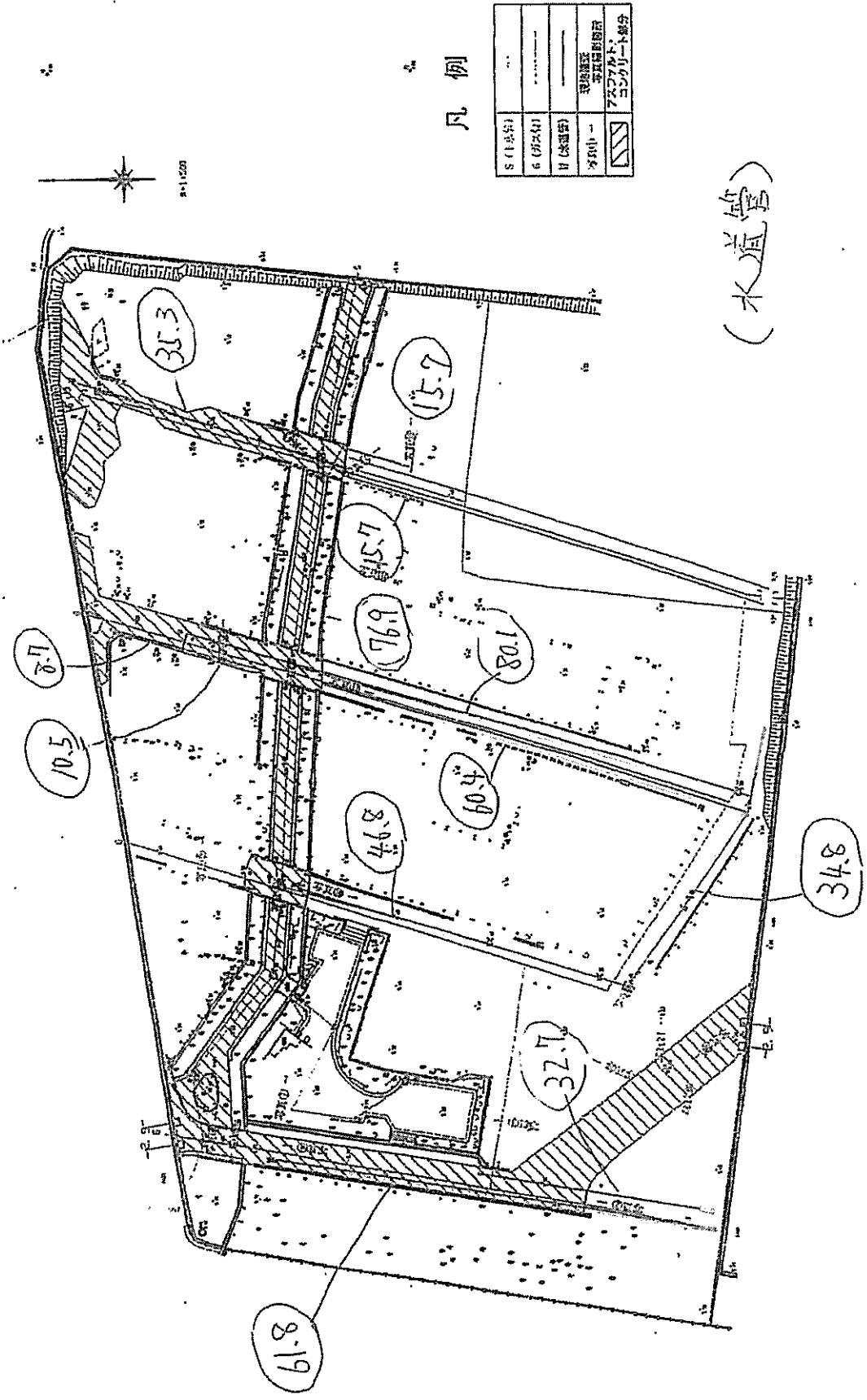
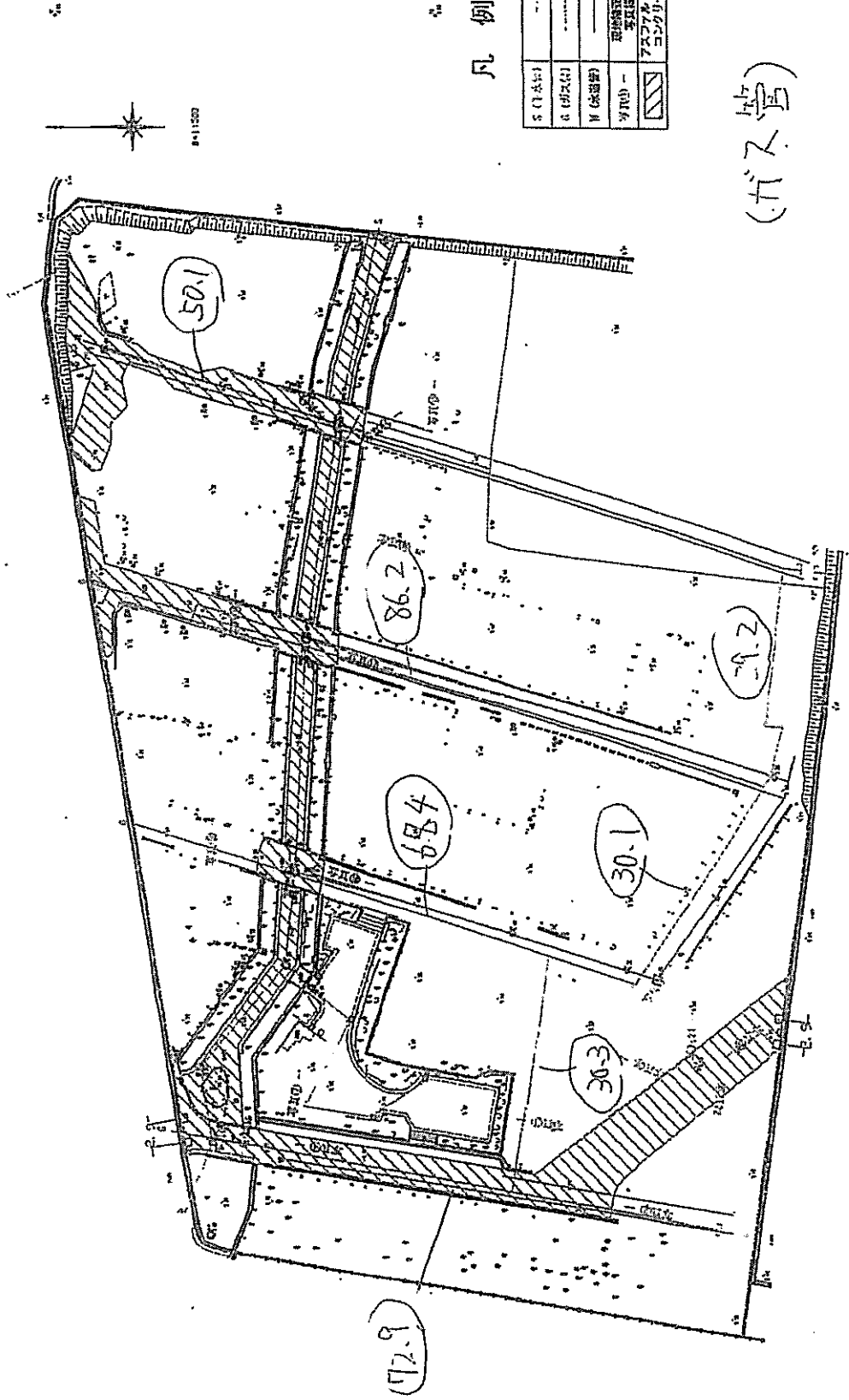


図5-1 現地踏査結果図 S=1:500

0A301

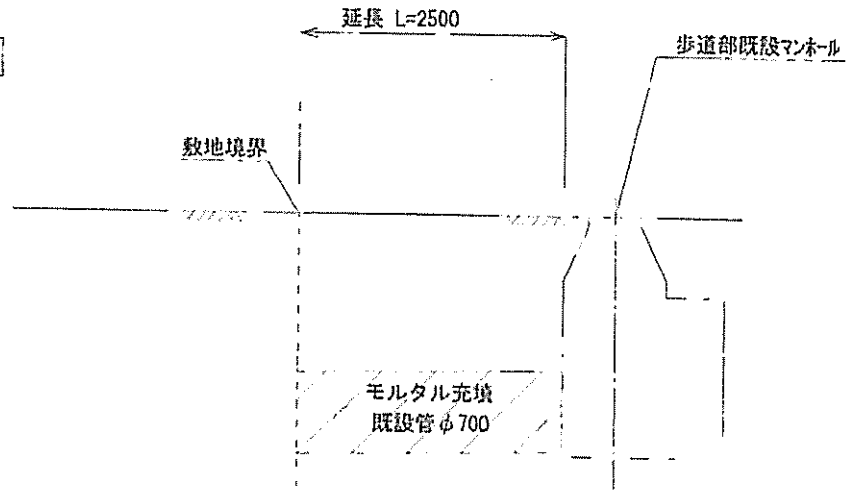


(ガス管)

図5-1 現地踏査結果図 S=1:500

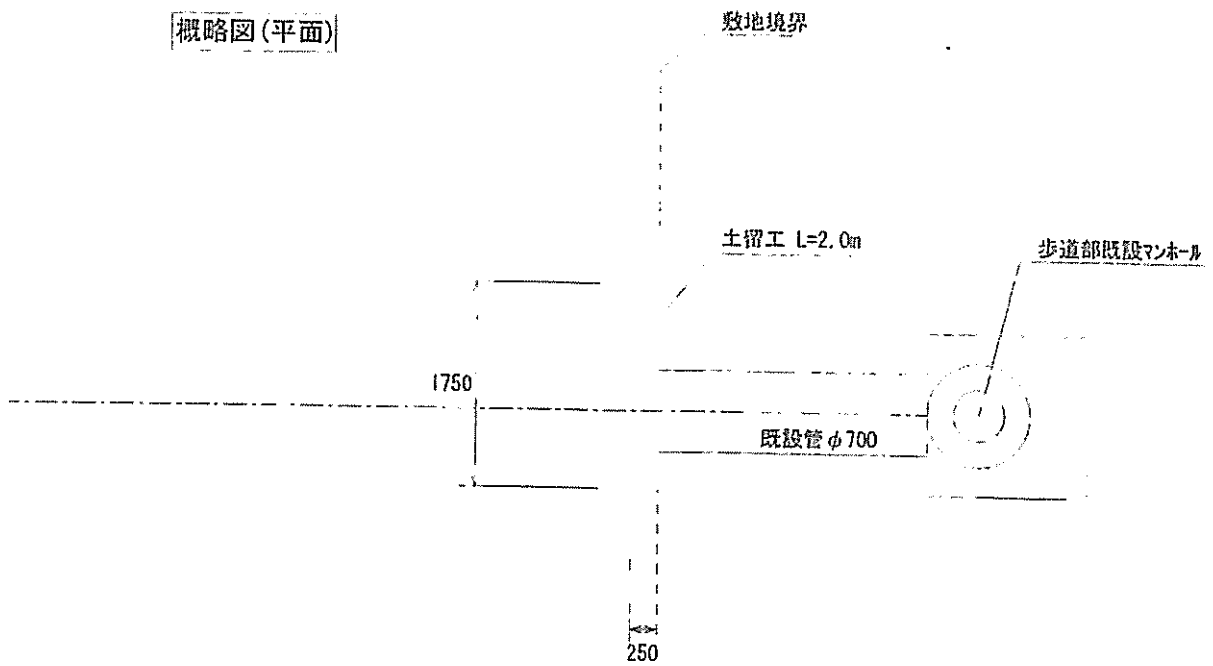
モルタル注入工

概略図(縦断)



モルタル充填
 $0.35 \times 0.35 \times 3.14 \times 2.5 = 1.0\text{m}^3$

概略図(平面)



整理番号	交付番号	車番	コード1	コード2	コード3	総重量	風袋重量	正味重量
15-0304405	M-1	4413		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,350	11,790	8,560
15-0304442	M-2	8824		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,150	11,850	8,300
15-0304431	M-3	8810		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,660	11,830	8,830
15-0304420	M-4	8821		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,270	11,650	8,620
15-0304416	M-5	5868		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	21,430	11,840	9,590
15-0304475	M-6	4413		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	23,260	11,790	11,470
15-0304486	M-7	8824		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	21,460	11,850	9,610
15-0304490	M-8	8810		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	21,720	11,830	9,890
15-0304464	M-9	8821		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	21,780	11,650	10,130
15-0304553	M-10	5868		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	22,850	11,840	11,010
15-0304803	M-11	4413		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,990	11,790	9,200
15-0304814	M-12	8824		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	21,130	11,850	9,280
15-0304825	M-13	8810		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,660	11,830	8,830
15-0304836	M-14	8821		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	19,930	11,650	8,280
15-0304840	M-15	5868		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	21,780	11,840	9,940
15-0304851	M-16	4413		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	19,810	11,790	8,020
15-0304862	M-17	8824		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,280	11,850	8,430
15-0304873	M-18	8810		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,090	11,830	8,260
15-0304884	M-19	8821		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	19,350	11,650	7,700
15-0304895	M-20	5868		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,750	11,840	8,910
総合計								182,860

20台

整理番号	交付番号	車番	コード1	コード2	コード3	総重量	風袋重量	正味重量
15-0304501	M-21	4413		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	19,850	11,700	8,150
15-0304512	M-22	8824		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	19,880	11,780	8,100
15-0304523	M-23	8810		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	19,880	11,870	8,010
15-0304534	M-24	8821		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	18,590	11,710	6,880
15-0304545	M-25	5868		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,040	11,810	8,230
15-0304556	M-26	4413		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,400	11,700	8,700
15-0304560	M-27	8824		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	19,930	11,780	8,150
15-0304571	M-28	8810		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	19,500	11,870	7,630
15-0304582	M-29	8821		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,480	11,710	8,770
15-0304593	M-30	5868		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,470	11,810	8,660
15-0304504	M-31	4413		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	21,220	11,700	9,520
15-0304615	M-32	8824		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	19,040	11,780	7,260
15-0304626	M-33	8810		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	19,510	11,870	7,640
15-0304630	M-34	8821		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	19,610	11,710	7,900
15-0304641	M-35	5868		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,350	11,810	8,540
15-0304652	M-36	4413		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	19,360	11,700	8,160
15-0304663	M-37	8824		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	18,090	11,780	6,310
15-0304674	M-38	8810		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	19,650	11,870	7,780
15-0304685	M-39	8821		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	19,310	11,710	7,600
15-0304696	M-40	5868		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	19,510	11,810	7,700
総合計								159,690

20台

整理番号	交付番号	車番	コード1	コード2	コード3	総重量	風袋重量	正味重量
15-0304700	M-41	8825		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	19,560	11,650	7,910
15-0304711	M-42	5868		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,070	11,810	8,260
15-0304722	M-43	5887		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,270	11,760	8,510
15-0304733	M-44	8825		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	19,740	11,650	8,090
15-0304744	M-45	5868		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,440	11,810	8,630
15-0304755	M-46	5887		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	19,620	11,760	7,860
15-0304766	M-47	8825		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	19,700	11,650	8,050
15-0304770	M-48	5868		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,180	11,810	8,370
15-0304781	M-49	5887		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	19,630	11,760	7,870
15-0304792	M-50	8825		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,310	11,650	8,660
15-0308524	M-51	5868		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,380	11,810	8,570
15-0308535	M-52	5887		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	21,000	11,760	9,240
総合計								100,020

12台

整理番号	交付番号	車番	コード1	コード2	コード3	総重量	風袋重量	正味重量
15-0308546	M-53	8824		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	21,650	11,770	9,880
15-0308561	M-55	8825		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,800	11,600	9,200
15-0308550	M-54	8810		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	22,100	11,790	10,310
15-0308572	M-56	8824		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	21,230	11,770	9,460
15-0308583	M-57	8810		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	21,440	11,790	9,650
15-0308594	M-58	8825		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,920	11,600	9,320
15-0308605	M-59	8824		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	21,690	11,770	9,920
15-0308616	M-60	8810		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	21,610	11,790	9,820
15-0308620	M-61	8825		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,570	11,600	8,970
15-0308631	M-62	8824		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,860	11,770	9,090
15-0308642	M-63	8810		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,470	11,790	8,680
15-0308653	M-64	8825		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,320	11,600	8,720
総合計								113,020

12台

整理番号	交付番号	車番	コード1	コード2	コード3	総重量	風袋重量	正味重量	エリア
15-0308664	M-65	8810		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	21,310	11,730	9,580	NO.1,2
15-0308675	M-66	8809		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	21,080	11,730	9,350	"
15-0308686	M-67	8825		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	18,980	11,680	7,300	"
15-0308690	M-68	8812		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	19,790	11,660	8,130	"
15-0308701	M-69	8810		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,430	11,730	8,700	"
15-0308712	M-70	8809		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	19,070	11,730	7,340	"
15-0308723	M-71	8825		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	19,290	11,680	7,610	"
15-0308734	M-72	8812		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	19,560	11,660	7,900	"
15-0308745	M-73	8810		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,380	11,730	8,650	"
15-0308756	M-74	8809		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	19,460	11,730	7,730	"
15-0308760	M-75	8825		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	19,390	11,680	7,710	"
15-0308771	M-76	8812		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	20,370	11,660	8,710	"
15-0308782	M-77	8810		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	21,730	11,730	10,000	"
15-0308793	M-78	8809		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	21,280	11,730	9,550	NO.3
15-0308804	M-79	8825		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	22,310	11,680	10,630	"
15-0308815	M-80	8812		1 汚染土壌	193 豊中市野田町	21,810	11,660	10,150	"
総合計								139,040	
								108,710	

16台

30,330

森友学園入金予定

1. 森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事

¥113,400,000.- (工事費¥105,000,000.-消費税¥8,400,000.-)

増減変更 ▲¥10,260,000.-

増減後契約金額 ¥103,140,000.-

既入金額 ¥34,020,000.- 07/31 入金

残 金 ¥69,120,000.- 11/25 入金

2. 森友学園小学校新築工事に伴う敷地南側地中障害撤去工事

¥30,780,000.- (工事費¥28,500,000.-消費税¥2,280,000.-)

増減変更 ▲¥2,160,000.-

増減後契約金額 ¥28,620,000.-

残 金 ¥28,620,000.-

総額 1 + 2 = ¥131,760,000.- (▲¥12,420,000.-)

工 事 完 成 通 知 書

平成 27 年 12 月 1 日

学校法人 森友学園
理事長 籠池 康博 様

受 注 者



次のとおり工事が完成しましたので通知します。

記

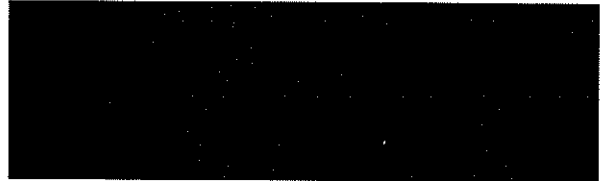
契約年月日	平成 27年 7月 29日
工事名称	(仮称)森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事
工事場所	大阪府 豊中市 野田町 1501番
工事完成日	平成 27年 11月 20日
工 期	平成 27年 7月 29日 ~ 平成 27年 12月 15日
請 負 金 額	¥103,140,000円
工 事 価 格	¥95,500,000円
消 費 税	¥7,640,000円

工 事 完 成 通 知 書

平成 27 年 12 月 1 日

学校法人 森友学園
理事長 籠池 康博 様

受 注 者



次のとおり工事が完成しましたので通知します。

記

契約年月日	平成 27年 10月 1日
工事名称	(仮称)森友学園小学校新築工事に伴う敷地南側地中埋設物撤去工事
工事場所	大阪府 豊中市 野田町 1501番
工事完成日	平成 27年 11月 20日
工 期	平成 27年 11月 1日 ~ 平成 27年 12月 15日
請 負 金 額	¥28,620,000円
工 事 価 格	¥26,500,000円
消 費 税	¥2,120,000円

注 文 書

平成27年12月 / 日

殿

大阪市淀川区塚本一丁目6番25号
学校法人森友学園
理事長 龍池康博

次の通り、注文致します。

記

工 事 名 (仮称) 森友学園小学校新築工事に伴う敷地南側地中埋設物撤去工事 (減額変更)

工 事 場 所 豊中市野田町1501番

内 訳 添付

工 期 平成 27 年 11 月 1 日 ~ 平成 27 年 12 月 15 日

注 文 金 額 金 ▲2,160,000 円

工 事 価 格 金 ▲2,000,000 円

消 費 税 等 金 ▲160,000 円

支 払 方 法 完了時現金支払い

そ の 他 追加精算が生じた場合、発注者と受注者は誠意をもって協議するものとする。

--	--	--

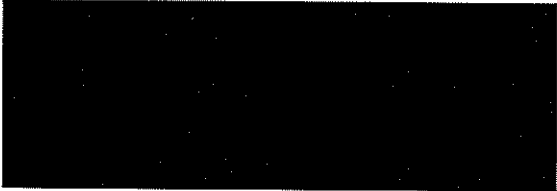


NO _____

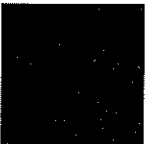
注文請書

平成27年12月 日

学校法人森友学園
理事長 籠池 康博 様



次の通り、御注文をお請け致します。



記

工事名	(仮称) 森友学園小学校新築工事に伴う敷地南側地中埋設物撤去工事 (減額変更)		
工事場所	豊中市野田町1501番		
内訳	添付		
工期	平成 27 年 11 月 1 日	～	平成 27 年 12 月 15 日
請負金額	金	▲2,160,000	円
工事価格	金	▲2,000,000	円
消費税等	金	▲160,000	円
支払方法	完了時現金支払い		
その他	追加精算が生じた場合、発注者と受注者は誠意をもって協議するものとする。		

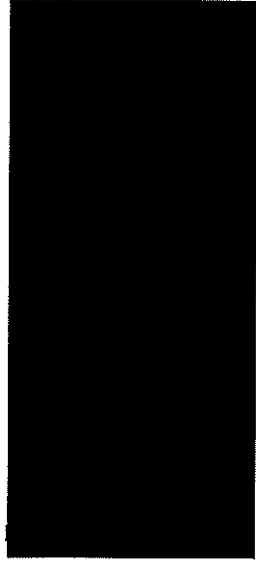
担当者捺印欄

--	--	--

契約内訳書

見積 No. M-D-7

平成 27 年 12 月 1 日



¥ - 2, 160, 000. - (税込)

工事名称 (仮称) 森友学園小学校新築工事に伴う敷地南側地中埋設物撤去工事 (減額変更)		
工事場所 大阪府豊中市野田町1501番地	工期 着手日～1.5ヶ月	
構造規模	支払条件	
面積 敷地面積 8770.43m ² 南側対象面積3837m ²	工事範囲	

別途工事	
特記事項	

営業	見積		
部長	担当	部長	担当

件名：(仮称)森友学園小学校新築工事に伴う敷地南側地中埋設物撤去工事 (減額変更)

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A. 埋設物撤去工事		1	式		▲ 1,032,000	
B. 埋設物処分工事		1	式		▲ 810,702	
C. 諸経費		1	式		▲ 157,298	
計					▲ 2,000,000	
消費税 8 %					▲ 160,000	
総 合 計					▲ 2,160,000	

件名：(仮称)森友学園小学校新築工事に伴う敷地南側地中埋設物撤去工事（減額変更）

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A.埋設物撤去工事						
1.樹木伐採・伐根工	高木 18本 中木 5本	1	式		▲ 1,032,000	敷地センターラインより南側
計					▲ 1,032,000	

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1. 樹木伐採・伐根工						
樹木撤去工						
高木伐採・伐根	集積・積込み	▲ 20	本	7,400	▲ 148,000	計画数量 38本
中木伐採・伐根	集積・積込み	▲ 20	本	6,900	▲ 138,000	計画数量 25本
産業廃棄物処理工						
収集運搬工						
処分費	枝・葉	▲ 105	m3	1,200	▲ 126,000	計画数量 240m3
	根	▲ 55	m3	4,000	▲ 220,000	計画数量 130m3
		▲ 50	m3	8,000	▲ 400,000	計画数量 110m3
小 計					▲ 1,032,000	
1. 樹木伐採・伐根工						

1. 樹木伐採・伐根工

件名：(仮称) 蕪友学園小学校新築工事に伴う敷地南側地中埋設物撤去工事 (減額変更)

名	称	仕	様	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
B. 埋設物処分工事													
積込み運搬処分工		コンクリートガラ	2.3t/m ³	▲	191.92	t		4,090		▲	784,952	計画数量 370t	
積込み運搬処分工		鉄管	7.8t/m ³	▲	1.04	t		17,210		▲	17,898	計画数量 3t	
積込み運搬処分工		廃材・ゴミ	1.8t/m ³		1.83	t		17,210			31,494	計画数量 2t	
積込み運搬処分工		産業廃棄物混在土(埋設ゴミ)		▲	1.03	t		38,200		▲	39,346	計画数量 3t	
	計									▲	810,702		
B. 埋設物処分工事													

B. 埋設物処分工事

御 見 積 書

学校法人 森友学園 理事長 籠池 康博 様

平成 27 年 12 月 1 日

下記の通り御見積り申し上げます。

¥ - 2, 160, 000. - (税 込)

見積有効期限 提出日より1ヶ月とさせていただきます

工事名称 (仮称)森友学園小学校新築工事に伴う敷地南側地中埋設物撤去工事 (減額変更)

工事場所	大阪府豊中市野田町1501番地	工 期	着手日～1.5ヶ月
構造規模		支払条件	
面 積	敷地面積 8770.43m ² 南側対象面積3837m ²	工事範囲	

別途工事 特記事項	営業		見 積	
	部長	担当	部長	担当

御 見 積 書

見積 No. M-D-7

学校法人 森友学園 理事長 籠池 康博 様

平成 27 年 12 月 1 日



下記の通り御見積り申し上げます。

¥ - 2, 160, 000. - (税 込)

見積有効期限 提出日より1ヶ月とさせていただきます

工事名称 (仮称) 森友学園小学校新築工事に伴う敷地南側地中埋設物撤去工事 (減額変更)	
---	--

工事場所	大阪府豊中市野田町1501番地	工 期	着手日～1.5ヶ月
構造規模		支払条件	
面 積	敷地面積 8770.43m ² 南側対象面積3837m ²	工事範囲	

別途工事	
特記事項	

営 業	見 積		
部 長	部 長	担 当	担 当

件名：(仮称)森友学園小学校新築工事に伴う敷地南側地中埋設物撤去工事 (減額変更)

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A. 埋設物撤去工事		1	式		▲ 1,032,000	
B. 埋設物処分工事		1	式		▲ 810,702	
C. 諸経費						
		1	式		▲ 157,298	
計						
					▲ 2,000,000	
消費税 8%					▲ 160,000	
総 合 計					▲ 2,160,000	

名	称	仕	様	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
A.	埋設物撤去工事												
1.	樹木伐採・伐根工	高木 16本 中木 5本		1	式					▲ 1,032,000			敷地センターより南側
	計									▲ 1,032,000			

A. 埋設物撤去工事

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1. 樹木伐採・伐根工						
樹木撤去工						
高木伐採・伐根	集積・積込み	▲ 20	本	7,400	▲ 148,000	計画数量 38本
中木伐採・伐根	集積・積込み	▲ 20	本	6,900	▲ 138,000	計画数量 25本
産業廃棄物処理工						
収集運搬工						
処分費	枝・葉	▲ 105	m3	1,200	▲ 126,000	計画数量 240m3
	根	▲ 55	m3	4,000	▲ 220,000	計画数量 130m3
		▲ 50	m3	8,000	▲ 400,000	計画数量 110m3
小 計					▲ 1,032,000	
1. 樹木伐採・伐根工						



森友学園入金予定

1. 森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事

¥113,400,000.- (工事費¥105,000,000.-消費税¥8,400,000.-)

増減変更 ▲¥10,260,000.-

増減後契約金額 ¥103,140,000.-

既入金額 ¥34,020,000.-

残金 ¥69,120,000.-

2. 森友学園小学校新築工事に伴う敷地南側地中障害撤去工事

¥30,780,000.- (工事費¥28,500,000.-消費税¥2,280,000.-)

注 文 書

平成27年11月20日

■■■■■■■■■■ 殿

学校法人 森友学園
理事長 龍池 康博

■■■■■■■■■■ 次 の 通 り、注 文 致 し ま す。

記

工 事 名 (仮称) 森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事 (増減変更)

工 事 場 所 豊中市野田町1501番

内 訳 添付

工 期 平成 27 年 6 月 30 日 ~ 平成 27 年 10 月 30 日

注 文 金 額 金 ▲10,260,000 円

工 事 価 格 金 ▲9,500,000 円

消 費 税 等 金 ▲760,000 円

支 払 方 法 完了時現金支払い

そ の 他 追加精算が生じた場合、発注者と受注者は誠意をもって協議するものとする。

--	--	--



NO _____

注文請書

平成27年11月20日

学校法人森友学園
理事長 籠池 康博 様



次の通り、御注文をお請け致します。

記

工事名	(仮称) 森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事 (増減変更)
工事場所	豊中市野田町1501番
内 訳	添付
工 期	平成 27 年 6 月 30 日 ~ 平成 27 年 10 月 30 日
請負金額	金 ▲10,260,000 円
工事価格	金 ▲9,500,000 円
消費税等	金 ▲760,000 円
支払方法	完了時現金支払い

そ の 他 追加精算が生じた場合、発注者と受注者は誠意をもって協議するものとする。

担当者捺印欄

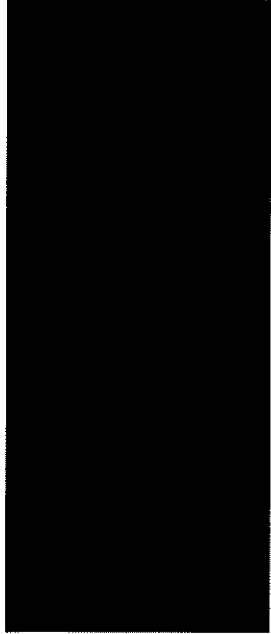
--	--	--

御 見 積 書

見積 No. M-D-3

学校法人 森友学園 理事長 籠池 康博様

平成 27 年 11 月 18 日



下記の通り御見積り申し上げます。

〒 - 10, 260, 000. - (税 込)

見積有効期限 提出日より1ヶ月とさせていただきます

工事名称 (仮称)森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事 (増減変更)

工事場所	大阪府豊中市野田町1501番地	工 期	着手日～3.5ヶ月
構造規模		支払条件	
		工事範囲	
面 積	敷地面積 8770.43m ² 土壌対策 471.9m ²		

別途工事	
特記事項	

営 業	見 積
部 長	部 長
担 当	担 当

件名：(仮称)森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事 (増減変更)

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A. 共通仮設費		1	式		▲ 648,000	
B. 土壌改良工事		1	式		▲ 2,203,993	
C. 埋設物撤去工事		1	式		26,100	
D. 埋設物処分工事		1	式		▲ 4,580,253	
E. 汚水排水工事		1	式		▲ 5,364,220	
F. 諸経費		1	式		▲ 1,134,738	
G. 汚染土壌中混入産業廃棄物仕分け処分工		1	式		3,507,504	
H. 敷地京側既設管モルタル注入工		1	式		466,400	
I. 大型コンクリート構造物破砕工		1	式		481,200	
計					▲ 9,500,000	
消費税 8%					▲ 760,000	
総 合 計					▲ 10,260,000	

件名：(仮称)森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事 (増減変更)

名	称	仕	様	数	量	単	価	金	額	備	考
A.	共通仮設費										
	交通誘導員	車両出入口部 2名	排水工事部 3名	▲	54	人	12,000	▲	648,000	計画数量	210人
	計							▲	648,000		

件名：(仮称)森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事 (増減変更)

名	称	仕	様	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
C.	埋設物撤去工事												
1.	樹木伐採・伐根工	高木 69本 中木 74本		1	式					26,100			
	計									26,100			

C. 埋設物撤去工事

件名：(仮称)森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事 (増減変更)

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1. 樹木伐採・伐根工						
樹木撤去工						
高木伐採・伐根	集積・積込み	▲ 3	本	7,400	▲ 22,200	計画数量 72本
中木伐採・伐根	集積・積込み	▲ 13	本	6,900	▲ 89,700	計画数量 87本
産業廃棄物処理工						
取集運搬工		15	m3	1,200	18,000	計画数量 240m3
処分費	根	15	m3	8,000	120,000	計画数量 60m3
小 計					26,100	
1. 樹木伐採・伐根工						

件名：(仮称)森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事（増減変更）

名	称	仕	様	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
D.	埋設物処分工事												
	積込み運搬処分工	コンクリートガラ	2.3t/m3	▲	307.42	t		4,090		▲	1,257,347	計画数量 830t	
	積込み運搬処分工	鉄管	7.8t/m3	▲	1.57	t		17,210		▲	27,019	計画数量 10t	
	積込み運搬処分工	廃材、ゴミ	1.8t/m3	▲	191.51	t		17,210		▲	3,295,887	計画数量 195t	
	計									▲	4,580,253		

D.埋設物処分工事

件名：(仮称)森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事 (増減変更)

名	称	仕	様	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
1.1号マンホール工(A)													
掘削工				▲	9.8	m ³		7,500		▲	73,500		廃工
土留工			簡易鋼矢板 L=3.5m	▲	6	m		14,900		▲	89,400		廃工
土留支保工			2段	▲	16	m		7,800		▲	124,800		廃工
埋戻し工			購入土	▲	7	m ³		5,800		▲	40,600		廃工
残土処分工				▲	9.8	m ³		4,200		▲	41,160		廃工
基礎工			基礎砕石 RC-40	▲	0.2	m ³		4,800		▲	960		廃工
1号組立マンホール工			底盤	▲	1	個				▲	12,340		廃工
			直壁 (900*1800・900*300)	▲	2	個		25,130		▲	50,260		廃工
			斜壁 (600~900*600)	▲	1	個				▲	19,460		廃工
			調整リング (100*1・50*2)	▲	3	個		3,110		▲	9,330		廃工
			調整金具 (MWB-25)	▲	1	個				▲	2,180		廃工
			削孔工 (φ200)	▲	1	箇所				▲	3,900		廃工
			削孔工 (φ150)	▲	1	箇所				▲	3,400		廃工
			組立	▲	1	箇所				▲	79,000		廃工
マンホール鉄蓋工			耐スリップ 汚水 T-14	▲	1	組				▲	46,200		廃工
インバート工			モルタル仕上	▲	1	箇所				▲	38,000		廃工
小	計									▲	634,490		

件名：(仮称)森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事 (増減変更)

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2.1号マンホール工①						
掘削工		▲ 9.6	m ³	7,500	▲ 72,000	竣工
土留工	筋骨鋼矢板 L=3.5m	▲ 7	m	14,900	▲ 104,300	竣工
土留支保工	2段	▲ 14	m	7,800	▲ 109,200	竣工
埋戻し工	購入土	▲ 6.9	m ³	5,800	▲ 40,020	竣工
残土処分工		▲ 9.6	m ³	4,200	▲ 40,320	竣工
基礎工	基礎砕石 RC-40	▲ 0.2	m ³	4,800	▲ 960	竣工
1号組立マンホール工	底盤	▲ 1	個		▲ 12,340	竣工
	道壁 (900*1800・900*300)	▲ 2	個	25,130	▲ 50,260	竣工
	斜壁 (600~900*600)	▲ 1	個		▲ 19,460	竣工
	調整リング (100*1・50*1)	▲ 2	個	3,370	▲ 6,740	竣工
	調整金具 (MRB-25)	▲ 1	組		▲ 2,180	竣工
	削孔工 (φ150)	▲ 1	箇所		▲ 3,400	竣工
	組立	▲ 1	箇所		▲ 79,000	竣工
マンホール鉄蓋工	耐スリップ 汚水 T-14	▲ 1	組		▲ 46,200	竣工
小 計					▲ 586,380	
2.1号マンホール工①						

2.1号マンホール工①

件名：(仮称)森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事 (増減変更)

名	称	仕	様	数	量	単	位	価	金	額	備	考
3.排水管布設工												
掘削工			掘削幅=1.3m	▲	86.7	m ³		7,500	▲	650,250		廃工
土留工			簡易鋼矢板 L=3.5m	▲	46	m		14,900	▲	685,400		廃工
土留支保工			2段	▲	46	m		5,400	▲	248,400		廃工
埋戻し工			購入土	▲	82.7	m ³		5,800	▲	479,660		廃工
残土処分工				▲	86.7	m ³		4,200	▲	364,140		廃工
保護砂工			山砂	▲	3.2	m ³		12,000	▲	38,400		廃工
排水管布設工			VUφ200	▲	22.9	m		2,200	▲	50,380		廃工
排水管布設工			VUφ200 ゴム輪受口片受直管	▲	6	本		5,390	▲	32,340		廃工
			VUφ200 マンホール継手(上流用)	▲	1	本			▲	2,480		廃工
			VUφ200 マンホール継手(下流用)	▲	1	本			▲	1,480		廃工
小	計								▲	2,552,930		

件名：(仮称) 森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事 (増減変更)

名	称	仕	標	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
4. 排水管布設工													
掘削工			掘削径φ=1.2m	▲	10.2	m ³		7,500		▲	76,500		廃工
土留工			簡易鋼矢板 l=3.5m	▲	4	m		14,900		▲	59,600		廃工
土留支保工			2段	▲	8	m		5,400		▲	43,200		廃工
埋戻し工			購入土	▲	9.9	m ³		5,800		▲	57,420		廃工
残土処分工				▲	10.2	m ³		4,200		▲	42,840		廃工
保護砂工			山砂	▲	0.4	m ³		12,000		▲	4,800		廃工
排水管布設工			VUφ150	▲	2.9	m		1,600		▲	4,640		廃工
排水管布設工			VUφ150 ゴム輪受口片受直管	▲	1	本				▲	3,560		廃工
			VUφ150 マンホール継手(上流用)	▲	1	本				▲	1,890		廃工
			VUφ150 マンホール継手(下流用)	▲	1	本				▲	1,120		廃工
小	計									▲	295,570		

4. 排水管布設工

件名：(仮称)森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事 (増減変更)

名	称	仕	様	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
5. 歩道舗装版撤去・復旧工													
歩道舗装撤去工			細粒度As t=30	▲	52.8	m2		2,500	▲	132,000		計画数量 61.4m2	
インク-ロッキングブロック撤去工			900*900*3箇所	▲	2.4	m2		500	▲	1,200		廃工	
点字ブロック撤去工			1500*1500*3箇所	▲	5	m2		1,050	▲	5,250		計画数量 6.8m2	
植樹帯撤去工			300*300*5枚	▲	6.6	m2		1,000	▲	6,600		計画数量 7.7m2	
歩道舗装復旧工			1400*950	▲	3	箇所		7,500	▲	22,500		廃工	
			碎石 t=100	▲	21.7	m2		1,500	▲	32,550		計画数量 30.3m2	
			細粒度As t=30	▲	52.8	m2		12,000	▲	633,600		計画数量 61.4m2	
インク-ロッキングブロック復旧工			碎石 t=100	▲	9.2	m2		1,500	▲	13,800		廃工	
			砂 t=30	▲	16.9	m2		2,500	▲	42,250		廃工	
			平板 t=60 (流用)	▲	9.2	m2		2,000	▲	18,400		廃工	
点字ブロック復旧工			300*300*5枚 (流用)	▲	7.7	m2		1,000	▲	7,700		廃工	
植樹帯復旧工			1400*950 (流用)	▲	3	箇所		15,000	▲	45,000		廃工	
街路樹移設復旧			枯木保証なし	▲	3	本		80,000	▲	240,000		廃工	
小	計									▲	1,200,850		

5. 歩道舗装版撤去・復旧工

作名：(仮称)森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事（増減変更）

名	称	仕	様	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
H. 敷地東側既設管モルタル注入工													
モルタル注入工事													
管内清掃工				1	式					30,000			
土留工		LSP-2	L=3.5m	2	m			35,000		70,000			
既設管閉塞工		φ700	ビントフワ、モルタル	2	ヶ所			45,000		90,000			
モルタル充填工		1:4	モルタル L=2.5m	1	m ³					80,000			
プラント設備設置撤去工			搬入～組立～搬出	2	回			50,000		100,000			
交通整理員				2	人			12,000		24,000			
安全対策費			カラーコーン・バー等	1	式					30,000			
小	計									424,000			
諸経費				1	式					42,400			
計										466,400			
計										466,400			

件名：(仮称)森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事 (増減変更)

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I. 大型コンクリート構造物破砕工						
大型コンクリート構造物破砕工						
油圧大割圧碎機	バックホウ取付型(開口幅1100)0.7m3	4	H	36,000	144,000	
アタッチメント脱着		8	回	15,000	120,000	
回送費		8	回	6,000	48,000	
オペレーター		4	人	20,000	80,000	
小 計					392,000	
経費						
		1	式		39,200	
計					431,200	
計					431,200	

I. 大型コンクリート構造物破砕工

大阪府豊中市野田町一五〇一番
土壤汚染対策工事

報告書

2015年10月



措置の完了報告書

豊中市長 様



平成 27 年 10 月 16 日

大阪市淀川区塚本一丁目 6 番 25 号

報告者 学校法人 森友学園

理事長 籠池康博

土壤汚染対策法の規定により、措置の効果を確認しましたので下記のとおり報告いたします。

記

要措置区域等の所在地	大阪府豊中市野田町 1501 番
地下水の水質測定を開始した日 措置の効果を確認した日	水質測定開始日 : 平成 27 年 9 月 15 日 措置効果確認日 : 平成 27 年 9 月 25 日
措置の種類	<input type="checkbox"/> 原位置封じ込め <input type="checkbox"/> 遮水工封じ込め <input checked="" type="checkbox"/> 掘削除去 <input type="checkbox"/> 原位置浄化 <input type="checkbox"/> 遮断工封じ込め <input type="checkbox"/> 原位置不溶化 <input type="checkbox"/> 不溶化埋め戻し <input type="checkbox"/> 舗装 <input type="checkbox"/> 立入禁止 <input type="checkbox"/> 区域外土壌入換え <input type="checkbox"/> 区域内土壌入換え <input type="checkbox"/> 盛土
措置対象の基準不適合土壌の 状況	添付資料の通り
添付資料 ※表 5.5.2-1 に記載して いるもの ※周辺保全対策結果 ※その他資料	<ul style="list-style-type: none"> ・工事終了報告書 ・地下水の水質分析結果

備考 この様式の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

工事終了報告書

豊中市長 様

平成 27 年 10 月 16 日



大阪市淀川区塚本一丁目 6 番 25 号

報告者 学校法人 森友学

理事長 籠池康博

土壌汚染対策法の規定に基づく措置に伴う工事が終了しましたので、下記の通り報告いたします。

記

措置区域等の所在地	大阪府豊中市野田町 1501 番
措置に伴う工事の開始日 措置に伴う工事の終了日	工事開始日 : 平成 27 年 8 月 17 日 工事終了日 : 平成 27 年 9 月 25 日
措置の種類	<input type="checkbox"/> 原位置封じ込め <input type="checkbox"/> 遮水工封じ込め <input checked="" type="checkbox"/> 掘削除去 <input type="checkbox"/> 原位置浄化 <input type="checkbox"/> 遮断工封じ込め <input type="checkbox"/> 原位置不溶化 <input type="checkbox"/> 不溶化埋め戻し <input type="checkbox"/> 舗装 <input type="checkbox"/> 立入禁止 <input type="checkbox"/> 区域外土壌入換え <input type="checkbox"/> 区域内土壌入換え <input type="checkbox"/> 盛土
措置対象の基準不適合土壌の状況	添付資料の通り
添付資料 ※表 5.5.2-1 に記載しているもの ※周辺保全対策結果 ※その他資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細調査報告書 (別冊) ・ 措置計画書 (別冊) ・ 工事終了図面 ・ 現場写真 ・ 管理票 ・ 処理報告書 ・ 地下水観測井の設置状況及び地下水の水質等の測定計画

備考 この様式の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

土壤汚染対策工事報告書（平成 27 年 10 月）

（注）土壤汚染対策工事報告書（313 頁）については、「11. 有益費支
払いに関する三者合意書の締結について（平成 28 年 3 月 29 日）」
[11-346]に添付されているものと同一であるため、そちらを参
照願います。